

す、めを以て
 秘閣校理仲淹
 況て六經に通
 じ易に長ず學
 者多く従ふて
 質問す爲めに
 經を執て講解
 するに倦む所
 無し嘗て其の
 奉を推し以て
 四方の游士を
 食ふ毎に感激
 して天下の事
 を論ず嘗て身
 を顧みず一時
 士大夫婚厲
 風節を尙ふて
 と仲淹より之
 を倡ふ遂に宋
 朝の名臣元勳
 となり

涼瓜沙肅州之地居興州阻賀蘭山爲固僭號大夏皇帝入寇
 西邊騷然范雍經略西夏聞元昊將攻延州懼甚閉門不救劉
 平戰中官黃德和誣奏平降賊以兵圍其家議收其族富弼言
 平自環慶來援姦臣不救故敗罵賊而死德和誣人冀免坐腰
 斬范雍罷時軍興多事張士遜無所補諫官韓琦上疏曰政事
 府豈養病坊邪於是士遜致仕呂夷簡復相用韓琦范仲淹爲
 邊帥仲淹嘗兼知延州夏人相戒曰毋以延州爲意小范老子
 胷中自有數萬甲兵不比大范老子可欺也邊人爲之語曰軍
 中有一韓西賊聞之心膽寒軍中有一范西賊聞之驚破膽昊
 之不得大逞蓋藉琦仲淹之宣力居多通元昊夏、銀、綏、宥、慶、靈、會、勝、甘、涼、瓜、沙、肅州之地を據り有
 免れんと冀ふと德和ハ天昊が延州に遠せし時先づ兵を引て走りしなり竟に其罪を以て腰斬せらる雖は罷めらる
 時に軍興りて國家多事なり張士遜朝廷に補ひ益する所なく毎日閑地にのみ居りて病を養へり故に諫官韓琦が上疏
 して曰く政事府ハ豈に病人なを養ふの坊室ならんやと讒しれり是に於て士遜は隱居せり夷簡復た相となれり韓
 琦范仲淹を用ひて邊の帥となせり仲淹ハ嘗て延州に兼ねて知たり夏人相戒れ戒めて曰く延州を以て意とする事
 勿れ小范老子は(仲淹のこと)にて老子は(昊)の胸中に自か數萬の甲兵あり大范老子(范雍)の欺く可きには比
 らべることが出来ぬと仁宗紀に仲淹大に州兵を領し一萬八千人を得て六將に分ち之れを領せり日夜訓練して敵の

召し客を會す
 王洙、呂蒙、王
 柔等與つ
 かれり
 怪鬼輩奸臣
 して夏竦を指
 たり
 竦等造レ
 誘ハ夏竦呂夷
 簡等大に
 范仲淹富弼等
 の諸正士の驕
 驕謀を奏建
 するを疾く
 みてささく
 の云ひぐさ誹
 謗をこしらへ
 以て帝にす
 め疑惑せしめ
 今且さに夷
 んとしたる國
 是も亦復た遂
 に地にお
 ちたり
 僥倖
 正の

衆寡を量からしむ又更に由て敵を拒がしむ又大に營田をおこし堡砦を修め流亡を招き斥候を通ず是に於て范漢
 の民相隨ぎて業につけり邊人之れが語を爲して曰く軍中に一韓(韓琦)あり西賊之れを開て心膽寒し又軍中
 に一范(范仲淹)あり西賊之れを開て膽を破るるを爲す居多なるに因るなり契丹乘朝廷有西夏之
 志を逞ふするを得ざるは蓋し琦仲淹の力を宜ふる居多なるに因るなり契丹乘朝廷有西夏之
 撓遣泛使求石晉所割周世宗所取關南地知制誥富弼接伴
 時夷簡任事人莫敢抗弼數侵之夷簡欲因事罪弼以弼報使
 弼至往返論難力拒其割地使還再遣而國書故爲異同夷簡
 欲以陷弼弼疑而啓觀乃復回奏面責夷簡易書而往增歲賂
 銀絹各十萬定和議而還契丹が朝廷に西夏の境める處に乗じて海に浮んで使を馳
 求めしむ知制誥の富弼が泛使に陪し伴ひて契丹に赴けり時に呂夷簡政事を取れり力あるを以て人敢て畏れて抗す
 るものなし獨り富弼は敢て夷簡に抗し使つす夷簡毎に事によりて弼を罪に陥れんと欲す故に之れをすむ弼命を
 得て即ち入對し叩頭して曰く主憂臣死の誓しめを臣敢て其死を受しませんと帝之が爲めに色動けり弼を樞密直學
 士に進む弼辭して曰く國家急あり漢勢を懼からず奈何ぞ官爵を以て賂せん遂に往く弼契丹主に見て曰く北朝中國
 と好を通ずれば人主其利を專にして臣下獲る所なし若し兵を用ひば則ち利は臣下に歸す而して人主ハ其禍に任ず
 と契丹主驚きて曰く此れ何の謂ぞや弼が曰く中國提封万里精兵百萬北朝兵を用ひるを欲せば能く其の必勝を保せ
 んや其勝をして亡する所の士馬を群臣之に當たるか抑も亦人主之れに當るか若し好を通せば歲幣多く人主に歸せ
 ん群臣何の利ぞやと契丹大に悟り又劉大符をして言はしめて言く君主金幣を受くるを耻づ堅く十縣の地を欲すと
 弼曰く本朝皇帝嘗て曰く祖宗の爲めに國を守る豈に敢て妄りに土地を以て人に與へんや朕多く南朝の赤を殺すに
 忍びず汝に已れを屈し幣を増す若し土地を得んと欲せば盟取るゝに在り北朝首として兵を發す過ち我に在らずと
 已にして契丹弼を諭して還らしめて曰く卿の再び至るをまつ當さに一事を擇で之れを受けん卿之れ醫書を持し來
 る弼疑ふて之れを啓き視るに果して異同せるものなれば再び還へり面のわたりに於て夷簡を責め請り書を持て
 往き終に議々銀絹各十萬を賂ふて増利を調のへて還れり案するに弼契丹に使し既に歸て復命す再び往て聘す草
 詔及び醫書弼三事を増す請ふ廣く塘地を開き屯兵の騎を増し領を容れ受くること勿れ行くに及んで中使醫書を持
 して武疆に至りて之を授く弼私に其の三事を念ひ前に處と約束す万一書調口と異らず則ち事敗れんと發して之れ

得べき所にあらざりて得る所の幸を僥倖と曰ふ乃ち杜衍は不正の邪徒にして嘗て夷簡に因縁し密に私弟に請し美妓を盛飾してよれをすよめたりこれより夷簡にすいめられて官を得たるなり富弼字は彦國河南の人なり少ふして篤學大度あり范仲淹が之れを見て而して奇とす曰く王佐の才なりと愛殊めあはすにその女を以てせり仁宗復た制科し茂材異等とわげられ將作監丞兼書、(せんしよ) 河陽

を見れば果して口と世間と同じからず乃ち馳せ還り書を易へて以て行く○呂夷簡求罷上遂欲更天下弊事増諫官員命王素歐陽脩余靖蔡襄供諫院職以韓琦范仲淹爲樞密副使召夏竦爲樞密使諫官論罷竦以杜衍代之國子直講石介喜曰此盛德事也乃作慶曆聖德詩有曰衆賢之進如茹斯拔大姦之去如距斯脫大姦指竦也宰相の呂夷簡が罷め歸らんと欲ふんと欲し諫官の員を増す王素、歐陽脩、余靖、蔡襄等に命じて諫院の職に供せり韓琦、范仲淹を以て樞密副使となせり又夏竦なるものを召して樞密使となす諫官の歐陽脩等奏して曰く竦は姦邪傾險樞密の官に置くと可からずと論じて諫を罷む之に代ゆるに杜衍を以てす國子直講の石介なるもの言んで曰く夏竦を退せざるは是れ實に盛徳の事なりとて乃ち慶曆聖徳の詩を作れり其詩に曰く衆賢の進むは茹(ば)の如く(は)是れ善類相引くは茅の根を連ねて皆を抜くと云ふことにて如(に)茹(ば)斯(か)拔(は)くは易の泰の卦の初九に茅を抜く茹たり註に茹は茅の根を曰ふ又莖集なり言ふ心は群賢相集りて莖進すること能はざるなり大姦は夏竦を指させしなり仲淹琦適自陝西(り)大姦の去るは韓琦の斯に脱するが如し竦は距(げ)つめを以て他を害す今其(の)距(げ)を去るときは又他を害すること能はざるなり大姦は夏竦を指させしなり仲淹琦適自陝西來道中得詩仲淹拊股謂琦曰爲此怪鬼輩壞事竦因與其黨造論目衍等爲黨人歐陽脩乃作朋黨論上之略曰小人無朋惟君子有之小人同利之時暫爲朋者僞也及其見利而爭先或利盡而情疎反相賊害君子修身則同道而相益事國則同心而共濟終始如一此君子之朋也爲君者但當退小人之僞朋進君子之眞朋則天下治矣范仲淹と韓琦との二人が陝西より來る道中に於て詩を得たり仲淹之を見て歎息し股(も)を拊

列官をさづけらる仲淹后を争ふに坐せらる弼上言す開封府推官にうつり諫院に知たりしは直諫すれども二年に知制誥となる左京刑部を糾察す接伴使となりて契丹につひに帝病が議を用ひ同時に王公に封せらるもの凡そ十四人四年に河北の宣撫使となる五年に鄆州に知たり皇祐元年に青州に知たり至和二年同平章事に拜せらる文彦博と同しく宣制す大夫朝臣に相慶す帝歐陽修に謂て曰

(うつ)て瑣に謂ひて曰く此の怪鬼(くわい)は(う)の爲めに事を變らると是れ怪鬼輩とは夏竦を指すなり言ふ心は此の時を得て深く姦疎の爲めに事をやぶられ爲存んじたるを云ふなり夏竦固て其黨類等と論を造りて杜衍等を目し見做して黨人とせり歐陽脩が乃ち朋黨論を作りて之を上る其の文の畧に曰く君子は道と同ふる者を以て朋となし小人は利を同ふる者を以て朋となす然れどもその賢小人は朋なし惟々君子は之れ有り小人の利を同ふするの時暫らく朋をなすは僞なりその利を見るに及んで而して先を争ひ或は利が盡くれば今までの親交は忽ち變じて情疎となり遂に反て相互に賊ひ害し合ふに至る君子は守る所は道義行ふ所は忠信惜むものは名節なり是を以て道と同ふして相益し心を同じて共に濟す終始一の如し此れ君子の眞朋なり天下の君たる者但當(た)當(た)に小人の僞朋を退け避(ひ)け君子の眞朋を進むるときは天下治りて太平とならん ○仲淹遷參政富弼爲樞副上既擢仲淹等每進見必以太平責之開天章閣召對賜坐給筆札仲淹等皆惶恐退列奏十事一曰明黜陟二曰抑僥倖三曰精貢舉四曰擇官長五曰均公田六曰厚農桑七曰修武備八曰減徭役九曰覃恩信十曰重命令上方信向悉用其說惟武備欲復府兵二說宰相以爲不可時章得象晏殊並同平章事未幾仲淹宣撫陝西河東富弼宣撫河北竦等造謗故仲淹等不安於朝歐陽脩亦出使河北晏殊罷杜衍同平章事衍務裁僥倖每內降率寢格不行積詔旨十數輒納上前上嘗語諫官曰外人知衍封還內降邪朕在宮中每以不可告而止者多於所封還也會衍婿蘇舜欽監進奏院用鬻故紙公錢祀神會客御史中丞王拱辰素不便衍等所爲因攻其

古の命相或は諸れを夢卜に得る今人情此の如し豈に夢卜に賢れざるらんや強相と云ふ八年召して樞密使となす英宗政をみづからし戸部尚書を加ふ後遂に老を請ひ復た司空を授けらる進んで韓圃公に封ぜらる致仕す窮家居すると雖も朝廷に大利害あれば知りて言はざる

事置獄得罪者數人。拱辰喜曰。吾一網打去盡矣。衍相七十日而罷。賈昌朝平章事兼樞密使。韓琦罷樞副。知揚州事。章得象罷。陳執中平章事。昌朝罷。夏竦代爲樞密使。仲淹參政に遷り宮中樞密を擢んで用ひ進見する毎に必らず太平に天下を治るの術を以て仲淹等に責め問へり又天章閣を開き召對し坐し賜ひ筆札即ち紙や筆や與へ給ひその意に思ひ爲さんと欲する策を條陳せしむ仲淹等皆惶然恐れて退き十餘條の策事を列ねて奏上せり其一に曰く黜陟(ちつしやく)即ち善惡を擇らば辨して善を陞(あ)げ惡を黜りざげすべくは賞し罪すべく罰してあげさげを明らかに公平にせよ其二に曰く僥倖(きやうしん)即ち正に得べき所にあらざりて得たる幸をばれ幸ひを抑(おさ)へ制せよ三に曰く賞與即ち國邑より賞しわける所の進士を精しく明らかに公平にして擧げ用ひよ四に曰く官長即ち上に立つ所の善き人物を擇らば用ひよ五に曰く公田を均(ひと)しくして多少の別なき様に公平に處置せよ六に曰く農桑即ち人民に農をばせみ桑を植むて業に勵め勉むることを厚くすよ七に曰く武備を修め嚴にして非常に備ふべし八に曰く衛役即ち百姓を使役することを少くなくして減んせよ九に曰く恩愛信義を施し盡し(あつく)くせよ十に曰く命令を重く嚴明にせよ右の十條を奏上せしかば帝は之れを信向し其の說を善しとして悉く用ゆるに惟(ただ)第七條に云へる武備を嚴にせよと云ふ一條だけは宰相以て之れを不可となせり時に章得象殊並びに同平章事たり未だ幾ばくならずして仲淹が陝西河東を宣撫せり富弼は河北を宣撫す夏竦等誹謗を造くるを以ての故に仲淹等朝廷に安んずる能はず終に遠州に徙されしなり歐陽修も亦仲淹等の諫め屢々諫むるの故を以て河北に貶せらる晏殊政を罷む杜衍同平章事たり衍務めて僥倖を裁し抑へ制せり内降即ち詔旨ある毎に率(お)もむね罷め止めて直に行はす詔旨を積む十數にして輒ち帝の前に納る帝嘗て諫官に語りて曰く外の人は宰相の術が内降を封還する知るや朕(わ)が宮中に在りて常に皆く可からざるを以て止む者衍が封還する所より猶多きなりと會々衍が婿(むこ)の蘇舜欽が進奏院に監督たり故紙(即ち古紙)にて紙くすのことなり)を賣り貯へる所の御上の錢を用ひて神を祀り客を會して妓を召し姦を逞ふし惡を行へりそこで御使中丞の王拱辰は素より杜衍等の爲す所をいさぎよく便なりとせざるなり因りてその事を攻め詰る獄を置きて罪を得るもの數人あり拱辰が之を見て喜んで曰く吾れ一網に打ち去り尽すと(魚)を取るには網をうつと云ふなり網に魚を取るごとく味よく取り除きたるを云ふ)衍相たる七十餘日にして罷めらる賈昌朝が同平章事兼ねて樞密使たり韓琦が樞密副使を罷めて楊州の知事たり章得象む陳執中同平章事たり昌朝罷む夏竦が代て樞密使たり

○貝州卒王則反。文彦博宣撫河北討平之。彦博入爲平章事。○趙元昊慶曆初嘗因范仲淹

東宮六率に隸す上府の兵は凡そ一千二百人中府は千人下府は八百人三百人を圍むなし圍に校尉あり五十人を隊となす隊に正あり十人を火となし火に長あり人ひと兵甲軍裝各々數あり之を庫に致し征行には之を給す二十にして兵となる六十にして而して免す能く騎射するものを越騎となし其餘は歩兵とす

請和反覆數歲。竟納款復稱臣。策命爲夏國王。名曩霄。歲賜銀絹茶綵二十五萬五千。遂不復寇邊。卒。子諒祚立。陳執中以無所建明罷。○夏竦罷。宋庠代之。尋同平章事。未幾罷。○張貴妃兄堯佐。一日除四使。監察御史裏行唐介論之。不聽。遂劾奏。文彦博向守蜀。以燈籠錦獻貴妃。得執政。故黨堯佐。上怒。遠貶介。彦博亦求罷。龐籍平章事。張貴妃の兄の堯佐なるもの一日の間に淮康軍の節度群牧副使之職を兼りて而して免す能く騎射するもの越騎となし其餘は歩兵とす

○廣源州儂智高寇廣州。連歲陷諸州。自邕至廣西皆被其害。命樞副狄青討平之。還爲樞密使。

卑き者を
選せり
燈籠錦
奇錦と名づく
貴妃以て服と
す

源州
源州曰く源
州ハ魏して世
熱とすすと即
ち世州

夢ト商の齋
博説を得たり
四伯として大
公望を

遂非人情に
近からずして
過を改めず盛
し己に誤りて
幽餌を食ふさ
とりて而して
之れを食ひ盡
す故に人情に
近からずして

らげり功を以て京師に
選て樞密使となれり ○龐籍罷。○陳執中梁適平章事。適罷。劉沆代之。
執中罷。文彦博富弼並同平章事。士大夫相慶得人。上曰。人情
如此。豈不賢於夢卜哉。上嘗問王素。孰可爲相。素曰。惟宦官宮
妾。不知姓名者。可充其選。上慨然曰。如此。則富弼耳。○龐籍罷。
適同平章事。たり適々劉沆之れに代はれり執中も亦能む文彦博富弼並びに同平章事となれり時士大夫入りて管人
の輔相を得たるを相ひ慶び賀せり帝の曰く人情此の如し豈に夢商の高宗の博説を以て傳説に於て得るを云ふこ
ト(周の文王の卜して呂尚を擡擡に得たるを云ふなり)に賀らざらんや帝嘗て王素に問ひて曰く孰れか相と爲す
べきと素對へて曰く宜しく惟だ宦官宮妾の姓名を知らざるものを以て其選に充つべしと帝之れを聽き慨然として
曰く實に然かるべし而し乍から此の如き賢
臣は甚だ得難し惟だ富弼のみならん

契丹主宗真殂。號興宗。子洪基立。

交趾李德政卒。子日遵立。○劉沆罷。文彦博罷。韓琦平章事。

富弼罷。○王安石知制誥。安石每遷官。遜避不巳。至知制誥。則

不復辭。官矣。安石嘗侍賞花釣魚宴。誤食鈎餌。已悟而食之。既

上以其不情而遂非惡之。安石有重名。士爭向之。惟蘇洵不見。

著辨姦論。亦以爲不近人情。必大姦慝。○契丹主宗真殂。號興宗。子洪基立。○交趾李德政が卒せり

りその子の日遵が立つ。○劉沆罷む。文彦博も亦罷む。韓琦平章事たり。琦既に相と爲り間に乗し進んで曰く皇朝は天下
安危のこゝる所なり古より禍亂の起る皆策早く定まらざるに由るなり陛下何んぞ宗室の賢を擡んで以て宗廟社稷
の計を爲さざる帝の曰く后宮將に就くものあらんとす姑く之れを待てと己にして又女を生む琦漢の孔光
傳を以て奏進して曰く成帝嗣なし弟の子を立つ彼れ中才の主猶能く此の如し況んや陛下をや願くば太祖の心を
以て心と爲さば則ち不可なる者なしと帝答へず富弼罷む。○王安石知制誥たり安石は官に遷ることを辭し避けて己
まじ知制誥に至りて則ち又官を辭せず安石は好んで養を讀み善く文を屬す曾其の擡む所を携へ以て歐陽修に示

而して過
を改めず

韓琦字は稚
圭相州

安陽の人風骨
秀異弱冠進士

に擧げられ名
第二にあり太

史奏す曰下五
色の雲見はる

左右皆を賀す
將作監丞を授

たり入りて集
賢院に直す左

藏に監たり時
方に高科を尙

び多徑に去り
て顯職となる

琦ひとり築庫
に比まると衆

以て宜にあら
ずとす琦之

れに居ること
自若たり景祐

の初め右司諫
を拜せらる帝

意を禮樂にと
すのち宰相の

す修之れが延譽をなす進士上第に擡んせらる是より先きに諸閣の命しげく下る安石輒ち辭して起たす士大夫等
はその世に意なきを謂ふ其面を知らざるを恨む朝廷毎に任するに重官を以てせんと欲す惟だ其就かざるを患ふる
なり而かるに此知制誥の官に就くに及んで内外のもの喜悅せざるなし安石嘗て花を賞し魚を釣るの宴に侍して誤
りて鈎餌を食せり已にして悟れども出さずして之れを食ひ盡せり帝因りてその非を知りて改めず却て非を遂ぐる
を惡みて人情に近からずとせり安石重名ありて士大夫争ふて之に向ふ惟り蘇
洵は見ずし辨姦論を著す亦た以爲らく人情に近からず必らず大姦慝ならん

進三劄。一論君德有三。曰仁。曰明。曰武。二論御臣。曰任官。曰信

賞。曰必罰。三論揀軍。又進五規。曰保業。曰惜時。曰遠謀。曰謹微。

日務實。○司馬光が諫院即ち諫議官の署局となれり而して三劄とて三つの雜事を奏せりその一に曰く
者は妃庶姑息の謂にあらざるなり教化を興し百姓を養ひ万物を利し政治を修むるは仁君の仁なり明は煩苛伺察の
謂にあらざるなり道理を知り安危を識り賢愚を別し是非を辨ずるは此れ人君の明なり武は強亢暴戾の謂にあらざ
るなり唯だ道の在る所之を斷して疑はざるのみ好も惡はず此れ人君の武なり故に仁にして明なら
ず猶ほ其田ありて耕す能はざるが如し明にして武ならざるは猶ほ田の穡を見て耘さざるが如きなり武にし
て仁ならざるは猶ほ獲るを知りて種するを知らざるが如し此の三者備れば則ち國治り一欠けば衰へ二を欠けば則ち
危し三者なれば則ち亡ぶ二に曰く臣を御するを論ず曰く官に任す曰く賞を信にす曰く罰を必とす論畧に曰く官に
任する者は博く在位の士を選んで德行のある者は教化を掌せり文學ある者は顧問に侍し政術ある者は守長となる
又勇畧ある者は將帥となさしむ賞を信にするは功あれば則ち秩をまじ賞を加へて官を從す勿れ罰を必とする者は罪
あれば則ち罰を加ふる勿れ三に曰く軍を揀(むら)ぶを論ず論に曰く軍を揀ぶは兵を養ふの術精を務めて多
を務めず又五規を進む曰く業を保す曰く時を惜む曰く謀を遠くす曰く微を謹しむ曰く實を務む業を保すの論畧に
曰く天下は重器なり之れを得る至難之れを守る至難王者始めて天命を受くるの時天下の人皆な我が比肩なり相與
に智力を角して之を争ふ智竭て抗す能はず力屈して支ふる能はず然して後廢を風して臣たらんを願ふ自ら智力首
として世に出づるに非らざんば則ち天下得て一にする莫きなり斯れ亦之れを得るの至難ならすや夫の群雄已に服
し衆心已に定るに及では常人の性皆以爲らく子孫万世泰山の搖らす可からざるが如し是に於て隱情の情生して
兵を玩び武をけがす奢を極め修を尽し一旦煥然として四方廢潰す秦隋の季是れなりこれ亦之れを守るの至難なら
すや時を惜むの略論に曰く日中すれば則ち月盈つれば則ち食す之れを以て聖人國家隆盛の時に當りて則ち戒懼彌
々甚だし故に能く其の令聞を保して亦た強く無し謀を遠くするの畧論に曰く詩に曰く未だ陰雨せざるに追ふ
とは國家閑暇災害なきの時なり彼の桑土を徹るとは賢を隱微に求むるなり厲戸を調護すと其の政治を修整する

將對

神宗皇帝

神宗皇帝

神宗皇帝

神宗皇帝

神宗皇帝

以為不可。鎮罷翰林。誨純仁大防解言職。公著罷侍講。議竟不

改號大遼。○上崩。在位四年。故元者一。曰治平。年三十八。皇太子立。是為神宗皇帝。

神宗皇帝。名頊。母曰宣仁聖烈皇后高氏。曹太后之甥也。幼與

英宗同鞠。后所。後為英宗配。生頊。自頊王為太子。尋即位。

石為翰林學士。入對。首以擇術為言。言必稱堯舜。○富弼同平

立致。呂誨時為御史中丞。將對。學士侍讀司馬光亦將詣經筵。

杜鵬

杜鵬

杜鵬

杜鵬

杜鵬

相遇。並行。光密問。今日所言何事。誨曰。袖中彈文。乃新參也。光

愕然。曰。歡喜得人。奈何論之。誨曰。君實亦為此言邪。安石執偏

見喜人。佞已。天下必受其弊。光退而思之。不得其說。搢紳間有

傳其疏者。往往疑其太過。誨言大姦似忠。大詐似信。安石外示

朴野。中藏巧詐。驕蹇慢上。陰賊害物。疏其十事。上兩降手詔。諭

青苗法 常平
の種米を以て
て青苗の法を
作り人戸に散
と興へて息三
分を出ださし
心春秋に散歛
り
國服云々
役人が民に貸
すの物その價
を得て以て之
に與ふ各の其
の國事に服す
る所の貨物を
以て利息とな
す農家の如き
の粟米を以て
し工は器械を
以てせりその
有する所を以
てする
なり
何書 三代
以前

故に天下必らず其の弊を受けんと光退て其の言を思ふに其説の是なるを思ひ得ず縉紳の間に其の誨の疏を傳ふるものありて往々に皆な呂誨の太だ過てたるを疑へり呂誨が曰く大姦なるものは愚に似たり大詐なる者は信に似たり安石は外面には朴直野鄙を示せしめ心の中には偽を巧みにし詐を遠く仁宗の朝に在り惡政當らず而して背て恩を懐かぬなどこれ陰謀が物を害すも其十事を疏奏す其の大畧に云く仁宗の朝に在り惡政當らず而して背て恩を謝せず愛に丁(おたる)りて服滿つ而して累詔賜たす英宗の世を終るまで臣たらず神宗の初めに在りて而して疾を託せり知江寧府に除するに及んで乃ち命に従ふ一なり小官に除すれば則ち避す重任を承くれば則ち避せず二なり侍講侍讀本と號を進が爲めに乃ち坐を請ふて自辱したかふれり三なり政府に居して多く御批を乞ひ以て異議を沮ばひ四なり自が糾察して惡政を司り法官と爭論して毎に情を挟み法を壞ふる私に拘はり怨を報する五なり翰林に入りては則ち惟だその弟の貴顯を欲す政府に在ては則ち威權を賣弄するに非ざるもなした六なり己に異なるを贗して威を専らにし政を害する七なり輔臣奏對に當りて畏敬するを知らず唐介と爭論して遂に喧嘩を致す八なり上方に九族を親睦す乃ち張昇光に黨して岐王の罪を離間す九なり邦國の經費三司に有り乃ち額外に員を増さんど欲す十なり帝再び手づから詔を書して之れを誨に降し諭せり然れども薛隆じて已まらず遂に誨を罷め既す安石が購を建て、創めて三司の條例司を制置して議して新法を行ふ言ひく周に泉府(解)上に由(たり)の官を設き以て天下の財を變通す后世惟り桑弘羊、劉晏粗々此の意に合せり今當に泉府の法を修め以て利權を收むべしと安石多く呂惠卿と謀り計る世人安石を號して孔子となし惠卿を號して顏淵とせり

先是治平中邵雍與客散步天津橋上聞
杜鵑聲愀然不樂客問其故雍曰洛陽舊無杜鵑今始至天下
將治地氣自北而南將亂自南而北今南方地氣至矣禽鳥飛
類得氣之先者也不二年上用南士作相多引南人專務更變

天下自此多事矣至是雍言果驗云

是より先きに英宗治平中に邵雍なるもの客と洛陽の天津橋上に散步せり杜鵑(はと)と云ふ鳥の鳴く聲を聞き愀然(しうぜん)憂ふる貌なりとして樂しまず客がその故を問ふ雍が曰く此の洛陽に舊と杜鵑は居らざりしなり(杜鵑はもと洛陽に多く生ず未だ南京にまきなり)然かるに今始して至れり此の洛陽(はと)天下の將に大平になり治らんとする時は地氣が北よりして南に及ばず又天下が亂んとするときは此の地氣が南より起りて北に及ばずなり而かるに今南方の地氣が北よりして洛陽に至れり天下多事となるの相なり凡そ禽鳥飛類は地氣の先きを告ぐる者なりとこれより二年になるやならずして帝は南士の王安石と大に用ひ相となし又多く南方の人を朝廷に引き上げて専ら萬政を更め變ずることを務む故に天下此より治平を失し多事となりたり是

には文籍
備はらず
察農田水
利古制の廢
治め修め
ざるなし
罷義倉
制舊
郷社に置き以
て凶荒を賑は
す是に至りて
之れをやめた
り
行均輸
法發運使に
命して之
れを領せしむ
凡そ上供のも
の皆費を徒し
賤に就き近を
用ひて遠きに
易ふることを
得るなり預じ
め京に在る倉
庫の當きに弊
ずべき所の者
を知り便宜蓄
買して以て之

に至りて雍が言ひしこと安石欲行青苗法以爲周官國服爲息法也

果して驗ありたりと云ふ安石欲行青苗法以爲周官國服爲息法也

王安石が青苗の法(解)上にありてを田疇の未だ登のらざるを典物として米錢を貸し返す時にその高に應じて利を付し返納するなりその法を行はんと欲す以爲らく此れ周官國服爲息(しうくわんこくふく)とて米錢の利息を治るに其國其土に應じて其土産を以てするものにして買に應じて農家の好制なり蘇轍曰以錢貸民は穀米を以てし工は器を以てするの法なりこれ天下の利を網羅するの好制なり蘇轍曰以錢貸民

吏緣爲姦錢入民手雖良民不免妄用及其納錢雖富民不免
違限鞭箠必用州縣不勝煩矣參政唐介爭論新法不勝疽發

背卒時人有生老病死苦之喻謂安石爲生曾公亮爲老介死

富弼議論不合稱病參政趙抃無如安石何惟稱苦苦而已安
石折抃曰君輩坐不讀書耳抃曰皐夔稷契何書可讀安石亦
不能對

蘇轍が曰く錢を以て民百姓に貸せば吏即ち役人がその貸附法に縁りて手数料とか何とかりに用ひ費やすことを免れず之れ錢はつかひ消しやすきを以てなり又其錢を返し納めるに及んでは富むたる人民と雖も期限を違ひ差へるを免れず若し期限に違へば鞭箠(べんすゐ)むちにてうち罪すを云ふ)を用ひざる可からず然かれども之れを用ゆれば州縣は煩はしきに勝へずと又參政の唐介も亦新法を争ひ論んして遂に之れを折じし勝つ能はず愧恨骨に徹し疽(し)はれもの(が)背に發して卒せり時の人が生老病死の喻あり蓋し釋氏の生老病死を以て四苦となして法華の普門品に曰く生老病死の苦漸を以て悉く滅せしむ是に至りて安石を謂ふて生となし威權の熾んなるを云ふ曾公亮を老と爲し命を受けて已れを屈して奔走せしむ是に至りて安石を謂ふて生となし病と稱せり參政の趙抃なるものは安石を如何んともすることなく惟だ苦々と稱するのみなり安石が抃の說を折きて曰く君らが輩は坐して讀書するに座するのみ即ち讀書に暗くして官に居り以て補益するなきを詭り曰ひたるなりそこで抃が曰く古の堯舜の時に由でられたる皐(から)夔(くわい)稷(せき)契(けい)の四人は何んの書をか讀み學びたるや三代以前には文籍典章備はりあらざるに而かも此の四大臣は大賢大功と稱せらるゝに安石之れに語學が亦對ふる能はざりし

遣使察農田水利

使者を遣はし冷ねく天下を巡行せしめ農田水利を檢察して天下の人民を督責して賦役を増し古制の廢れたるを修めざ

待つ 錢頭能處州 監州錢頭は衡 州の鹽稅を 檢詳文字 官條例司を佐 するを掌と 常平倉物 低昂を制して 常にその平を 得せしむ漢の 五鳳四年大同 農歌壽昌日邊 郡に令して皆 倉を築かし 穀賤ければ 價を増して糶 し以て糶を利 ず穀賤ければ 價を減じて糶 し以て民を利 せり名づけて

常平倉物 低昂を制して 常にその平を 得せしむ漢の 五鳳四年大同 農歌壽昌日邊 郡に令して皆 倉を築かし 穀賤ければ 價を増して糶 し以て糶を利 ず穀賤ければ 價を減じて糶 し以て民を利 せり名づけて

常平倉物 低昂を制して 常にその平を 得せしむ漢の 五鳳四年大同 農歌壽昌日邊 郡に令して皆 倉を築かし 穀賤ければ 價を増して糶 し以て糶を利 ず穀賤ければ 價を減じて糶 し以て民を利 せり名づけて

○罷義倉 義倉を罷む太祖の時天下に昭して義倉を創しめ饑饉の備へを立てられ小民の饑 死を救はれたり安石之れを無益なりとして壞りて其の米を奪ひ官に收め取りたり

○行均輸法 均輸の法を行ふ糶運使に命じて之れを領せしむ凡そ上供の物皆糶を徒し賤に 就き近を用ひて遠きに易ふことを得るなり又預しめ京に在る倉庫の糶すべき者

○臺諫劉琦錢頴以議新法 諫院の范純仁及び檢詳文字の役の蘇轍が王安石の建議せし所の新 法を議論するを以て罷められ純仁は出で、行中府を知らず轍は江南

○蘇轍以議新法 諫院の范純仁及び檢詳文字の役の蘇轍が王安石の建議せし所の新 法を議論するを以て罷められ純仁は出で、行中府を知らず轍は江南

○行青苗法置常平官 青苗の法を行ふ常平官を置き貨物の高 下を制し常にその平を得せしむ ○富弼

○陳升之同平章事升之初附安石既相頗為異同 ○行預買 法令諸路預給錢和買紬絹 富弼が罷む陳升之が同平章事となれり陳升之は初め

○趙抃罷抃日所為事 趙抃が罷む抃は日所為事を以て天に祈り告ぐなり ○親試舉人 帝は親から舉人即ち進士を試験せ

○右正言孫覺御史裏行程顛以議 右正言と云ふ役の孫覺なるもの及び御史裏行程顛の程 顛等ハ安石の新法を論議するを以て罷められたり ○中丞呂公著裏行張

○謝景温為御史知雜 謝景温と云ふ人が御 史知雜の役となれり 蘇頌、李太師等李定が詞頭(解上にあり)を繼 音(さう)しかへすを以て其官を罷められたり ○謝景温為御史知雜 謝景温と云ふ人が御

○直史館蘇軾以嘗上萬言書及擬對廷試策議新法忤安石 直史館の蘇軾が嘗て万言の書を上つり及び廷試の策に擬對し新法を論議して 爲景温所劾去 安石の意に忤(さ)かるらふを以て謝景温が爲めに劾せられて遂に去りたり

○鄧綰上書言陛下得伊呂之佐百姓歌舞青苗免役等法又 鄧綰が上書して曰く陛下昔の伊尹や呂望の如き真き輔佐の 與安石書及頌置中書檢正以綰爲之 郷人皆笑罵綰曰笑罵

○從他笑罵好官我須爲之 鄧綰が上書して曰く陛下昔の伊尹や呂望の如き真き輔佐の 與安石書及頌置中書檢正以綰爲之 郷人皆笑罵綰曰笑罵

○曾公亮罷 策制科人呂陶張繪孔 曾公亮が罷められたり ○科人を策制して呂陶、張繪、孔文仲等力(つ)めて安石の

○文仲力詆新法皆報罷 范鎮以數議新法及嘗薦蘇軾孔文 仲罷乞致仕 曾公亮が罷められたり ○科人を策制して呂陶、張繪、孔文仲等力(つ)めて安石の

○陳升之罷 韓絳王安石同平章事 陳升之が罷められたり ○科人を策制して呂陶、張繪、孔文仲等力(つ)めて安石の

○韓絳王安石同平章事 陳升之が罷められたり ○科人を策制して呂陶、張繪、孔文仲等力(つ)めて安石の

○韓絳王安石同平章事 陳升之が罷められたり ○科人を策制して呂陶、張繪、孔文仲等力(つ)めて安石の

岷 益昌に属す今の西和州
青唐 鄯州又名づく
咽喉之地 咽喉の地
要害の地 咽喉の如し
境 土を封じて界を表し
里に一置五里に一塚
察訪湖北 中書檢正となりて而して命を承けて湖北を察論す
經制江鹽 方始めて議を立て南北江の鹽を制御せるなり
徭 南夷の別種を徭と曰ふ

相州韓琦薨。琦天資忠厚。能斷大事。治平間爲首相。政事問集賢。典故問東廳。文學問西廳。大事則自決之矣。出判相州。初言青苗不便。朝廷不從。卽命散給。曰。藩臣之體當如是。在鄉郡八年而終。御製碑曰。兩朝顧命定策元勛之碑。琦は天資忠厚にして能く大事を決し行へり治平年間首相となる政事は集賢即ち次相の曾公亮に問ひ典故即ち東廳即ち參政の趙鼎に問へり文學は西廳即ち參政の歐陽修に問へり又大なる事件は自ら之を決行せり人々以て相の体を得たりとせず初め出で相州に判たり初め青苗の不便を言ひ給ふに然かれも朝廷之に従はず即ち命じて青苗の錢を散給ふて曰く藩臣の体は當きに是の如くなるべしと郷郡に在ること八年間に於て終れり琦は本と相州の人なり帝御製の碑に曰く兩朝顧命定策元勛の碑と此れ自ら筆をとりて此九字を碑面上層に篆字を以て横幅に大書せり○命韓績如河東割地先是遼使屢至言河東沿邊增修戍壘起舖舍侵入彼國蔚應朔州界乞行毀撤別立界至蓋遼人見朝廷招高麗建瀕河西山植榆柳創保甲築河北城池創都作院降弓刀新樣置界北三十七將疑有復燕之意故以爭地界爲名觀朝廷所以應安石斷之日將欲取之必姑與之東西失地七百里。韓績は命じて河東に如き契丹は中國に安石を用ひて政を専らにし四衛の疆域を掠むるを以て屢々使を遣はし昔日石晉と約する處の地を返さんことを請へり又言ふ河東は邊に沿へり成壘を増修す舖舍を起して彼州界に侵入すを毀撤を行ふべし別界を立てんと蓋しこれ遼人は朝廷の高麗を拓き瀕河を建て西山に榆柳を植へり榆柳を植ゆる其の生長を俟て蕃兵を招くが爲めなり保甲を創し河北の城池を築き都作院を創し兵氣を修め弓刀の新樣を降し界北の三十七將を置くを見てその燕を復するの意有らんことを疑ふ故に土地境界を爭ふを以て名となし朝廷の以て斷するの機嫌を窺ひ見たり而かるに安石は之れを斷して曰く將に燕の地を取らんと欲せば必らず姑らく此れに與へず

手實法 戸人をして丁口田宅の實を具せしむるを隠くれしむるを隱く許すに其の三の一を以て告發のものに付して其の實に充つ
逆 至るを求めて之を迎ふを逆と曰ふなり
郷郡 郡は郷と相州の人而して相州に判たり故に郷郡と曰ふ
兩朝 仁宗英宗の遺命をうけて而して天子を策するの元助なり
都作院 兵器を修

○安石再相二年屢謝病子雋死求去尤力上益厭其所爲出判江寧府遂不復用自安石用事口談先王而專行營商之政知上有富強之志思所以濟其欲謂立法當用小人而後以君子守之不悟其無是理也天下騷然而國未嘗富邊鄙生事徒多喪敗而國未嘗強西鄙自治平末种諤取綏州夏人卽欲興兵報復夏主諒祚卒子秉常立大入寇安石雖用王詔取瀕河之策徒構怨西蕃致鬼章等屢爲寇患初不能以此制西夏所用沈起劉彝又生鬻南方交趾李日遵卒子乾德立起彝相繼知桂州集士丁爲保甲於海濱集舟師教水戰禁止州縣與交人貿易交人大舉入寇圍邕州陷欽廉聲言中國作青苗助役法以困民出兵相救安石怒遣趙尚等討之官軍死者十六兵禍訖安石之去而未已吳充王珪繼安石爲相充先在政府數言政事非便既代安石蔡確鄧潤甫等共攻之不能去。王安石が再び入りて相となること二年しは病を以て謝せり子の雋死す故に位を去らんとす安石事を力む帝が益々王安石の爲す所を思み厭へり故に之を出して江寧府に判たりしむ遂に復た用ひられず安石事を用ひしより口に先王を談せり而して専ら營商の如き政事を行へり上の富強の志あるを知りて

入殿す留て尙
書に列たり
安石新注を行
ふ方平陸評し
て其の害を極
諫す是に至て
司馬光等と共
に貶せらる元
祐六年薨す年
八十五司空を
贈る臨して文
定と云ふ嘗て
賦を薦めて諫
官となす軌獄
に下る時に又
抗草して爲に
請ふ故に就終
身之に敬事す
公輔之望
守輔強望又三
公と爲りて天
子と輔弼すべ
きの名望なり
一紀十二年
を紀と

曰く公輔國家の
公輔は公輔

燕寧以來誤於安石。元豐以後用事者終始皆安石之黨。竟爲天下患。憤北狄倔強。慨然有恢復幽燕之志。欲先取靈夏。滅西羌。乃圖北伐。及安南失律。喟然歎赤子無罪而死。永樂之敗。益知用兵之難。始息念征伐。卒無一事如意。崩年三十八。皇太子立。是爲哲宗皇帝。
宰相等同じく對す時に上人才なきの歎あり。蒲宗孟が曰く。人才半ばは曰く。汝ら乃ち司馬光の取らざるかと。未だ別事を論ず。只だ極密を辭する。一節朕即位より以來。唯だ此の一人を見る。他人は則ち之れに迫りて去らしむ。且も亦肯や。宗孟慚ぢ。おそれて以て容を爲す。なし尋で罷めらる。司馬光が資治通鑑が成れり。帝即位の初め。已に嘗て御製(ぎよせい)天子の自から作られたる序文(じゆぶん)の序文あり。元豐七年に至りて。始めて之れを上つる。初しめ官制に將に之れを行はんとす。帝新舊の阿人を取りて。二つながら之れを用ひんと欲す。曰く。御史大夫は司馬光にあらずれば。不可なり。蔡確が曰く。國是方きに定まる。願くば少しく之を待つて。論なり。既に帝疾あり。又曰く。來春は儲即嗣子を建てば。當に司馬光呂公著の二人を以て師保と爲すべし。と公著なるものは。夷簡が子なり。上在位十八年にして。年號を改むるもの。二つ。元豐元豐と曰ふ。帝精神を勵げ。まし治を求む。日。せ。守宮室を治し。建てず。惟れ動惟れ。餘にして。以て將に大に爲す。わらんとす。奈何。元豐より以來。は安石の爲めに誤。まられ。元豐以後は。事をゆるもの。始より終りまで。皆安石が黨人なり。故に。竟に天下の患をなす。北狄の倔強を憤り。慨然として志を起し。幽燕の地を恢復し。取り戻すの志あり。先づ靈夏の二州を取り。西羌を討ち。滅して。後ち乃ち北伐を圖。むるをなげき。歎せり。永樂の新築に敗るに及んで。は。愈々兵を用ゆるの難を知り。初しめて征伐の事を念ふことを息。めたり。是に於て卒に心に思ひ。志すこと。一事も。意の如くなるな。くして。崩御せり。年三十八。皇太子立つ。是れを哲宗皇帝となす。

十八史略講義卷之六終

慈頭解釋

十八史畧講義卷之七

元 曾 先 之 編次
日本 的 場 麗 水 講義

舍人唐の百
起居舍人分て
左右に侍す四
方の寄を献納
することと
罷て
罷て
の侍人に聽し
て強官の財貨
を除貸し田宅
或は金帛を以
て抵當と爲す
息十分の二を
出し期を過て
輸さざれば息
の外毎月更に
毎月罰錢百分
の二を加ふ
今之を罷む
免行錢は是

宋
哲宗皇帝名煦。初爲延安郡王。神宗大漸立爲太子。先是蔡確遣舍人邢恕邀高公綸欲使白太后言延安冲幼岐嘉皆賢王也。公繪懼曰。公欲禍吾家。亟去。恕包藏禍心。反謂太后與王珪表裏。欲捨延安而立子顥。顥已及章惇蔡確得無變。且播其說於士大夫間矣。神宗崩。太子即位。甫十歲。太皇太后同聽政。熈寧中。太后已嘗流涕爲神宗言。安石變法不便。既垂簾。知天下厭苦日久。首罷東京戶馬。罷京東西路保馬。罷京東西物貨場。罷諸州鎮寨市易。抵當罷汴河堤岸司地課。放市易。常平免役。息錢。罷在京免行錢。罷提學保甲錢。糧巡教等官。罷方田等。皆從中出。大臣不與。
哲宗皇帝名は煦(く)と云ひ神宗の第六子なり。初め延安郡王に封せらる。神宗の病氣が大漸とて。己に危く。且夕も知れざるに至り。太子となす。公繪は太後の姪なれば。之を誘ひ欺きて。權を恣に弄せんと。思ふにより。太后に白さしむるに。延安(帝を云ふ)尙幼。

親の 千四百年
 明道先生孟子の世を去るより千四百
 年なり
 一程明道先生及び伊川先生の二人を謂ふなり
 加一倍法
 太極圖儀を生じ四象八卦を生ずる類の如し之を推すに窮りなし太極と陰陽の變化する所以の理あり以て之が主宰と爲る太極は即ち理なり而極は陰陽なり四象は太陽小陽太陰小陰八卦は乾兌離震巽坎艮坤なり

除き拂はずして曰ふには自家即ち自分の意思と一般にして同じきことなりと時に黃庭堅と云ふ名高き人あり茂叔の徳を稱するに茂叔の人品乃ち人からは甚だ高尚にして氣高しその胸の中の灑落(さいらく)にしてさつどりと清らかなること丁度雨後の光る風や露(る)れたる月の如しと其の著す所太極圖及び通書あり皆世の中に行ひ用ゐらる程頤程頤の兄弟も初め茂叔に從ひて首として仲尼(孔子)や顔子(顔淵)の樂む所の道は何事ぞと云ふことを尋ねさせ後ち學ぶこと數年にして學問の道も成就するに因て兄弟各斯文乃ち聖人の道を以て己が任と爲せり頤が嘗て言ふに一命して士と爲るより以上は苟(か)りてめ(め)るも我が心を人物を愛するに存在したならば其の人に於ける必らず事を濟す所あらんと神宗の熈寧年中に左石の新政と其の意の合はざるを以て國を去れり神宗が嘗ての事に程頤をして人才を推し擇ばしめたるに其の薦むる所の者は數十人ありて表叔即ち母方の叔父なる張載及び弟の頤を以て首と爲す其死するや文彦博と云ふものが衆論を采(と)りて程頤の墓に書き表わして明道先生と曰ふ而して弟の頤が序文を爲て曰く昔しの周公と云ふ聖人が没し死なれてより幾舜の大聖人の道が世に行れず孟子が死れて幾舜の學が傳はらず聖人の道が行はれざれば百代よく治る世なく幾舜の學が傳はらざれば千載の久しきと雖も眞の儒者と云ふべきなき善く治ることなれば士はなほ夫の善く治るの道を世に明にするを得て以て其身を善くして以て諸(これ)を後の世に傳ふるを得眞の儒者なれば天下賢賢(げんげん)として明かに見ることならざれば之(ゆ)く(これ)を知るよしなき然るときは人欲が肆(は)しひま(ま)にして天理が滅し消えてなくなると先生は孟子の世を去る千四百年の後の世に生れて世に傳らざるの學を聖人の道(のこす)されたる程頤より得たり因て異端即ち老子や佛氏の道を辨論し邪說即ち世に害あるよこしまなる說を察し息め聖人の道をして復び世の中に明らかならしめたり蓋し思ふに孟子の後より唯一人のみと頤嘗て人に語て曰く吾が學ぶ所の道を知らんと欲するものは此序文を觀たならば可なり大抵分るべしと

張載字子厚初無所不學後聞二程之言乃盡棄其學而講焉有東銘西銘正義理窟等書行于世人謂之橫渠先生

張載字子厚長安の人學に論なく何も悉く學び習ひざる所なし後ち二程即ち程頤程頤兄弟の言ふ所を聞て大ひに喜び乃ちそこで盡く殘らず初めより學びし所の學問を棄てよきよりは專ら二程の學のみを講せり東の銘、西の銘、正義、理窟等の書物ありて世の中に行はれたり時の人共城邵雍字堯夫居河南與二程友雍之學玩心高明觀天地變化陰陽消長以達萬物之變精於物數推無不中顯嘗在考試院以其數推之出謂雍曰堯夫數只

坤の 皇極經世
 大中至正
 變に應じ窮り無きの義を取る觀物篇一卷觀物外篇二卷なり
 言官 諫言
 父子之讖
 言ふは新法は先帝の立つる所而して子之れを改む禮に非ずと云ふ
 慨然爭
 コレ其の非難する者の議論の迂濶にして取に足らず此の如き議論の出て來るは實になげかしき次第と云

是加一倍法雍歎其聰明雍欲以數學傳二程二程不受邢恕欲受雍不許曰徒長姦雄雍有皇極經世書十二卷擊壤集歌傳于世人謂之康節先生富弼司馬光等皆深敬重之

所の人にて邵雍字は堯夫と云ふ人あり時に河南に居しすまいして二程兄弟と友となり親みたりこの雍が學問は心を遊び味ふことが高尚にあり且つ明白にして天地の變化とて遷り變る所以陰陽の消長とて寒往き暑來る所以月を盈ちたり虧(か)くけたりする有様を觀て萬物の變じて春の花さき夏は綠に秋は葉が落ち冬は雪ふる等の類を究むることにして達し又物の數を精くせり之を推して考ふるは一として中(あた)る(ら)ずと云ふことなし顯嘗て考試院の中に在て其の數術を以て推し究はめ考試院を出て邵雍に謂て曰く堯夫(その)人の字を呼ぶおまへの數は只是加一倍の法なりと(加一倍法の解)上(に)あり(て)邵雍は大に其の聰明にして物事にさ(と)きに歎服せり邵雍は數理の學を以て二程に傳んと欲せしに眼して受けざりしが刑恕は受けんと欲するも邵雍之を許さずして曰ふ此の様な人物に數を施せばいたづらに姦雄を長ずるまでなりと恕は經籍に通じ文章を能くし程頤に從て學ぶ然れども天資詭詐なり故に姦雄を長ずと雍は皇極、經世書十二卷及び擊壤集歌の書ありて世に傳はれり時の人共城邵雍字堯夫居河南與二程友雍之學玩心高明觀天地變化陰陽消長以達萬物之變精於物數推無不中顯嘗在考試院以其數推之出謂雍曰堯夫數只

宋國は歐陽脩(字は永叔と云ふ)八大家の一人が古文を以て天下に唱へはしめてより文章の體裁は大に六朝の四六駢體の文と大に變ると雖も而も儒者義理即ち幾舜禹湯文武周公孔子の學問は周茂叔二程兄弟が出るに至て然して後ち大に明かになれり邵雍、周惇、頤、張載は皆神宗の世に歿せしが是に至て程頤又歿せり故に程頤のみ在りしかば學者が之を宗としたつとんで伊川先生と曰へり

○元祐元年蔡確罷確與章惇邢恕相交結恕往來傳送語言自謂有定策功言官王覲極言惇確及韓縝張璪朋邪劉摯朱光庭蘇轍累數十疏論劾確先黜以司馬光爲左僕射時王安

なり 帳然 いた 貌乃ち司馬光 新法の始終行 ぶべしと反 對する者なれ ば宰相となら ば安石等の苦 心して作成し たる法令を忽 ち廢滅するも とは眼に見え いたみ悲 しみなり 十一 司馬光 人めに行に して我が國に 三人めを三郎 或ハ九郎義經 など云 父之議 新法の神宗の 作りたる者な

石已病其弟以郎吏狀示之安石曰司馬十二作相矣悵然久之議者或謂三年無改父道新法姑稍損其甚者足矣光慨然爭之曰先帝之法善者雖百世不可變若安石惠卿等所建爲天下害非先帝本意者當如救焚拯溺猶恐不及况太皇太后以母改子非子改父衆議乃定或謂光曰章惇呂惠卿輩他日有以父子之議聞於上則朋黨之禍作矣光起立拱手厲聲曰天若祚宋必無此事安石每聞朝廷變其法夷然不以爲意及聞罷助役復差役愕然失聲曰亦罷至此乎良久曰此法終不可罷安石與先帝議之二年乃行無不曲盡元祐元年春閏二月蔡確罷安石與先帝議之二年乃行無不曲盡

り然るに子の 哲宗之を廢せ ば子の親に對 する禮を失ふ 者なき論 福建子 司馬光に病 を得たり而し て青苗免役 將官の法猶 在り西戎の 議未だ決せず 光歎して曰四 害未だ除かず 吾れ死すとも 目を瞑せず 折り呂公著 光身を以て醫 以て付す宗事 付す惟だ國事 未だ託する所 有らず今公に 屬すと既にして

の法として善良の者ならば百世の後までと誰にも譲すべからざるのみならず須らく守るべきなり然るに安石惠卿等が建議し布き行ひし法令の如きは天下の害を爲すこと甚だ多し此の如き先帝の本意に非ざる者を廢滅するは當に火に焚くやかるを救ひ水に溺るを拯ぐよふが如く尤も至當の事にして猶ほ惡しきことを除くの性意の及ばざるあるを恐る決して古聖人の教へられたる禮も背く處なし況んや太皇太后の母にして子の道を改めらるゝにて子の父を改むるに非ざるをやと是に至て衆人の議論乃ち定まり誰も異議を云ふ者なし或る人が又司馬光に謂て曰く章惇や呂惠卿が輩若しも他日に於て神宗と哲宗とは父子の議を以て哲宗皇帝に奏問するわらば哲宗は未だ幼冲なり何の辨へもなく承知をなさば則ち正と邪との別漸起りて相争ひ乱るの禍作らんと其時光は起き立ち手を拱(まぬく)き聲を勵まして曰く天若し宋國に祚(さ)はば必ず此の禍の事は無けんぞ王安石は朝廷の新法を變じて舊法に復すと云ふを聞く毎に夷然として平氣なる顔色にして少しも意を爲さず已にして助役を罷めて差役の性を復舊せんと聞くに及び愕然として大に驚き聲を失して曰く亦罷て此にまで至るか其(や)久しうして曰く此の差役の法は終に罷む可からずと此の差役の法は安石が先帝と之を議論し二年にして乃ち行ひしものにして曲(ま)ざるに盡さぬことなき法なり ○章惇韓縝罷 ○王安石卒 安石在金陵常獨語福建子恨惠卿也惠卿叛安石惟章惇終始不叛安石又常曰新法之行始終以爲可行者晉子宣也始終以爲不可者司馬君實也

軍國重事程頤崇政殿說書蘇軾翰林學士鼠貶呂惠卿鄧綰 ○呂公著右僕射文彥博

朝觀を免んして三日に一たび入て告するを許す光敢て君を視る可からずと照して子康をして扶けて入て對せしむ邊外の遼夏等の國之を聞て敬服せり云ふ

等。○司馬光爲相、八閱月而薨。太皇太后哭之慟。上亦感涕、不巳。贈太師、溫國公、諡文正。光在位、遼人夏人使來、必問光起居。而遼人勅其邊吏曰、中國相司馬矣、切毋生事、開邊隙。及卒、京師民罷市、畫其像、印鬻之。畫工有致富者、及葬、四方來會者、哭之如哭其親戚。光嘗語晁無咎曰、吾無過人、但平生所爲、未嘗不可對人言者耳。劉安世問光一言可以終身行之者、光曰、其誠乎。安世問其所從入、曰、自不妄語入。呂公著が右僕射たり文彦博軍國重事となり位は百官に上にあたり程頤が崇政殿執書の役となる始め司馬光呂公著の二人が共に奏疏して曰く河南の處士程頤なる者學問を力つとむる古の道好み貧に安じ節を守り年五十に歸へて仕進を求めず眞の儒者の俗塵を避け高尚にし居る者所謂の聖世の逸民なり頤くば播んで用ひて士人をして矜式則ち法と習はしめんと此に因て召して此の官を授けらる願上疏して曰ふに陛下御年は方に御壯年の時に入らせられ御聰明のことは天然自然天よりうくる所にあるけれども而して輔導の道乃ち天性を輔(たす)くけ長じ徳を養ふの道此の上なし云ふ所まで至らざる可からず就ては一日の中に賢なる士大夫に接會するの時を多くし寺人(宮廷の役人)宮女等に親むと少ければ則ち氣質が變り自然にして而て一層宜しく輔導の道が成ん願くば名儒をして侍講せしめ事あるに隨て規とし従ふべきの道理論議を獻言せしめ歲月を積む久しき間此の如くならば必ず能く陛下の御徳を養ひ全きに至らんと蘇軾は翰林學士の役と爲り嘗て太后問て曰く卿が今は何官であるかと軾が對て曰ふのに罪を翰林學士に待つと乃ち何の役にも立たずまゝとに阻ある次第と謙退して曰へるなり太后曰く何を以て連に此の官に至りしかと對て曰く太后及び陛下の優渥なる待遇に遭ふて此の如して太后曰く然らず先帝が卿の文章を誦するよと嘆して曰はるゝに奇才奇才と但だ未だ卿を進め用ゆるに及ばざる耳既に先帝の御心にて今の代に特に擧げ用ひたるに非ずと軾此の有難き御話により覺えず有難きまゝに聲を失するまで哭せり太后及び帝も共に亦た感して泣き入りたり軾時々時政の可否を切實に論述せり人或は其の職に非ざるを以て人の施行を是非し石を抱て溺るゝ者を救ひ己れも溺るゝ如き危きこと故に余り論議をせざる様に慎めと忠言したるも軾從はざり又た呂惠卿鄧綰等を竄(はなつ)ち貶(役をせす)せり是皆前朝の奸臣と云ふを以てなり○司馬光宰相と爲りてより八月を隔(へ)るゝて而して薨せり光病卒(わらたむ)まるに及んで

を補ふべしと太后手書冊命を下し三省の長官に置く六日一たび朔日に兩次經筵に孝經を講ず帝東帶し出で、經筵を聞く時に年八十一なり

諱(しゆん)、親切の親として語る夢め幻の中の如し然れども其の言ふ所は皆朝廷の天下の政事のことなり太皇太后安石の死を哭(なく)して慟(なげ)す上も亦た涕を流し感(か)み悲(かな)みて己(おのれ)ます太師溫國公を贈り文正と諡(し)す光が未だ位にある時に當て遼人や夏人の使者が宋に來る時には必ず光が起居乃ち身体の進否を問へり而して遼人の其の宋との國境にある吏人に勅して曰く中國(乃ち宋を云ふ)にて司馬光と云ふ人を丞相とし至極良き人にて國が治り居る故に必ず事の争を生じ妄りに國の邊境に戰を開くことなきに注意すべしと夷人にまで服せらるゝこと此の如きなり光が卒するに及んで京師の民は商樂を罷め休みて往て弔す四方の民皆光の像を畫き以て祀る故に或る者は其の像を畫きて印して之を鬻(ひ)く乃ち賣るなり)爲めに監工中に一時に金持になれるわりと愈々非るに及んで四方の人民來り會する者哭し悲む有様(なり)其の身寄りの著の死したるを哭する如しと其の民人に服從せられ惜まれたること此の如きなり光嘗て晁無咎(ちやうむ)に語りて曰く吾れ人に過ぎたる賞(はむ)むべきなきのことは少しも無し但だ平生の爲す所未だ嘗て人に對して言ふ可からざる者有らざるのみと其の心の誠にして從て如何なる言をなすも人に對して耻づべきなきを云ふなり天下敬(お)び信じて陝州と洛陽の間皆其の徳に化し善からざる行あるもの曰ふに君實は自分の惡しき行ひを知らざるやと惡人も光が誠(まこと)に恐れ恥ぢて此の言を作すなり學問に於て通し達せざる所無し惟だ佛釋の教と老子等の説を好まずして曰く其の極微の所を言ひたれば到底吾が言にも出ず能はざるは世の心を感心に説きてわれども其の疑(た)ん)乃ち取り留めもなき漢々の言は吾れの信也ざる所なりと劉安世なる者光に只だ一言葉にして一生涯中に行ふ所の者を問ひ聞けり光が答て曰く其れ誠と云ふことならんかと安世其の誠を得るの道に從ひ入る所を問ふに光の曰ふに妄語せざるより入ると乃ち妄りなる言を爲さざる様にせば以て誠の道に入るべしと○蘇軾程頤同在經筵。軾喜諧謔(しやく)而頤以禮法自持。軾每嘲(め)之。光之薨也。百官方有慶禮。事畢欲往吊。頤不可。曰。子於是日哭則不歌。或曰不言歌則不哭。軾曰。此枉死市。叔孫通制此禮也。頤怒。二人遂成隙。門人朱光庭賈易爲言。官力攻軾。傅堯俞王巖叟呂陶等相繼論列。堯俞巖叟右光庭陶右軾。是時元豐大臣退於散地。皆銜怨入骨。陰伺間隙。諸賢不悟。方自分黨相攻。有洛黨川黨朔黨洛黨以頤爲領袖。光

す因て天下に
大教す百官此
の教を賀
するなり
以て禮法
自持進退
古禮作法に從
ひ禮然として
亂れず以て其
の品位を高尚
にして自ら持重
せざる
なり
枉死市漢
叔孫通が市に
枉死すべしと
戲言せ
しなり
門人學業を
門人受くる
青年を門
人と云ふ
陰伺間
際若し若落
度わらば

庭易爲羽翼。川黨以軾爲領袖。陶等爲羽翼。朔黨以劉摯王巖
雙劉安世爲領袖。而羽翼尤衆。未幾頤罷。不復召。久之軾亦罷。
後再入。三入。皆不久而出。
蘇軾程頤を同じく經筵にあり軾頤を喜ぶ乃ち
軾に其の行ふ所人情に近からざるを謂て深く頤を疾み毎に嘲けり侮せり司馬光の薨する時に方に慶賀の禮あり
依て慶事を終へて往て光を弔せんと欲す頤可(か)かすして曰く子是の日に於て哭すれば則ち軾はさか故に目出
度きと哭する禮のこと一處にするに可からずと或る人言て曰ふに歌へば則ち哭せずとは言はず哭して後
に歌ふ如きは既に哭したる沈痛の心を以て歌ふ可からずと常に孔夫子等の戒むる所なり然るに慶事が先きにあり
て後に哭すべしことこの生したる如きは其の初め未だ哭すべし事を生ずべきや否は知る能はざる所然るに慶賀のこ
と有りたる後に哭すべしことこの生じたりとて哭せざるの道理はなき答なり人情として哭すべく用すべし事なり
故に聖人も禁せざるべしと軾が又た曰く此れ枉げて市街にて殺されたる叔孫通の作る所の禮なりと固より漢の叔
孫通は其の禮の是は無けれども東坡例の禮を以て其の禮の善からざるに至れり時に頤の門人なる朱光庭、賈易等
ひ嘲るなり頤之を聞て大に怒り二人の間遂に隙を成し仲の善からざるに至れり時に頤の門人なる朱光庭、賈易等
論議し陳べ列(つらぬ)ねたり與頤、慶賀の光庭等を右(たすく)け陳は軾を右(たすく)け曰く諫官は當に至公至平を御
(どの)ふべし事罷を假り來つて以て私しの隙ある者に報ゆべからずと右司諫の王珪曰く軾の言辭の輕重ありた
る如きは論ずるに范純仁亦た罪とするに足らざるを言ふ遂に軾の罪を問はず會々帝疹を患へて出でず程頤
宰相に謂て謂て曰く帝の病を知るや否を問ふ且つ曰く上殿に出御せず太后當に獨り朝坐すべからずと宰相主上
の病を知らざるを以てす頤曰く上疾ありて而して宰相知らざる如きは寒心(おぞま)すべしなりと翌日宰相
呂公著頤が言を以て奏候す帝悅び宰相大臣亦た多く悅び宰相中丞胡宗愈、左諫議大夫孔文仲等遂に軾を連ねて力
めて頤を罷り經筵にありなべからずと乃ち頤を罷めて四京の國子監とせり是の時當て元豐年間の大官罷められて
閑散の地にあるもの皆怨を衝みて骨に入り陰かに現時の大官等を退け己れ等取て代るの隙間を伺ひ若し少し
てもすまわらば附け込まん注意し固るなり然るに朝に在る諸賢人等之を悟らすして方々に自ら黨を分て相攻め
合へり洛黨川黨朔黨の名あるに至れり然して洛黨の頤を以て領袖と爲す呂陶等羽翼たり朔黨は劉摯、王巖、劉安世を以て
よく)乃ちたすけとせり川黨なる者は軾を以て領袖と爲す呂陶等羽翼たり朔黨は劉摯、王巖、劉安世を以て
領袖と爲す而して羽翼の衆きこと第一たり以て互に讒議す(せしめ)り(わ)り既に帝朋黨の相争ふの甚しきを聞き之を
止むるの策を以て胡宗愈に問ふ宗愈對て曰く君子小人を目して姦と爲し小人は君子を指して姦とす陛下能く

其の隙に乗じ
て以て數年の
怨みを晴さん
と何ひ居る也
譏訕詩其の
曰く矯々たる
名臣郝敏山
忠言直節上元
の間、釣臺燕
汲す知ぬ何れ
の處ぞ、歎息
して君を思ふ
て岩樹に倚る
、蓋し唐の高
祖上元中疾を
以て位を武后
に遜んと欲す
慨山公、郝處
俊諫て之を止
む今ま之を思
ふて乃ち臺諫
の諫むる能は
ざるを嘆る也
荆棘、久し
く跋して嶺を
過ぐる無し
交章、交々
草疏

中立して偏せず肅せず尤も直なる士を擲んで而して之を任用せば則ち朋黨の禍は忽ち息んて因て君子無黨論を著
して以て進めたり時に程頤、蘇軾益々惡み其黨相攻難するも甚し賈易因て呂陶が軾兄弟に黨すと彈劾せり其の
言辭が文彦博、范純仁にまで及べり太后大に怒り嚴に易を責んと欲す宰相呂公著對て曰く易が言ふ所は頗る直實
にして誣ゆる如きことばなし惟だ大臣を誣るは太だ惡し諫官の列に處る可からざる耳と乃ち罷めて懷州に知とせ
り未だ幾ならずして頤が罷む亦た召されず之を久しうして軾も亦た
罷む後再び入り復た三たび入るも皆久からずして罷め出でたり ○呂公著爲司空同平章
軍國事。呂大防范純仁左右僕射。純仁仲淹子也。公著尋薨。○
知漢陽軍。吳處厚言蔡確謫安州。日作夏中登車蓋亭詩譏諷
臺諫論確不已。安置新州。呂大防劉摯范純仁王存等以爲不
宜。令過嶺置死地。純仁曰。此路荆棘八十年矣。奈何開之。吾曹
政恐不免耳。爭之不得。臺諫交章。攻純仁黨確。純仁遂罷。劉摯
爲右僕射。大防摯欲引用元豐黨人。以平舊怨。謂之調停。蘇轍
等力陳其不可。摯罷。蘇頌爲右僕射。頌罷。純仁又代之。
三年夏四月呂公著を以て司空同平章軍國と云ふ後と爲せり宋の國を建つるの初より以來宰相三公を以て平章軍國
事となる者四人にして而して公著父の夷簡と其の二人たり世人其の榮達を羨めり時に程頤元豐年中に事を用ゆる
朝臣位を去ると雖も其の黨與は中外に分布して私かに讒を建てて以て時の政事を彼是と批判して人心を搖(う)ご
かす尤も國家の難難の時なり公著此の中に處して誠意國事に尽し大に安きを得たり是れ此の榮譽の官に拜する所
以なり呂大防、范純仁左右僕射の役と爲れり純仁の范仲淹が子なり呂公著等いで幾せり年七十二なり太皇太后他
の宰臣に語て曰く邦家不幸にして前には司馬相公已に亡びて今ま復た逝くと帝も亦大に感悲し其の家に臨御し
大師を追贈し申國公に封じ正獻と從せり ○知漢陽軍吳處厚前帝の時於て蔡確と私怨あり是に至り訴へ言ふ蔡確
が前きに安州に謫せらるるの日夏中車蓋亭に登り遊び詩を作つて諫官を譏諷(あざわら)せんと(せし)む(す)確の處行を論
し已ます其の罪を正さんと乞へり執政等遂に新州に留置せり呂大防、劉摯、范純仁、王存等以爲らく蔡確未だ罪な
し嶺を過ぎて遙なる死地に置かしむるべからず純仁が曰く、今此の新州に行くの道は荆棘に埋めたること八十年な

を上げる
を云ふ
神宗の
末年に
安石等が結び
たるの黨なり
調停 和解
なり即ち以前
の如く阿立し
て相争ふの國
家の爲めに甚
だ患ふべきと
なるを以て舊
時の怨を忘れ
て解け合ふ也
一番之は俗
此の時に當つ
て廷臣黨を分
ち互に相攻め
國家の爲めに
甚だ不利なり
故に黨派に關
係せざる不偏
正直の第一流
と云ふ
如し
不比私暱を
不比私暱を

らんとす奈何にして之を開き通せんか之を開くとも吾が輩等政(ま)さに免れざらんを恐るのみと乃ち共に連累せられんことを恐るのみ少しも益なきなりと又た范純仁は太后に言て曰く聖朝宜しく寛大にせらるゝを務むべし言語文字の間曖昧不明の過を以て大臣を就誅すべからずと詩や歌の如き者にて果して誰を指すや何を言ふや明かならざるものにて大臣を罪ありなると斷裁する如き舉動は將來の法となる事故端緒を開く可からずと言上せり其他同論の者之れを争ひ論じて之を止むるを得ざりし是に於て諫官等交々も奏章を上りて范純仁が紫暉に黨し與(くみ)するを論難攻撃せり因て純仁又た位に有るを辱(い)はせり言よしとせず遂に罷められて穎州府に知事と爲せり劉摯は右僕射と爲れり大防、榮等元豐の時朋黨を結ひたる朝臣等を再び擧げ用ゐて以て舊の怨を平にし無くして以て國家の爲めにせんと欲す世人之を和解と謂へり蘇轍等力めて其の和解を採用するの不可なることを陳述せり太后詔して轍が疏を簾前に讀ましめ詔して曰く轍が言ふ所は吾が君臣の邪正を兼ね用ゆるを疑ふ其の發言する所極めて理ありと諸大臣等亦一様に口を揃へて之に和し蘇轍の議を讀成す和解の說遂に行はれずして已みたり已にして頌罷めて純仁亦た之に代れり ○元祐八年九月宣仁聖烈太皇太后崩 臨崩對上謂大防純仁等曰老身沒後必多有調戲官家者宜勿聽之公等亦宜早退令官家別用一番人呼左右問曾賜出社飯否因曰公等各去喫一匙社飯明年社飯時思量老身也后聽政九年天下稱爲女中堯舜不比外家以擁佑嗣君之故二子一女皆疎以至公御天下當世賢者畢集于朝君子之盛後世以慶曆元祐並稱焉承神宗厭兵之後與民休息西蕃鬼章爲邊將擒獻釋不誅以招其部屬夏國自其主秉常卒乾順立政亂主幼屢寇邊失藩臣禮皆強臣爲之以其君民非有罪不忍興師討伐詔諸路嚴兵自備而已 元祐八年九月宣仁聖烈太皇太后崩也初太皇太后將崩也

ふ皇太后の威を以て身縁の人物など仕官せしむる如きことを爲さざるなり 嗣君 哲宗を 社飯 荆楚風 干て猪羊肉を以て其の飯に 調和したる者之を社飯と云ふ 胡庶を以て之を盛り相遺りて人に送るを厚ふ 熙豐 熙寧元 安石の政 奪 贈 前罪 論し其の官爵を貶し其の封を奪ふなり

とすに臨み呂大防、范純仁等疾を問ふ太后上に對し且つ大防、純仁等に謂て曰く老身(太后自ら謂ふ)死没して後必ず多く官家を調戲(て)ふも亦た宜しく早く退き禍を免るべし而して官家をして別に黨異を立てざる第一番の公等(大防、純仁等)を云ふも亦た宜しく早く退き禍を免るべし而して官家をして別に黨異を立てざる第一番の公等(大防、純仁等)を用ひしめよと左右を呼んで問て曰く曾て社飯を食ひしや否と社飯を賜ひて曰く公等各々此の處を去てゆる(と)一匙(一膳)の飯と云ふ如し)の社飯を食せよ然して明年の社飯の時老身を忘れず幸に思世し呉れど特に懇情を表して後の事をも話すなり尋で尙書太皇太后政を聽くに及んで故老名臣を召し用ゐて新法の苛酷なる政法を罷め廢して力めて故式の有る善長なる事柄を擧げ行ひたり朝廷に出で、政事を聽かるゝこと九年間なり朝廷の事は清く明かにして内國及び境邊外の地共に綏(やす)しく定まればり因て天下の者稱して女中の堯舜と云ふ外家に(太后自身の親縁の者)私恩を與へたり官位を與ふる等のことは無し嗣君を擁護(たす)くの故を以て二人の男子一女は皆を疎んじ遠けらる嗣君を祐くるの誠なるを云ふなり公平の念を以て天下を治め御す當世の賢者は華(こと)く)朝廷に集り仕へたり後世に於ては朝廷に君子人の盛なること慶曆(仁宗の朝)元祐(哲宗の朝)ことく)朝廷に集り仕へたり後世に於ては朝廷に君子人の盛なること慶曆(仁宗の朝)元祐(哲宗の朝)を并べ稱せり神宗帝が兵職を厭ひ苦むの故を承けて人民と與に休み息ひて安堵せり西蕃(西の)の鬼章なる者國境の邊を守る大將の爲めに擒(とり)こにせられ來り獻せらるるも釋(ゆる)す)して誅殺せず其の手下のやからを撫し招きたり夏國が其の主君なる秉常(へいじよう)が卒去して乾順が立ちしより政ごとが亂れ主君の幼少にして屢々國境に寇して宋朝に對し藩臣たるの禮儀を失ふたり左れども皆其國の強臣が之を爲し行はせたる者にして其の君主や人民は罪有るに非ざるを以て師を興して討伐するに忍びずとて諸路に詔して兵を嚴重に自ら備へを犯さしめざる而已にして彼れを ○上始親政侍郎楊畏首叛呂大防自謂 迹雖元祐心在熙豐入對乞召章惇明年改元紹聖大防罷惇爲右僕射純仁罷惇之來也道遇陳瓘惇素聞其名獨請共載訪以世務瓘曰請以所乘舟爲喻偏重其可行乎或左或右其偏一也惇默然良久曰司馬光姦邪所當先辨瓘曰相公誤矣此猶欲平舟勢而移左以置右也果然將失天下之望惇既至以漸盡復熙豐之法治元祐人之罪無虛日司馬光呂公著王

禁中巫祝を禁ずるの詔を視し止めて興へず淳、下の二人是を聞き差に巫蠱の大獄を起し羅非數百人遂に皇后を誣劾し帝を欺き廢后の詔を勸め姪好劉氏を皇后に薦む之を賢妃と云ふ天下大に哲宗の暗を暗す

亦に臨んで果斷にして大臣の風わり功成り退き居る朝野倚重す年九十二なり皇后孟氏はもと太皇太后が人選して聘し入れたる所なりしが中宮に在ること五年にして遂に廢せらる元符元年に至り車駕や禁中が太皇太后御ち宣仁烈聖皇后を追ひ廢せんと請へりこれハ惇と下と二人は深く元祐の舊臣が再び起らんことを恐る依て内侍の羅非なるものに結びて助けを乞ふ宣仁皇后が嘗て帝を危くせんを欲するの事によりて言ひくさざりし自ら詔書を作りて宣仁皇后を廢して庶人とせんを請ひしかば太后の向氏及び大妃の朱氏が之を聞て帝を諫て曰く吾れ日に崇慶即ち宣仁皇后に侍せり天日が上にあり此の詔が曷(なんぞ)より出でんや且つ帝にして必らず此の如くならば亦何ぞ必らず我にあらんやと泣きさけひつゝ諫めしにより帝も感じ惇下二人が奏を取りて燭の火を以て之を焚けり然るに明日に至り二人は再び狀を具して堅く施行はんことを請へり帝の曰く卿等は朕が英宗の廟廷に入ることを欲せざるか何が故に斯く○立賢妃劉氏爲后右正言鄒浩乞追停册禮別選名族詔浩除名勒停羈管新州浩道過其友出畫臨別出涕畫正色曰使君隱默官京師遇寒疾不汗五日死矣豈獨嶺海之外能死人哉願無自沮士所當爲者未止此也

賢妃劉氏を立て、皇后と爲せり此は文苑あり藝道に富み殊に寵を得たり章惇が内侍の鄒浩劉友端と相結ひ妃が中宮に正位せんことを請ふ時に帝ハ未だ儲嗣即ち太子があらざりしが妃が其の時會々姪嬪にてあり尋で子の茂が云ふを生みたるを以て帝が大に喜びて遂に立て、皇后となせり時に右正言の官に在る鄒浩(そうこう)なるものが上疏して曰ふに賢妃は孟后と寵を争ふて而して孟后は廢せり今乃ち孟の賢妃を立てるは殊に聖德を累(つら)むるものす乞ふて追ふて册禮(さくらい)を乞はれしを停めたりと帝の曰く此れは祖宗の故事先例なり豈に獨り朕のみならんやと故事とハ蓋し眞宗が劉德妃を立てたることを指したるなり浩が對て曰く祖宗の大德はその法より手本とすべきもの多し然るに陛下はその法(のつと)をり手本とすべきものは之を取らずして祖宗にも大德中の小疵とする所のことに效ふか帝は顔色を變じ其意を手に持ちて躊躇し何か思ふ所あるが如くなりしが因て之を外に付したりその明日に章惇が浩が狂妄なることを詆(と)する(う)りしかば詔して浩をば其名を除き勒停(ろくてい)せり官職を停め罷(ひ)して新州に羈管(きくわん)せり浩はつとなくと剛(ごう)す既して管理せしむるを云ふ(う)せり初め陽翟の田舎なるもの能く議論し其性慷慨あり浩とは氣節の相合ふを以て相互に激厲せり劉后が立つ時浩が人に謂て曰く彼の志完(劉浩が字なり)がその不可なるを言はずんば吾れこれと以て交際を絶つべきなりと浩ハ既に罪を得て新州に往くの道すがらその友とて善き所の田舎のものに過(よ)ぎる(う)りしに田舎は之を道に出現(し)しがその將に別れんとするに臨みて浩が涕を出し、かは田舎が顔色を正しくして之を責めて曰く君(浩)に對して(う)をして黙して何事も口を閉ぢて言

寒疾不汗 寒疾とは俗に言ふ傷寒なり 傷寒を煩らひて汗をとらねばたとへ朝廷にありとも死すべし今嶺海の地に行くとれば死すとも限らずとの意なり

宰相は宰相なり 宰相は執權の人なり國家の重臣を指し

浪子 浪は浮浪すなり熱字す乃ち輕るはづみにして物事に屹としてたる意見なきを云ふ子と云ふは輕蔑したる文字なり

○元符三年上崩。在位十五年。改元者三。聖、元符と稱は三十五なり皇弟が立つこれを徽宗皇帝と爲す

〔徽宗皇帝〕名佶。神宗第十一子也。初封端王。哲宗崩。欽聖憲肅皇太后向氏召宰執議立嗣。后欲立端王。章惇曰。端王浪子耳。曾布身長。望見端王已在簾下。叱曰。章惇聽太后處分。王出簾。惇惶恐失措。王即位。請太后權同處分軍國事。范純仁等二十餘人並取叙。龔夬陳瓘鄒浩爲臺諫。〔徽宗皇帝〕名佶と云ふ神宗の初め端王に封せられたり哲宗が既に崩御せられ位を嗣ぐべきの太子なし依て欽聖憲肅皇太后向氏即ち神宗の后が諸の宰相執權の人々を召し泣を垂れて曰く今や哲宗既に崩す不幸にして嗣ぐべきの太子なし事早く定めざるべからず之を如何せば則ち可ならんを章惇を勸まして曰く乱に於ては當に同母弟たる簡王を立たるべきなりと太后の曰く老身子なし諸王ハ皆神宗の庶子なり此の如き分別し難き莫しと惇が又曰く且を以てすれば則ち申王の俗が當に立つべきなりと太后の曰く申王は目疾あり不可なり次に於ては端王の信が當に立つべきなりとその意は事ら端王を立てんと欲す惇が曰く彼の端王は輕佻浮浪の子にして物事に屹としてたるはづみの性質なり以て天下に君たること能はずと言未だ辱らざるに忽ち見れば曾布ハ席にあり其人身のたけ高し屹度望み見れば端王は既に御簾の下にあり曾布大音聲に呼はり章惇を叱して曰くだまれ章惇よ汝未だ嘗て吾と協謀せず擅に廢立の事を言ふ汝何する

建中靖國

四年の年 女眞に臣たり 志に曰く混同 江の南に居る 志に曰く混同 江の南に居る 志に曰く混同 江の南に居る

のみにして其意向はいづれも異見あるにあらざる同しく王安石を祖として論ずるのみなり序に曰く李氏の此の一節に就て論ずしものあり頗る後章の参考となるものあれば茲に併せ録して参考とす曰く熙寧の政を紹述せんとす言ふ

執國命

に陪臣國命を 執るとあり國 命とは一國の 政事と云ふが 如きなり字面 論語に本づく 豊亨豫大 之運の名な

罷再追奪司馬光等官籍元祐黨人

楊勳に至れり阿骨打とい即ち其子なりこの人の ○建中靖國一年而改崇寧韓忠彦 人として紹述を主として明年の元を改め 人として紹述を主として明年の元を改め

豫樂なれば欲
亦可なりと誤
りたるものな
り宛に角豫大
豊亨の意は上
に説きたる
が如きなり
九鼎 宋鑿に
魏漢律
が議して鼎を
制す各々以て
八方に奠く若
東方と曰ひ形
南方と曰ひ晶
西方と曰ひ寶
北方と曰ひ阜
東南と曰ひ阜
西南と曰ひ阜
西北と曰ひ阜
東北と曰ひ凡
そ八にして中
を帝鼎と曰ふ
皆九州の水
土を以て
之に納る
神霄宮 初
は玉清和陽宮
即ち福寧殿に

士林靈素策上、爲教主道君皇帝。作延福宮。作保和殿。作萬歲山。以朱勛頤花石綱。奇花異木怪石珍禽奇獸。無遠不致。民間一花一木之妙。輒令上供。有一花費數千緡。一石費數萬緡者。二十年間。山林高深。麋鹿成羣。改名良嶽。又爲村居野店酒肆。青帘於其間。每歲冬至後。即放燈縱令飲博。謂之先賞元宵。曾布は兼てより蔡京を以て其交り嗜むるが故に事を講ずるに其意見多くは合はざりし中侍御史の錢適(せんきつ)が謂ふに布の元祐の姦黨を援けて紹聖の忠賢をおしおすと。是に於て布は其官を罷め出で、潤州に知事となれり。蔡京は前章に陳したるが如きの次第を以て代りて相と爲り。蔡下は政を執れり。時に再たび元祐の人を貶竄せり。是れは司諫の吳材及び王能甫等が元祐の黨籍を掲げて諸賢を排斥し。諫議大夫の彭汝霖が亦之を賛成せしによりてなり。又姦黨の碑と云ふを端禮門に建てたり。是れは蔡京が元祐及び元符の末に、ある宰執の司馬光等待制(たいせい)以上の官にて蘇軾等餘官にて程頤等武臣にて王獻可等内臣にて張士真等凡そ百二十人を姦黨と云ひ御書を請ふて碑を建ててあらはしたるなり。蔡京が又自ら姦黨を畫して大碑を爲り以て郡縣に頒ち監史や長吏副をして皆石に刻せしめたり。時に長安の石工に安民なるものあり。字を鐫るに當りて曰く。民は愚人なり。固より碑を立てるの意を知らず。但だ司馬相公の如きものは海内其正直なるを稱せり。今之を姦黨なりと謂ふ。民は刻するに忍びざるなり。官府怒りて之に罪を加へんと欲す。民が泣いて曰く。役せらるゝは敢て辭せず。乞ふ安民の二字を石末に鐫るを免れん。恐らくは後世必ず罪を得んと聞くもの之を憐れたり。京は崇寧年中に僕射と爲り大觀、政和重和の三つの年號を歴て大師と爲れり。嘗て暫らくの間は罷められしが。輒ち再度入りて朝政を執ること、なれり。その罷められたる日と雖も。其實の依然として國命を執り朝政に預かり。其間に趙挺之、張商英の二人が相と爲りて嘗て京の意見と異にす。然るに位に在ること各々四五個月に過ぎず。して中には或は一年にして罷めらるゝあり。彼の何執中、鄧居中、劉正夫、余深が如きは。その身は宰相の位にあり。とは雖も。或は久しく罷り。或は淺くして僅々の間に過ぎざりし。鄧居中も亦蔡京とは意見が異なり。平常に相互に排撃し。劉正夫も亦小く異なれり。然れども蔡京が權寵に於ては一も損じへること。はなかりし蔡京が子の故と云ふもの、婦は宮苑禁内に入らせしが爲めに。故は遂に大に用ひられ。それが爲めに。蔡京と蔡攸との父子が權勢を争ふて。自然と相軋(けん)するに至れり。上は亦攸を深く寵愛して。而して京が子弟や親戚を辱くせり。故に滿朝とて朝廷中皆な蔡京と蔡攸の父子の黨與のもの、みになれり。時に蔡京が邪(よこしま)なる説を倡(と)なり。ひいひふらして。以て唯今は豐亨豫大(ほうかうよくだい)はうかうよくだい、解上(かいじょう)に在り。

して延聖の處
なり後に神霄
宮と改
名せり
道君皇帝
徽宗道君院に
諱して曰く朕
人主と爲り天
下をして正道
に歸せしめん
ことを願ふ卿
等朕を冊して
教主道君皇帝
と爲すべしと
是に於て群臣
及び道君院表
を上りて之を
冊せり
麋鹿の鹿の大
鹿と云ひ小な
るを鹿と云ふ
良嶽を山嶽の
其の良位にあ
るを以
てなり

の時運に際會せば。須らく奢侈を極め樂をつくして可なり。と乃ち専ら奢侈(おごる)の事を以て上に勧めたて。第一に土木の功を窮め極めて。其請ふしんを盛にし。京城をおし。廣く修繕し。盛大に内苑とて。禁裡内の園苑(にんげん)を築き。又九つの鼎(かたな)を鐫たり。九鼎の解は。上段に詳かにす。その鼎が既に成就せしかば。九州の水土を以て。その鼎の中に納れたり。上が九成宮に幸するや。酌獻北方の寶鼎に至り。鼎忽ち破れ。その水外に漏(も)れしかば。此れ其後北方が亂を致すの兆なり。とせり。大晟(せい)樂とて。學校にて先聖を祭るの樂を作り。又玉清神霄宮と云ふ宮を作り。道術の士林靈素(りんれいそ)なるものを崇信とて。わがめ信じたり。乃ち政和六年に。道士を上清寶籙宮に會せり。初め帝は未だ福子を得ざるを以て。念と爲せしが。道士の劉混康が注籙符水(しゆりすい)を以て。禁中に出入し。依て進言するに。京城の西北隅の地。坤輿(こんい)に協(あ)り。尙し其形勢が加ふるに。少しく高きを以て。せば當に多男の祥瑞あるべし。と始めて命じて。數初の岡阜を爲れり。既にして後宮が子を生むこと漸く多かりしかば。帝は益々道教を信せり。是に於て蔡攸が倡(と)るを以て。特に親信せられ。號を通具達靈先生と賜へ。上清寶籙宮を作り。以て齋醮の事に便せり。是時上は其宮に幸し。林靈素に命じて。道經を誦讀せしめたり。是より毎に大齋を設けて。錢數万を費やす。之を千道會と謂へり。道君院が上章して。帝を冊(まも)り。策(まも)り。同(まも)り。して教主道君皇帝と爲せり。それより奢侈の風日に募りて。土木の工日として。これなきはな。く延福宮を作り。保和殿を作り。萬歲山を作り。朱勛(しゆん)を以て花石綱を領し。司をらしめたり。勛は蘇州の人にて。朱冲と云ふ人の子なり。父子俱に蔡京が所に給事中たり。花石綱とは。是の時帝は頗る意を花石に垂れしにより。蔡京が朱冲に諷言して。密に浙中の珍異の物を取り。以て進めしむ。其進言所の船が船と相互にふくみ合ふて。淮汴に至れり。是を稱して花石の綱と號せしなり。而して其子の朱勛をして。綱事を領せしめしなり。此の如き有様なれば。奇麗の花や異種の木や怪しき石珍しき禽奇妙なる獸等。凡そ天下の珍奇怪異のもの。は草木禽獸に別なく。如何に遠方なりとて。致さざるは。なく民間にある所の僅かに一本の花や一株の木や。の妙と謂ふは。どのもの。は如何に等の區別なく。較ち献上し進供せしめたり。故に唯だ一枝の花にして。數十緡(ひん)は。猶ほ賈(か)と云ふが如く。錢をさしたるを云ふを殺し。一つ上の石を運ぶが爲めに。數万緡の大金を費やすものありたり。此の如きこと。凡そ二十年間に至りたり。ければ。山や林が高く。且つ奥深くして。麋鹿(ひる)とて。鹿の類が群(むれ)を成すに至れり。乃ち萬歲山の名を改めて。良嶽(りやうがく)とせんが。こと。改め又村居とて。田舎のすまわの有様、野中の店の姿、酒を賣る肆(みやげ)を井に。青帘(せいれん)とて。酒賣る家のしるし。とす。す所の旗を其間の處々に爲りて。しらへし。め毎年冬至の後に。即ち燈を放ち。即ちとばし。ひびを數多く輝かし。夜も猶ほ晝の如くにして。縱(は)し。ひま。に。勝手氣儘に其中に於て。酒を飲むものは。飲み博奕(はく)せんとするものは。博奕せしめ。而して。これを先づ元宵を賞すと。謂へり。元宵とは。上元の宵にして。正月十五を云ふ。其解の詳しき。上に掲げたれば。宜しく就て。○時星芒屢見。地震。河決。怪異迭出。率以爲常。京等誣奏。甘露降。祥雲現。飛鶴蔽空。竹生紫花。芝草產于良嶽。及諸州連

蓮理木殿

の註に曰く本を異にして幹を連ぬるなりとあり今俗に蓮理の枝と云ふもの亦同じ

理木。雙花。芙渠。芍藥。牡丹。至指臘月。雷三月雪。皆稱瑞表賀。是の時、懸星(すいせい)は(まきばし)の光芒即ちひかりがたび(見れば地は震動し河ハ決潰してついで其他種々の妖怪や變異が迭(たがひ)にかはる(出でたること)幸(おほむね)大梅毎日の如くなりし然るに蔡京等の姦人は誣(いつはり)ひて蔡京を甘霖(かんりん)が降り祥瑞ある雲が現はれ又鶴の飛ぶことは多くして天を蔽ふは(に)あり竹には紫色の花を生じ又芝草(あし)とて紫芝の草は長嶽(ながたけ)の山に生じ及び諸州に於ても或は連理の木とて本を別にし幹を連ぬる木を生じたり或は芙渠(ふきよ)とて蓮が其蒂(てい)を連ねて首を異にし即ち花の両つ咲きたるものあり芍藥や牡丹も亦何れも芙渠の如くなるものあり是等の怪異を以て何れも祥瑞なりとなし蓋しは臘月即ち十二月に雷が鳴りたり三月に雪が降りたるを指して皆を以て祥瑞なりとなし表賀するに至れり然れども帝は此の星變を以て痛く己れを責め殿を避けて膳食の供御を減したり中書侍郎の劉遠(りゆうえん)が元祐(げんご)の黨人の碑を碎き上書邪黨の禁を寛くせんと請ひしは帝は之に従ふて夜半に黃門の役人を遣り朝堂に至りて石刻を毀ちたりその翌日に蔡京が之を見て聲を厲(こゝろ)まして曰く石の毀つべきも名は滅すべからざるなりと尋で太白星が雲の間に見れたりそこで赦して黨人に關する一切の禁を除く詔して崇寧以來の左降するものは其存命なるものと殺したるものとを問ふことなく稱く其官を復したり蔡京は猶も姦を懐き黨を結ひ法制を紛更し群賢を貶斥して務めて僞善を以て人主の意を惑はせり然るに此度彗星が見はるに及びて帝は蔡京が姦邪なることを悟り

芙渠は蓮(はす)は(す)を云ふ一聖の帯に二た殿に花の開くを云ふ亦其尋常ならざるを云ふなり芍藥牡丹も亦然り然るを祥瑞なりと誣(いつはり)ひ奏し

師成專務應奉以盡上心勢焰熏灼竊威福於中童貫專務開邊生事於外皆與蔡京父子相表裏○女真阿骨打以重和元年戊戌稱帝初遼主天祚刑賞僭濫荒於禽色歲索名鷹海東

大に其趣を異にせり吉凶を混同すべからず

青於女真女真與其隣東北五國戰鬪乃能獲此禽以獻不勝其擾阿骨打遂叛攻陷混同江東之寧江州遼遣將討之而敗又起中京上京長春西遼四路兵並進獨涑流河一路深入大敗三路皆退女真悉虜遼東界熟女真鐵騎益衆天祚親征復

海東青國五

大敗女真乘勝并渤海遼陽五十四州又度遼西降五州阿骨打遂建號改名旻國號大金明年破遼上京

の東大海に接す名鷹を出すその海東より來るものを海東青と

内侍即ち宦官の童貫及び梁師成が事を用ひたり而して梁師成は専ら應奉として上の旨に應じて其求むるがまに奉ずることを務め以て上の心を盡し恰も虫が血の物に付くが如くに漸くは悪しき方に迷ひ入らしむるを力めて而して其勢力氣焰が熏灼(くんしやく)とて甚だ盛んに

五國國名と

陳禾は帝の衣を引て己れの罪を畢らんとすを請へりその時引き合ふに衣裾が落ちたれば帝の曰く正言は朕が衣を碎くと禾の言ふに陛下は衣を碎くと惜まざる豈に首を碎きて以て陛下に報ずるを惜まんや此言(童貫等)を云ふは今日富貴の利を受く陛下は他日危亡の禍を受けんと言愈々切なりしかば帝色を變じて曰く卿能く此の如く

眞に近し一にハ鉄勒、噴納

なるもの人が人を刑し人を賞すること皆濫(せんらん)とていつはりみだりにして己れの愛する所(し)に之を賞し己れの憎む所(し)に之を罰し刑罰ありて無きが如くなり加ふるに禽獸(けいじゆ)を愛すること及び女色を好むことに荒(あ)る(す)さ(む)み(あ)れて毎歲々々名のある(音)よ(う、たか)の海東青と云ふものを女真に索め來れり女真は其隣國なる(す)さ(む)み(あ)れて女真とは相去ること一千里もある國と戦鬪して乃ち能く此の海東青と云ふ禽(と)りを獲て以て獻

涑流一路

此の役に遼の師は混同江に至りて女真の兵と遇ひしが會々大風吹き起り塵埃(じんあい)飛び揚り天を蔽ふばかりなり阿骨打が風に乗じて奮撃したりければ遼軍は大に亂れて將士多く死せりそれより又中京、上京、長春、西遼の四路の兵

一路とは即ち四路の一なり

騎兵が益々衆多なりしかば是非とも之を破らざるは恐るべきとて遼主の天祚は親ら征伐せしが復た又大に敗北したる女真はこの勝ち誇りたる勢に乗じて益々兵を進め遂に渤海、遼陽等の五十四州を并はせそれより又遼西の地方に度(わた)る(り)進みて五州を降服せしめたり是に於て阿骨打は遂に號を建て、旻(びん)と改名し國を大金と號し

遣將州海

阿骨打は遂に正月の朔を以て皇帝の位に即けり且つ曰く惟大金のみは變遷せず又壞れず金の色は白し完顔は色は白きを尙(た)つ(と)ふと是に於て國を大金と號し收國と改元し弟の吳乞買(ごきがい)を諸班勃極烈(しよばんぼくごく)と爲せり其明年に遼の

爲中國捍邊 女真 國として契丹を圍り取りしならは高麗の爲めには甚だ利あらず何とすれば契丹が猶ほ其儘に在るならば中國との間に一の限界となりて大に利益あるを云ふ

編管 陳殿 曰く編管は管と州を併し州の民籍に編入して永く其州を管轄せしめ再た他に徙さざるを云ふなり

復燕議 燕雲の役を復する者は初は

上京を破りたり ○高麗來求鑿。上遣二鑿往。還奏實非求鑿。乃彼知中國將與女真圖契丹。謂苟存契丹。猶足爲中國捍邊。女真狼虎。不可交。宜早爲之備。上聞之不樂。

高麗(こま)の朝鮮の地なり。今の人來りて其を請へり。その上は二人の醫者を携て高麗に往かしめたり。二人の醫者が宋に歸りて奏聞するに。高麗が來りて其を求めしものは。其實は醫を求むるに。あらず。乃ち彼れ高麗は我が中國が女真と與に相合して。契丹を圍らんとす。ことを知りて。彼が謂ふに。若しも契丹を存在して。あらしめたるらば。猶ほも中國の爲めに。邊境の境を捍(ふせ)ぐに足らん。彼の女真は。狼(お)もはか。虎の如く。なして。唯だ強暴なるを。知りて。信義を知らず。此の如きの國は。決して交際すべからず。べし。と上之を聞て。甚だ樂まざりしと。

上嘗微行都市酒肆妓館。正字曹輔本を以て合ふものなり。合へば。則ち腹心を爲り。離るれば。則ち怨望となる。呼服の際。は斯須(しばらく)の間に在り。甚だ畏るべきなり。方一乘輿。戒めざるの初に當りて。一夫の不逞なるものあり。禍心を包藏せば。神靈が垂憐すとも。然るも亦威を損し。重を傷はん。又況んや。臣子の言ふに。忍ひざるものあり。戒めざるべけんや。帝疏を得て。出し。宰臣に示し。都堂に赴きて。審問せしむ。余深なるもの曰く。輔は小官なり。何致て大事を論せんと。輔の曰く。大官言はず。故に小官之を言ふ。と。王輔陽が。張邦昌。王安中を。顧みて。曰く。是の事あるか。皆應じて。曰く。知らず。と。輔の曰く。茲の事。里巷の小民。と雖も。知らざるなし。相公國に當り。獨り知らざるか。曾て此れを知らず。焉んぞ。彼の相を用ゐんと。輔怒りて。吏をして。輔に従ひ。詞を受けしむ。輔筆を操りて。曰く。區々の心は。一も求むる所なし。君を愛するのみ。と。終に。柳(ら)ん州に編管とて。其州の民に編籍して。永く其州につなぎ。とめて。管せしむるに。輔は。怡然として。道に就きたり。

○童貫自崇寧間。與主詔之子。領兵復湟州。任責措置邊事。已而復鄯州。廓州。貫遂建節爲宣撫。既得志於西邊。遂謂北邊亦可圖。政和初。乃自請奉使覘遼國。有燕人馬植者。陳滅燕之策。貫挾以歸。更姓名趙良嗣。復燕之議遂起。政和末。有漢人泛海來。具言

則ち童貫が志を西邊に得たり。遂に謂く。北邊も亦圖るべし。と。繼て而して。趙良嗣來歸し。獻するに。燕を取るとの策を以て。す。徽宗いかに之を喜ばざらん。夫れ豈に天下久しく安く。士戦に習はざるを。知らん。白溝の敗余人の爲めに。笑ひる。遂にびて。而して。中國の邊境。めて。大なり。

漢人(かんじん)を云ふ。高麗師遣使(けんし)之れが使命を受けたり。

白溝(はくこう)南州(なんしゅう)のり。安南(あんなん)を去ること十五里。亦

女真攻遼事。重和春乃用蔡京童貫議。遣馬政由海道至阿骨打所。居阿芝川。涑流河。與議共攻遼。阿骨打遂遣使來。宣和初。至京。詔京貫諭以夾攻取燕之意。差軍校呼慶。送其使。由海道歸國。是歲王黼爲相。力贊攻遼之策。及呼慶復與金使來。時阿骨打在。上京。遂遣良嗣往約金國。取遼中京。本朝取燕京。歲幣如與遼之數。良嗣曰。燕京一帶。則併西京是也。金主亦許之。以札付良嗣。期以女真兵自平地松林趨古北。南兵自白溝夾攻。良嗣歸。馬政復與子擴持國書往訂彼此兵不得過關。未幾。金使復來。又以國書就付其使。歸國。時淮南京西河北江南相繼盜起。山東宋江方就招安。睦寇方臘連陷浙郡。中都爲震。童貫甫平方臘。而北事作矣。金人悉師度遼。趨中京。攻陷之。中京者故奚國也。遂引兵至松亭關。以與宋有各不過關之約。止引兵由其西而過。遼主先已引避。或言金前鋒將至。遼主震驚。亟奔雲中。入夾山。時燕王淳守燕。蕭幹立淳爲主。宋童貫蔡攸帥師東路。至白溝。西路至范村。蕭幹迎戰。甚力。宋師敗退。耶律淳死。

燕京を
 度郭樂
 師同知
 姓度は名なり
 同知とは同知
 府なり續文獻
 通考に同知は
 知府の
 式なり
 其神俗に二
 耶神なりと其
 由て來る所を
 詳かに
 せず
 旨禁の上
 思召あり土を
 納るを禁ず
 結深山とい
 絲をひすびて
 山とせり
 倡樂樂を云
 ふ上に俳優の
 戲と云ふに同

十萬の大衆を以て進みて盧溝河と云ふ地に駐(と)まり依て蕭幹は之を拒ぎしが先きに宋に降りし郭樂師が
 問道よりして燕の軍を不意に襲ひ伐ちしかば蕭幹が還り救ひて死力を盡くし聞へり蕭師はしばし敗北し僅かに
 己れの身を以て免れはうばうの体にて還れ還れり是に於て盧溝河と云ふ所の宋の師も遂に潰れたり蕭師
 故は功勞が無くして罪を獲んよとをせられたり此の時に金主は奉聖州に在りしかば童貫と蔡攸の二人が客を遣り
 て金主に燕の軍を圍らんよとを請り頼めり金主はそこで三道より兵を分て進み出で遂に居庸城に入れり是に於て
 燕は金に降服したり金の使が來て言ふに燕京は金の軍兵を以て攻め下したり然れども前の約束もあれば其地は宋
 に與へん其の租税の當然以て金に輸(いた)すべしと宋の使の趙良嗣が金に往きて之を評議し議幣を許すこと契丹
 の如くして舊來定まる所の數の外に更に百萬を加へて以て租税に代へて而して併せて雲中の地を宋の方に得んこ
 とを求めたり然るに金人は僅かに燕京と遼、易、檀、順、景、朔の六州を以て宋に許すことを約し之を以て來り
 歸れり是に於て童貫蔡攸の二人は燕に入れり而して燕の金帛や子女、職官、民戸等は金人が府を巻くが如くにし
 て京の方に歸り去りたれば宋に得る所のものは空城のみなり童貫蔡攸の二人
 が歸りて王安中を以て燕山府に知事たらしめ度と郭樂師が同知となれり ○有星如月徐徐南
 行而落光照人物與月無異 ○修神保觀其神都人素畏之傾
 城男女負土以獻名曰獻土又有飾作鬼使催納土者上亦微
 服觀之後數日旨禁 ○時に星の出づるものあり大さ月の如くなりしが徐徐としづくとし
 畏れたり傾城(けいせい)即ち花街の男女は土を負ふて以て其神に獻せりこれを名づりて獻土と曰へり又鬼使を飾
 り作り土を納ることを催促するものあり徽宗皇帝も亦微服してしづくとし
 の衣服を著て之を觀たり帝が之を觀るの後數日に旨ありてあれを禁せり ○京師河東陝西地震
 宮中殿門搖動且有聲蘭州草木沒入山下麥苗乃在山上 ○
 金國無城郭宮室用契丹舊禮如結深山作倡樂鬪雞擊鞠之
 戲與中國同但於衆樂後飾舞女數人兩手持鏡類電母其
 國茫然皆芟舍以居至是方營大屋數千間盡倣中國所爲

トトケイ鶏を養
 鬪雞て其の
 鬪即ちけい
 を見るなり
 擊鞠鞠とは
 て製したるま
 りにして擊つ
 とは我國にて
 蹴ると云ふ義
 と同じと
 知るべし
 電母雷電の
 雷公電母と云
 ひ雷の陽より
 出づるを以て
 公と云ひ父に
 陰より出づ故
 に母とし女に
 風す易より出
 たり電母と
 はいなづま
 云ふの
 義なり
 友草と云ふ
 に同じ

京師、河東、陝西の地方は地が震動し宮中や殿門は搖動しうごきて且つ其上に聲ありたり又蘭州にてハ其草木が
 地の中に沒入しはまりたり又山下の麥(むぎ)苗が忽ちその所在を轉じて山の上にあたりたり ○金國には城郭や宮室
 の敷けがなくすべて契丹の舊禮を用ゐたり結深山に如(ゆ)きて倡樂の音樂を作し又鶏を鬪はせたり鞠(まり)を
 擊ちたりするの戲は中國と少しも異なる所なし但衆多の樂をなしての後に舞ふ所の女四五人を飾りたり、その
 両手に鏡を持たしめ電母(でんぼ)とていなづまに類似せしむ凡そ其國は茫然とばつとして國中の人は皆芟舍(せんしや)
 ばつしや)とて草にて屏を葺きて以て居れり然るに是の時に至て方大なる屋宇數千間(ま)を營み作りて其中に
 住居せしめ家居の制(せい)を倣く ○兩京河浙路災異疊見都城有賣青菓男子
 孕而誕子又有豐樂樓酒保朱氏其妻年四十忽生髭鬚長六
 七寸宛一男子詔度爲女道士 ○東西兩京及河浙の路に於て天災變異が疊(かさね)か
 がありしがこの男子不思議にも忽ち孕(はら)むみて子を誕生せり又豐樂樓の酒保(さか)みせの朱と云ふ姓のもの
 がありしが其妻が年四十にして忽ち髭鬚(しん)とて口ひげを生じたり其長さ六七寸もありて宛然としてさながら
 一の男の子なり詔してこの女を ○河北山東盜起連歲凶荒民食榆皮野菜
 不給至相食饑民並起爲盜有張仙者衆十萬張廸衆五萬高
 托山衆三十萬自餘二三萬者不可勝計 ○金主稱帝六年而
 殂號太祖大聖武元皇帝弟吳乞買立改名晟燕山之地易州
 西北乃金坡關昌平之西乃居庸關順州之北乃古北關景州
 之北乃松亭關平州之東乃險關險關之東乃金人來路凡此
 數關天限蕃漢得之則燕境可保然關內之地平灤營三州自
 後唐爲契丹阿保機所陷以營灤隸平爲平州路得燕而不得平

酒保は酒保と
さうしこの
酒店のことに
用ひ弘備録に
は酒保の源朱
氏に作れりて
れ依るべし然
れども今の
本文に從ふ
度爲女道
士二卷に道
は假借を免す
るの制なり故
に民が課役を
免れんが爲に
みだりに僧尼
や道士となる
是を以て度牒
の法を立てた
り度とは僧家
の濟度の輪也
詔札宋朝よ
所の手詔
を謂ふ

州。則關内之地。蕃漢雜處。而燕爲難保矣。遼張鼓守平州。金已遣人招鼓。鼓曰。契丹凡八路。今特平州存耳。敢有異志。既而乃以平州南附。宋遠納之。趙良嗣力爭。以爲必招金兵。金人謀知。即襲平州。陷之。得宋詔札。自是歸曲。累檄取鼓。不得已。命王安中。縊之。而函送其首。未幾。金太子斡離不己。由平州路將入燕矣。宋方且遣人密誘天祚來降。以童貫宣撫兩河。燕山路將迎天祚。金人方退。天祚入陰夾山。不可得。至是。領衆南出。遂爲金人所敗。就擒。契丹自阿保機至天祚。九世而亡。時宣和七年乙己歲也。是冬。金斡離不粘罕分道而南。斡離不陷燕山。郭藥師降之。金兵長驅而進。郭藥師爲前驅。童貫自太原逃歸。粘罕圍太原。太原帥張孝純歎曰。平時童太師作多少威重。乃畏怯如此。身爲大臣。不能死難。何面目見天下士。孝純以冀景守關。知朔寧府孫翊來救。兵不滿二千。與金人戰于城下。張孝純曰。賊已在近。不敢開門。觀察可盡忠報國。翊曰。但恨兵少耳。乃復引戰。金人大沮。再益兵力。不能敵。翊死焉。無一騎肯降。時王黼先

歸曲に
野約あるにも
拘らず張鼓を
容れたるは宋
に曲ありと
て曲を宋朝に
歸したるなり
就擒金は天
封して王と爲
し長白山に送
り城を築て之
に居らしむと
九世遼の阿
保機の
梁の均王の貞
明二年に始て
之を建てしよ
り是に至て凡
そ二百一十
年に當れり
觀蔡を孫翊
を呼
ひし也唐の乾
元の始に探訪
使を改て觀察
使置使と云ふ
即ち今の提刑
按察使也孫翊

一年已罷。而自時中李邦彥並相。皆鄙夫也。金兵來。時中但建出奔之策而已。上內禪。在位二十六年。改元者六。曰建中靖國。曰崇寧。大觀。政和。重和。宣和。太子立。是爲欽宗皇帝。河北、山東の地方に於て盜賊が起れり。その地方運義凶荒にして五穀實らず。民は楡(にれ)の皮を割ぎ取り之を煮て搗(つく)き餅となして食ひ。僅に飢を凌ぐのみにして野菜の類もんと給(た)る。らず。遂には人々相互に食み合ふに至れり。是に於て餓餓の民が並に起て所謂の百姓一揆の如き有様にて盜賊を爲すを本意とせり。其中にも張仙と云ふものあり。其一味の衆は十方あり。張迪(てき)が衆は五方、高拱山が衆は三万と云ふ如く。それく大衆を率ひて起れり。自餘(その他)の二三万人の衆を集めて起るもの勝(わけ)て計ふべからざるは多く起りたり。○金主の阿骨打が帝と稱して六年にして殂す。太祖大聖武皇帝と號せり。その弟の吳乞買(ごきがい)と云ふが立ちて名を展(せい)と改め。年號を天會と改めたり。燕山の地ハ易州の西北は乃ち金城(てい)關、昌平の四ハ乃ち居庸關、順州の北ハ乃ち古北關、蔚州の北ハ乃ち松亭關、平州の東ハ乃ち險(けん)關、險關の東ハ乃ち金人の往來の要路なり。此の以上の數箇所の關所は天然自然に蕃族と漢との境界を限る所なり。故に此の四五所の關を此方に得たならば則ち燕の境は保て吾が地と爲るべし。然るに關内の地にて平、深(れん)營の三州は後唐の世に契丹の阿保機が爲めに陥れられしよりこのかた營と深の二州を以て平州に隸屬して今は平州路と爲せり。それ故にたとへ燕を得ても平州を得ざりしならば則ち關内の地は蕃と漢とが離り處りて而して燕は保ち難しと爲す。遂の平州の人にて張鼓(かく)と云ふものがある。平州を守りしが金が已に人を遣はして鼓を招きたり。鼓が曰く契丹には凡て八路あるも今に至りては特に平州が存するのみ何ぞ敢て異志あらんや。と其おもてには金は剛剛するの有機を見せて怒り志を變じて乃ち平州を以て南の方宋に附きたり。宋は王黼が帝に勸めて之を納れしに趙良嗣が力め争ふて曰く國家新たに金と盟ふ然るに今之を納れしならば必らず金の憤心を失ひて金の兵を招かん其時に至りて悔ゆとも及ぶべからずと然るに帝ハ聽かずして留して平州を遣て泰寧軍と爲し鼓を以て節度使と爲せり。金人の間諜が鼓が叛せしと聞き知りて即ち平州を不意に襲ふて之を陥れたるに宋より張鼓に與へし所の詔の札を得たり。是より宋が金と約束せし意に背き張鼓が降服を納れたるは宋の致し方が曲(まが)りて正しくないとして其曲なることを宋に歸し檄文を累ねて張鼓を取へんことを責めたり。宋も道理に責られ己むことを得ずして王安中に命じて張鼓を縊(く)びる。り殺さしめて其首を函(はこ)に入れて金に送らしめたり。是より先き張鼓は燕山に奔りしに王安中が納れて之を匿せり。金人が來り責むるに及び安中が其容貌の張鼓に似たるものを取りて其首を斬り金に與へしに金の曰く鼓にあらざるなりと遂に兵を以て燕を攻めん。とせしかば朝廷も己むを得ずして斯くは取計ししなり。未だ幾ばくもならざるに金の太子の斡離不(あつり)が己に平州路より將さし燕に攻め入らんとす。宋は方且つ人を燕に遣はし密に燕主に天祚を誘ひ導きて宋の國に來り

時に此の職を兼ぬ故に云ふ内禪位を太子に傳ふるを

欽宗皇帝

初め定王に封せらるる金人入り寇す遂に内禪を受け在位僅に二年にして遂に金に陷らるる而して汴宋亡びぬ

括田

に政和六年民の契券を案じ而して契尺を以て打置し其贏(あまり)は則ち拘て官に入る而して創めて租課を立つ之を公錢田と云ふと樂尺とは大晟樂の尺也大晟樂

降服せしめたり依て童貫を以て河東河北及び燕山路を宣撫せしめ將に天祥を以て誘ふんとす其時に金人(ハハ)韓離不の軍は方に出る宋人の爲すは如何んと密かに視ひたり燕山の天祥は將に陰夾山に入らんとするも金の兵がある爲めに入ることを得べからず是に至て衆を領して南の方に出でしに遂に金人の爲めに敗られて檢(ト)に就きたり契丹は阿保機より天祥に至るまで九代にして亡びたり時に宋の宣和七年乙巳の歳なり是の冬に金の韓離不及び結罕(ねんかん)が道を分て南方より南の方を指して出發せり韓離不は燕山を隔れしかば其將の郭鵬師は遂に金に降服せり金の兵は長驅を長が歩ひして進み郭鵬師はこれが爲めに前驅したり童貫は太原より逃れ歸り結罕の太原を圍みたり時に太原の帥(かしらなり)の張孝純と云ふ人が歎して曰ふに平生の時に童太師即ち童貫は多少の威嚴重きを作せり然るに乃ち今は畏れ怯るること此の如し其身は大官を爲るも事に臨みて雖に死することも能はざるものは何の面目がありて天下の士たるものを見られやうやと孝純は冀望を以て鵬を守らしめしが知朔寧府孫朝が來り救へり其兵は僅かに二千人に滿たず金人と城下に戰ふ時に張孝純が曰く賊の兵は已に間(ま)に近き處にあり敢て必らず門を開かず觀察と忠義を盡くして以て國恩に報ずべしと觀察とは孫朝を呼びしなり孫朝が曰く但だ恨むらくは兵少きのみ何ぞ力め戦はざるべけんやと乃ち復た引き退して觀察はしかば金人の兵力が六に沮みたりが再び又兵を益して來り戦へり此度は彼れと是れと力が敵すること能はずして孫朝も遂に討死せり而して一騎たりとも肯て降参するものなし時に王麟が是より先きだつと一年前にして已に罷めらるる而して自時中、李邦彦が並に相たり是の二人のもの皆を郎夫なり金の兵が來る時に時中は但だ出奔せんことの策を建つるのみなり童貫皇帝が内禪して位を太子に傳ふる位に在ること二十六年其間に改元するもの六つにして曰く建中靖國曰く崇寧大觀、政和、重和、宣和なり太子が立つ是れを欽宗皇帝と爲せり

欽宗皇帝名桓。在東宮無失德。蔡京童貫輩咸憚之。欲動搖不可。至是即位。大學生陳東等伏闕上書乞誅蔡京童貫王黼梁師成李彥朱勔六賊。以謝天下。彥以根括民田。破蕩百姓。結怨於河北京東西三路者也。勔以花石綱所在騷動。結怨於東南者也。靖康元年首鼠黼勔彥尋皆殺之。欽宗皇帝の名は桓と云ふ童貫皇帝の長子なり東宮に在て徳を失ふことなく蔡京童貫が輩とことごとく之を憚り如何にもして太子の位を奪はんと圖れども何とて言ひ出づべきこととあらざればこれを動搖せんことを欲すれども不可なり是に至て遂に天子の位に即けり是時に天下の人士は皆蔡京や

の尺といふ徽宗皇帝の指の三寸(ふし)を三寸とせず店に小尺大尺あり以て尺といふ大尺は尺二寸を以て尺といふ小尺は尺一寸を以て尺といふ外官私は悉く大尺を用ゆるなり

狐王廟

の出處は未だ詳かならず此の一節は宋徽宗の案するに徽宗の宣和七年の秋に有るべきなり讀者之を詳にせよ應天府江東に屬す即ち宋州なり眞宗の時に宋州を以て應天府と

童貫が國家を誤ると云ふことを知れども事を用ふるものは多くは蔡京が推薦を受けたるものなれば皆之を憚りて帝の爲めに之を明言するものはなかりし然るに茲に大學生の陳東と云ふものが闕下に俯伏して書を上り曰く今日の事は蔡京は前に梁師成の内陰賊す李彥は民田を根括(解)にわりしするを以て百姓を破蕩し怨を河北と東京西京との三路に結ぶものなり朱勔は花石綱のわけを以て所在皆を騷動し怨を東南に結ぶものなり王黼童貫の怨を遠く金に結ぶ此の六賊はその名は異なりと雖も其罪は同じ伏して願くば陛下を市朝にさらし首を四方に傳へて以て天下に謝せよと其書切實なりしやば上之を然りとし靖康元年に首として王黼朱勔李彥を遠方の地に流竄したり○有狐升御榻而坐者。詔毀狐王廟。狐が天に昇りて坐するものありたり○上皇奔應天府。○以李綱爲行營使。定城守策。○除元祐黨籍。追贈范仲淹司馬光等官。○自時中罷李邦彥張邦昌爲相。上皇が應天府に奔れり初め上は韓離不が河を濟ると聞て即ち詔を下して親けしむ上皇(ハハ)州にゆく是に於て百官多く潛かに進る童貫上皇の南行するに遇ひ即ち軍を以て自ら隨ふ上皇浮橋を過ぐ衛士之を攀ち望て慟哭す貫は唯だ行の速かならざるを恐れ親軍をして之を射さしむ矢に中りたはるもの百余人道路流涕す蔡京も亦室を盡して南行し自全の計を爲す上皇遂に鎮江に至る○李綱を以て行營使の役と爲し城守の策を定めしむ是より先き宰相議して帝に出で、襄陽に幸して以て敵鋒を避けんと請ふ李綱が曰く先帝は宗廟社稷を以て陛下に授く然るを委(す)てて之を去るは可ならんやと帝黙然たり自時中が謂ふに綱が言はよし然れども都城の守るべからざるを如何んせん李綱が曰く天下城池豈に都城に如くものあらんや且つ宗廟社稷百官万民の在る所なり此を捨て、何くにか之か今日計を爲すもの當に軍馬を整ひ人心を結び相與に堅く守て以て勤王の師の起るを待つべしと帝の問ふに離れか將たるべきものぞ李綱が曰く自時中や李邦彥等は未だ必ずしも兵を知らず然れども其位号によりて將士を撫し以て敵鋒に抗するは其職なりと時中勃然として怒りを含み曰く李綱は能く兵に將として出で、暇なきや否やと綱が曰く陛下は臣が府庫を以てせすも兵を治せしめば願くば死を以て報せんと乃ち綱を以て東京の留守と爲す後に行營使を兼ね城守の策を定めしめたり○元祐の黨人の籍記せる者を除き范仲淹、司馬光等に官を追ひ贈れり○自時中が罷められたり依て李邦彥と張邦昌の二人が相と爲れり

○春正月。韓離不抵京師。先是朝廷遣李鄴求和。韓離不攜鄴以攻京城。不克。乃遣王訥與鄴偕來。邦彥等皆主和。惟綱欲戰。

統制官軍

を宣撫する
三鎮中山、
太原是
括金王
迪か議して京
にわたるの軍民
官吏の金銀を
括取するを云
也括とはしほ
りどるの義也
儻南海にあ
儻り今の南
寧府と云ふ
萬安軍南
にあり
南雄に屬す
李邦彦罷
邦彦は建明す
る所なし惟だ
阿順趙詔する
のみ部人目し

の時蔡攸が已に空しくなれり金人か京城を圍むこと凡そ三十三日なりしか地を割くの詔書を得て金幣の數の定
るを俟たずして退きたり神師道は金の師かその半ば濟るに乘じ河に臨みて之を要擊せんことを請へり李綱も亦以
爲らく彼の金の兵は六万にして而して我か宋朝の勤王のハ二十餘方あり金軍の半ば河を濟るを疑(ゆる)しくして
之を擊ちしならば必勝の計ならんと然るに李邦彦等はこの議に従はず惟だ三鎮に詔して仍て堅く地を守りて割
ざるのみ
○京師受圍時梁師成已誅至是竄蔡京於儋州至潭而
死年八十蔡攸竄萬安軍尋有詔即所在斬之童貫亦遠竄追
斬於南雄京師即ち汴京か圍を受くるの時梁師成は已に誅せられたり是に至りて蔡京を儋州に
流竄せしか潭にまで至りて死せりその年は八十歳と云ふその子の蔡攸も万安軍に竄せ
られし尋で問も無く詔ありて其所在に即て之を斬
れり童貫も亦遠地に竄せられしか追て南雄に斬らる○李邦彦罷張邦昌吳敏並相邦
昌罷徐處仁相處仁敏罷唐恪相恪罷何臬相李邦彦が官を罷めら
れ罷められたる唐恪も相たりしか恪か罷められ何臬か相となる○上皇歸京師數月金兵復
至幹離不由東路陷真定長驅先抵京師粘罕由西路陷隆德
太原府汾澤州平定軍平陽府河南府河陽府鄭州懷州抵京
師張叔夜等統兵趣闕唐恪耿南仲專主和議曰今百姓困匱
養數十萬於城下何以給之乃止各道兵毋得動京師自十一
月受圍凡四十日有卒郭京者言能用六甲法生擒粘罕幹離
不盡令守禦人下城獨坐城樓上以親兵數百自衛俄頃金人
鼓譟而進京給衆曰須自下城作法因引餘兵南道虜兵登城

して漢子學
和と曰へり
臬音うつ栗
の字なり
六甲法子
甲寅、甲辰
甲午、甲申
甲戌の如き
週甲の法なり
本文の解と
参考すべし
神師道言
是より先き金
人の去るとき
師道之を要擊
せんと請ふ上
從はず曰く異
日必らず後の
患をなさんと
是に至りて果
然り
二元帥幹
不と粘罕
と云ふ
青城金軍の
營なり

者纔四人衆皆披靡大潰上聞城陷慟哭曰朕不用神師道言
以至於此時師道前一月卒矣護駕人猶有萬餘馬亦數千張
叔夜連戰四日斬其貴將一人欲護駕突圍而出上惑於和議
不定士卒號哭而散虜使劉晏請上出城都民爭入櫛而食之
何臬欲率都民巷戰聞者爭奮金人由是斂兵不下惟以割地
責金幣和議爲辭以誤戰守之計侍郎耿南仲力主議和上以
爲然遂墮其計二元帥請與上皇相見上曰上皇驚憂已病朕
當自往遂如青城見之二宿而返明年春復請上出郊續逼出
上皇張叔夜諫曰今上一出不歸陛下不可再往臣當率勵精
兵護駕以出縱虜騎追至臣決死戰或可僥倖若天不祚死於
封疆不猶生陷於夷狄乎上皇欲飲藥爲范瑗所奪逼上皇出
宮皇后太子親王帝姬皇族前後三千餘人悉趣軍前城中子
女金帛寶玩車服器用圖書百物括索公私上下俱空然後宣
金主詔書選立異姓遂册前太宰張邦昌爲楚帝以宋二帝北
歸金人在汴凡七閱月而去始至張叔夜嘗力戰餘皆主和以

帝姬徐慶か
 間始めて周の
 王姫の稱を
 りて而して公
 主を改めて帝
 姫と云ひ郡主
 を宗姫と云ひ
 縣主を族姫と
 云ふとあり徽
 宗の政和三年
 に改稱せ
 しなり
 往來逼逐
 至吳升莫儔王時雍徐秉哲范瓊等往來逼逐上皇以下出郊

至吳升莫儔王時雍徐秉哲范瓊等往來逼逐上皇以下出郊
 議舉異姓方上在青城逼易御服時惟李若水抱持大呼奮罵
 金人刀裂其頤斷其舌而後梟之相謂曰大遼破死義者十數
 今南朝惟李侍郎一人然一時憤死者甚衆金人不知也吳革
 結衆欲劫還二帝爲范瓊誘殺何臬孫傳張叔夜秦檜司馬朴
 皆爭論乞存立趙氏金人驅之從上北行叔夜不食粟惟飲湯
 過界河死桌至燕亦不食死當京城危急時四方勤王之師至
 者皆詔止不進恐妨和議訖金人之退未嘗交兵上在位不二
 年國破改元曰靖康弟康王立于南京是爲高宗皇帝
 天府より京師に歸れり四五月にして金の兵復た至れり幹離不は東路より其定を隔れ其勢に乗じて長驅しなかに各
 して京師に抵れり粘罕は四路より隆德太原府汾州平定軍平陽府河南府河陽府鄭州懷州等の各
 所を隔れこれ亦京師に抵る張叔夜等の兵士を統べて禁園に赴きたり時に唐恪耿南仲の専ら利議を主張して曰
 く今や百姓は困窮にしてくるしみ乏乏にしては斯くの如きの有様を以て數十萬の兵を城下に養ひ何を以て
 この大衆の兵に給しあてかふことを得べけんや乃ち各道の兵を止めて何れも動き戦ふことなからしむ京師は固
 を受けしより今に至るまで凡そ四十日の間に至れり時に卒の中に郭京と云ふものありて言ふに能く六甲の法を以
 て粘罕や幹離を生擒しといけたりとせんと六甲の法とは七千七百七十七人を用て伎藝の能否を問ふことなり但だ
 年を擇びて六甲に合ふものに命す得る所は皆市井の游惰なり旬日にして足る敵攻むること益々急なり然るに京師
 笑自若として嘗て曰く危急に至るにあらざれば吾か師の出でず六甲の解は上に詳なり乃ち繼く守禦せし所の
 人をして城を下らしめ唯だ獨り城樓の上に坐して親兵數百を以て自ら衛れり俄頃にはにして金の人が大鼓を
 鳴らし喚ぎたて進みしかば郭京は衆を給(あまひく)きて曰く自ら城を下りて六甲の法を作すべしと依て餘兵を
 引て南に逃れたり故に慶の兵は城に上るもの緩かに四人なるも衆は皆なおそれて披靡(ひひ)しひらきなひきて大

願 願願なり
 口の傍を
 云ふ顔會に願
 は頤に作れり
 李若水死
 若水帝を抱
 而して哭し金
 人をぞしりて
 狗頭と爲す金
 人若水を曳き
 出して之を擊
 つ或る人之を
 勉めしめて曰
 く事爲すべき
 ものなし今日
 願従なれば明
 日當責ならん
 と若水嘆して
 曰く天に二日
 なし若水寧ん
 ぞ二主あらん
 やと罵りて口
 を絶たせりし
 張邦昌爲
 趙帝を立て
 趙帝を奉して
 詔を邦昌北向

に潰えたり上は城が陥れりと云ふを聞て大に動笑しなげきかたしみて曰く朕はさきに神師道が言を用ひざりしが
 爲めを以て此の有様に至れりと時に神師道は是より前一ヶ月に卒せり此時に猶ほ軍旅を護衛するの人が一万余も
 あり馬も亦四五千はありたり張叔夜は連りに戦争すること四日にわたり金の兵を斬りたりこれより驚を
 保護し金の圍を突て出んと欲せしも上は和議の未だ定まらざるに惑ひ迷ふて心定らず故に士卒は號び哭泣して而
 して散乱せり金慶の使者の劉晏(うらわん)なるものが上に請ふて城を出でしめたり都は我れ先きに争ひて城
 に入り劉晏を殺しその肉を饗(あまひく)りん、切り肉なりして之を食へり時に何果は都中の民を率ひて巷(ちまた)に於
 て戦はんを欲せしかば之を聞くものは皆な争ひ奮發せり金人はこの勢におそれて兵を飲(お)めて城より下さず
 唯だ土地を割くと金幣を費むると和議を以て時となして宋にせまり以て眼守の計策を誤れり侍耶の耿南仲の力
 めて和議を議せんことを主張せしかば上は以て然りとなし遂に金人の計中に墜(お)つちたり幹離不粘罕の二元
 帥は徽宗上皇と相見しことを請へしかば徽宗の曰く上皇は此度のことに驚き心配して己に病あり朕が當に自分
 往くべしとてこれより遂に青城に如きて二元帥を見、二元帥宿して返れりその明年の春に復た上に請ふて郊に出
 で金の營中に至らんことを求めたり續ぎて逼りて無理から上皇を出して金の營に至らしめんとせり上皇も亦金
 の營に往かんを欲せしが張叔夜が諫めて曰く今上即ち徽宗が一たび出で、未だ歸らず陛下の決して再たび往くべ
 からん臣は當に精練の兵の率ひ動かし皇駕を護りて以て出づべし縱ひ金慶の騎兵があつてもより追ひ至るも臣は決
 してふみ止まりて死力を盡し戦はんは必ず或の僥倖するもあつてもあつても天が宋朝に祐(たす)まはしむるな
 らば吾が封疆の間に死すべし猶ほ何んぞ生きながら夷狄たる金慶の手に陥らざらんやと上皇は憂鬱にたへず難
 を飲んで死せんと欲す范瓊(はんけい)なるもの、爲めに奪はれたり遂に上皇に逼りて宮を出でしむ皇后や太子、
 親王、帝姫、皇族の人々前後凡そ三千餘人が悉く金の軍門の前に赴けり城中の子女や金帛、寶玩の物、車服、諸
 種の器用、圖書、其他の百物皆な括(しぼ)り集めて公私上下の別なく一般に供に空しくなれり然して後に金主
 の詔の書面を宣布して宋と異なる所の姓のものを選び立つ遂に前の太宰たりし張邦昌を冊立して趙帝と爲し宋の
 二帝即ち今上と上皇とを以て北に歸れり金人は汴京にあること凡そ七たび月を閱(え)て而して去れり金人が始
 め至るときは張叔夜が誓て力を盡して戦ひしのみにして其餘は皆な和議を主とせりそれより以て吳升(うせい)莫
 儔(ぼしやう)王時雍(わしやう)徐秉哲(じやうへい)范瓊(はんけい)等に至りては相互に往來して上皇以下を逼りて金の
 營(ぼうちう)王時雍、徐秉哲(じやうへい)范瓊等に至りては相互に往來して上皇以下を逼りて金の
 營に往かしめ乃ち雖して異姓を擧げたり實に宋朝の大姦臣と云ふべし殊に欽宗の青城にありては逼りて帝
 の御服を易へしめたり時に惟だひとり李若水なるものは帝を抱き持ちて大遼に呼び奮ひて其所爲のよるしからず
 るを罵りしかば金人は之を怒りて刀を以て若水の舌を断ちたり願(お)どかひを裂きて而して後に之を梟し獄門に
 かけさらしたり金人が相謂て曰く大遼が破るゝ時義の爲めに死するものは十數人ありしが今南朝即ち宋が破る
 るに及んでは惟だ李侍郎(りしやう)若水(じやうすい)一人のみと云へり然れども一時憤り死せしものは此人一人に止らず甚だ衆
 多なりしが金人は之を知らざりしなり吳革なるものが衆兵を結びて宋の二帝を劫(お)びやかすし還らんと欲せし
 が范瓊が爲めに誘ひ殺されたり何真、孫傳、張叔夜、秦檜、司馬朴の人々は皆な争ひ論議して趙氏の後を存しん

し拜舞す冊を
受けて位に即
き大楚を號す
是の日風飄り
日暈して光な
し百官惶惶す
邦昌心安から
ず官を拜する
に皆本朝の
字を加ふ
南京即ち應
天府を

南宋

高宗南都を遷安に遷せり
安とは昔の越の地を云ふ

蜂書の中に
密封して見る
ことを得ざら
しめたる
物色 其人
物を鑑みて探
がしむとむる
を云ふ我が國
にて俗に云人
相書を以て人
を察むるを云
掲榜 榜と
は木

〔高宗皇帝〕名構。徽宗第九子也。母韋氏。徽宗夢吳越武肅錢王
入室。已而生構。封康王。靖康初。嘗出使。幹離不軍。是冬。幹離不
再來。奉詔。再出使。耿南仲偕行至相州。民遮道。請無往。至磁州。
守臣宗澤止之。相州守以蠟書言。金人方遣騎。物色康王所在。
乃回相州。與南仲揭榜召兵。勤王有詔。以康王爲大元帥。汪伯
彥宗澤爲副。領兵入衛。王從伯彥議。出北門渡河。至太名。聞京
師陷。澤請進兵向京城。伯彥請王移兵東平。措身安地。南仲亦
以爲然。遂東去。知河間府黃潛善亦領兵至。進屯濟州。探報二
帝北行。張邦昌爲金所立。國號楚。是日風霾。日有薄暈。百官慘
怛。邦昌亦有憂色。惟王時雍范瓊等欣然。若有所得。高宗皇帝
是名は構
と云ひ徽宗皇帝の第九子なり母は韋氏と云ふ徽宗が吳越の國の錢武肅王と云ひは錢名は鏐とて王爵の人が室中
に入りしと夢み已にして章氏が孕みて構を生めり初め康王に封せられしが靖康の初年に嘗て出で、幹離不が軍門

の札に勅書を
認めしものな
り百官志に曰
く百民を戒厲
し軍民を曉諭
するには勅榜
を用
ゆと
風霾とは
風を吹き土
を揚るす云ふ
暈暈とは
薄暈かさを
云ふ即ち日輪
に月にかゝる
か如きおんば
らとしたりか
さがかゝりて
光も十分に輝
かぬと
云ふ
慘怛は痛
むなり
相首誅上書人陳東歐陽澈決策幸東南無復經制兩河之意

に便せり是の冬に幹離不が再たひ來りしかば詔を奉して再ひ出で、使し耿南仲と偕に行きて相州にまで至れり然
るに人民共が康王の通行する道を遮ぎりとめて往くことなかれと請へり乃ち磁州に至りしに此の所に封じて
臣の宗澤なるものが幹離不の所に行くとて之を止めたり相州の守の汪伯彥は蠟書にて蠟の中に封じて
めたる密書を以て康王に言て曰ふに金人ハ今や方に最中騎馬の士を遣はし康王の在る所を物色し人相書を回して
搜がし索むと康王が之を聞て乃ち相州に回りて耿南仲と與に榜とて勅命のふたを掲げ示して兵を召し寄せ王の軍
に勤めしめたり乃ち詔して康王を以て大元帥とし汪伯彥宗澤を副元帥となし兵を領して入て宮中を護衛せしめ
たり王が伯彥が議論に従て北門を出で河を渡りて太名に至れり然るに京師が既に陥りたりと聞て宗澤は兵を進め
て京城に向はんと請へり伯彥が王に請ふに此場合は宜しく兵を東平に移して身を安全の地はしよと云ふに置
んと耿南仲も亦以爲らく然りと遂に東に去れり知河間府の黃潛善も亦兵を領して至り進みて濟州に屯して敵の動
靜を探り報せり二帝即ち徽宗上皇と欽宗とは北の方に行きて張邦昌は遂に金の爲めに立てられ國を絶せり是
の日は風ふき土をふらすか上に日輪も薄き暈(かさ)がありて何となく物すでき景色にてありしかば百官
の人人も皆な慘怛(さんたん)としていたみおそれたり而して邦昌も亦憂ひ心配するの顔色ありしが惟だ王時雍
范瓊の人々は欣然として何か邦昌在位三十三日。御史馬紳貽書邦昌。請速
行改正。易服歸省。遂迎元祐孟太后聽政。太后迎立康王。詔告
中外。有曰。漢家之厄十世。宜光武之中興。獻公之子九人。惟重
耳之尙在。遣使奉表。及以孟后詔來。邦昌繼至。伏地慟哭。請死。
使臣自河北竄來。進道君手札。曰。便可即真。來救父母。王慟哭
拜受。遂趨應天府。即位。改元建炎。以主和誤國。罷竄耿南仲。召
李綱爲相。以宗澤知開封。爲留守。綱至。邊防軍政略有緒。而潛
善伯彥復主和。亟遣祈請使矣。綱相數十日而罷。潛善伯彥爲
相。首誅上書人陳東歐陽澈。決策幸東南。無復經制兩河之意。

川 陝西也
張 浚字伯英
張九齡が第九子
張九齡の後

張 浚字伯英
成紀の人也
袁 州は江西
荆南ふに期
州のま

統制は官名なり岳は姓飛ハその名にして字は鳳舉と云ふ相州湯陰の人なり家世々

子に禪りしが未だ三歳にもならざれば孟太后が政を離け、呂頤浩張浚が師を帥ひて王に勤め味方をして中軍を總べたり韓世忠が前軍となり張浚が之を翼(たす)げ劉光世は游擊して殿軍と爲れり勝非が二兒即ち苗傅、劉正彦に説き諭して曰く勤王の師が未だ進まざるものは是の間に於て自ら反正せしめんとするのみならずんば百官六軍を率ひて帝に宮に還るを請は、公等は身を何の地に置るかと傳等遂に百官を率ひて睿聖宮に朝せしかば帝之を慰せり朱勝非が罷められ呂頤浩が相と爲れり二兒が走りしかば韓世忠が之を追ふて之を捕へ皆を誅に伏したり上は位に復して建康に如き張浚を以て川陝京湖の宣撫使と爲す隆祐太后が南昌に如きたりこれに兀朮(こつしゆつ)が粘罕に請て將に江浙の間を犯さんとするが故也 杜充爲右僕射

守建康。上如杭州。升杭爲臨安府。自臨安如浙東。金人分兩道。一軍自新黃渡江。劉光世在江州。以爲新黃小盜。遣王德拒之。於興國軍始知爲金人。金人自大冶趨洪撫建昌臨江吉州。追隆祐太后不及。遂陷袁潭荆南澧州。乃自石首北渡而去。一軍自滁和向江東馬家渡。濟江陷建康。杜充及守臣皆降於兀朮。通判楊邦乂不從。刺血書裾曰。寧爲趙氏鬼。不作他邦臣。衆擁見兀朮。誘諭累日。輒叱罵。卒大罵見殺。兀朮長驅陷杭州。上去已七日。兀朮進陷越州。四年春。陷明州。時上已次台州章安鎮。金人以船犯昌國縣。欲追襲上舟。提領海舟張公祐引大船擊散之。乃退回。兵陷秀平江常州。至鎮江。韓世忠邀之。以海舟與戰。數十合。多俘獲。伏卒金山龍王廟。幾獲兀朮。相持於黃天蕩。

兀朮求假道甚恭。不許。欲自建康北歸。不得去。或教於冶城西南隅蘆場地鑿大渠。一夕成。次早出舟。趨建康。世忠大驚。尾擊之。一日值無風。海舟不能動。兀朮乃引其舟出江北去。疾如飛。以火箭射海舟。世忠軍亂奔還。兀朮乃得北遁。統制岳飛邀擊敗之於六合。杜充が右僕射の官を爲りて建康を守れり上は杭州に如き杭を升せて臨安府と爲せ渡れり時に劉世光は江州に在りて以て新黃の小盜なりと爲して乃ち王德なるものを遣りて之を湖廣の興國軍に拒がしめたるに始めて金人なりと云ふまを知れり金人は大治(たいや)と云ふ興國軍に附屬せし地より進みて洪撫石首と云ふ地より北に渡りて去れり又一軍は滁和の地方より江東、馬家渡に向ひ江を濟(わた)り建康を陥れたり時に杜充及び守臣が皆を兀朮に降服せり唯だ獨り通判の楊邦乂(やうはつかい)なるもののみは肯て膝を屈して之に従はず血を刺し、ハリに以てつぎ出して衣の裾に大書して曰く寧ろ趙氏の鬼と爲らん他邦の臣といならしむ其意は死して趙氏即ち宋の鬼となることも生きて他邦の家來とはならしむなり金の衆が擁したきかへて兀朮に面會せしめしければ兀朮は之を誘ひ諭すこと日を累ねけれども聽かず叱り辛に首を以て柱や礎に觸れ大に罵りて殺さんことを求め遂に殺されたり兀朮はそれより猶ほ長驅して杭州を陥れたり時に帝が去てより已に七日目にてありし兀朮は猶ほ進みて越州を陥れたり四年の春金が明州を陥れたり時に上は已に台州の章安鎮に次しやせり金人は船を以て昌國縣を犯し追て上の舟を不意に襲はんと欲す提領海舟の官たる張公祐が大なる船を引きて之を撃ち散らせしかば金人が乃ち退きたり乃ち兵を回らして秀平江、常州を陥れ鎮江に至りしが韓世忠は之を邀へ海舟を以て金の軍と與に戦ふこと數十合に及び俘獲(ふくわく)とてとりこにせしもの多かりし世忠が諸將に謂て曰く是の間の形勢は金山龍王廟に如くものなし敵は必らず之に登りて我が軍の虚實を覗ふべしと乃ち蘇德なるものを遣り百人を將りて廟中に伏せしめ又百人は廟下の岸側に伏せしめ之を戒めて曰く江中に鼓撃あるを聞かば岸の兵先づ入り廟の兵繼て出て以て合して之を撃て敵が至るに及びて果して五騎ありしが其二人は之を獲たれども三騎は策を振りて以て馳騁せり其中の一人は紅袍にして玉帶なりしが幾んど之を獲んとして遂に獲ざりし是れ則ち兀朮にてありしそれより黃天蕩に相持したり兀朮はおそれて盡く掠むる所をかへして道を假らんことを求むること甚だ恭しかりし世忠は許さずししかば建康より北に歸らんと欲せしも去ることを得ず偶々或る人が教て冶城西の隅なる蘆場(あしば)の地に於て大なる渠(ほり)を鑿ち掘らしめしに一夕の間に成れり

和を力とむ父の和は能く究むを極ひ悪を施す飛の生る、時大鳥屋上に鳴く因て名づく沈厚言にして家貧しく力學す尤も左氏春秋を好み又孫吳の兵法を好む力は三百斤の弓をひく宜和四年に眞宗の墓に應じ陶俊等の賊を擒にす康王に至り承信郎に補し宗澤大に練す宗澤大に之を奇とし曰く爾が智勇才藝は古の真將も過ぐる能はず唯だ野戰を好むは万全の策にあらす因て授くるに陣圖を以てす是より將略を以

て願ひる唐王位に即き上書
數千言宗澤死して杜充之に
代り張浚功を
以て戰功第

一と
なす
隣踏と欲し
て行かず退ん
と欲して退か
ず俗に云ふた
めらふとなり
イヌギキキ
移檄文を檄
移の急回状を
り即ち急使を
以て問罪書を
遣はすことな
り移をうつす
と讀むは非也
其室金の名
六路同州、
環慶、照河、
環慶、照河、
環慶、照河、

その次ぎの日朝早く舟を出して建康に趣けり韓世忠は大に驚きてその後より尾しつけて行き之を撃てり一日のこ
とに風が無くして海舟が動くこと能はず元龍は乃ち其舟を引て江河に出で北の方に去りしに其疾(はやし)ること
が飛ぶが如くなり而して火箭(くはせん)とひやを以て海舟を射たるが爲めに世忠の軍は大に乱れ死するもの計ふ
べからず世忠の僅に身を以て奔り選れり元龍は乃ち北に過ることを得たり統制の岳飛は元龍の軍を邀へ撃ちて之
れを六合に敗れり世忠は僅かに八千人を以て元龍が十萬の衆を拒ぎ凡そ四十八日初張浚西行上命
にして敗れたる然れども金の人が是より後亦敢て二度と江を濟らざりしと云ふ

浚三年而後用師及是撻辣兀朮皆在淮東浚聞兀朮躊躇必
再犯東南議出師攻取以分其勢士大夫及諸將皆以爲不可
浚決策移檄粘罕問罪遣吳玠入長安金人遂調兀朮自京西
星馳趨陝西與婁室合浚合六路兵至富平婁室擁兵驟至鐵
騎直擊環慶路趙哲軍佗路不援哲離所部諸軍退金遂乘勝
而前浚斬趙哲諸路兵皆散去陝西大震浚駐軍興州遣劉子
羽訪諸將所在各引所部來會人心粗安吳玠走保大散關東
和尙原初張浚が西に行きしとき上が張浚に命じて三年にして後に師を用ひしめたりしが是に及
びて金の撻辣(たつら)元龍が皆淮東に在りし故に張浚が奏聞するには元龍は今まさに
隣國(ちゆうこく)せり思ふに必らず再たび東南を犯さんと依て調して師を出し攻め取て以て其勢を分たんと然るに
士大夫及び諸將は皆以爲らく不可なりと張浚は策を決して檄書を金の將粘罕に移して其罪を問はしむ乃ち吳玠な
るものを遣はして長安に入らしめたり金人は遂に元龍を調發して京西より星馳し馳行して陝西に赴き婁室と
合せり張浚は六路の兵を合せて富平縣に至りしに婁室の軍が兵を擁して驟(はか)に至れり鐵騎は直ちに環慶路
の趙哲(てい)が軍を擊ちしも他の路は少しも援けず依りて趙哲は其の所部を離れたり是に於て諸軍が退きければ
金は遂に勝に乗じて前みたり張浚は大に怒り趙哲を斬る諸路の兵は皆散れ逃げ去り陝西即ち元龍が軍は大に驚
ひたり張浚はしむことを得ずして軍を興州に駐せしめ劉子羽なるものを遣はして諸將の在る所を尋ね訪はしめたり
りこれ故に諸將は各々その所部の兵を引て來り會せしめり是に於て人心も粗ば安かりし吳玠は遂に走て大散關の

星馳曉に星
行くと云ふ即
ち夜立ちにて
馳せつくる
ことなり
自海道回
駐越州
海道と云ふの
義は未だ詳か
ならず上は温
州より湖水に
泛び浙江を過
ぎ越州に至り
州府を改め升
紹興府と爲
し此に駐
されり
邦昌故事
金が帝を擒に
し邦昌を汴城
に立て、楚帝
となしたる故
事云ふ

東なる和尙原と云ふ所を保ちたり ○上自海道回駐越州呂頤浩罷范宗尹爲相秦檜
南歸趣行在檜在北依撻辣爲所任用撻辣南侵檜參謀其軍
嘗爲草檄下山東州郡挈全家泛小舟抵漣水軍自言逃歸朝
士多疑之檜言如欲天下無事須是南自南北自北乞上致書
撻辣以求好其言皆撻辣意也上が海道より回りて越州に駐せしめり時呂頤浩が罷め
られ范宗尹が相と爲れり秦檜は南に歸りて上の行在所
に赴けり初め秦檜が二帝に從て燕に至りしに金主ハ秦檜を以て撻辣に賜へしにより撻辣が爲めに任用せられたり
撻辣が南の方を侵すに方り秦檜は其軍に參謀となれり嘗て撻辣が爲めに檄文を草し下た書きて山東の州郡を下
したり後ち全家即ち家内殘らずを挈(ひつ)ぎて連れて小舟を泛べ漣水軍に抵れり自ら言ふに金人の己を監督
するものを殺して舟を奪ひて逃れ歸ると然れども朝士は多く之を疑へり檜が言ふに如し天下の無事ならんことを
欲するならば須らく是れ南は自ら南なり北は自ら北なるべしと范宗尹及び李回の二人は素より秦檜と交り善かり
ければ力めて其忠なることを述べて薦めたり檜は首として上に乞て書を撻辣に致して以て好を求めしめたり帝は
輔臣に謂て曰く檜は朴忠なること人に過ぎたり朕は之を得て喜て寝られずと遂に禮部尙書に拜せり是より先き朝
廷がしばしば使を金に遣はすと雖も但た且つ和し且つ守るのみなりしが意を專にし敵を解き兵を息めしは秦
檜より始まれり蓋し秦檜が首として和議を倡ふるは皆を撻辣が陰かに己れの意を含ませ還らせし也 ○是歲劉豫稱帝豫景州人於建
炎戊申以濟南守降金爲之用得知東平府兼節制河南粘罕
白金主循邦昌故事立豫國號大齊後遷都于汴粘罕既得關
中地悉割以與豫是の歲に劉豫が帝を稱せり劉豫は景州の人なり建炎戊申の年に於て濟南の
守護職を以て金に降服し金の用となるそれより終に東平府に知事とな
るを得て兼て河南に節制となれり粘罕が金主に白うして彼の張邦昌が故事に循て劉豫を立て、國を大齊と號し
後ちに都を汴に遷したり粘罕は既に關中の土地を得て悉く割て以て劉豫に與へたり豫は既に齊帝と爲り明年を改
めて阜昌(ふしやう)元年と爲したり朝廷が之を聞きて凡て豫に倚り仕へり ○紹興元年命張浚討
て而して其家園の東南にあるものは皆なごとく厚く撫卹を加へたり

降金劉豫... 其兵各州... 連兵連... 其兵各州... 連兵連... 其兵各州... 連兵連...

江淮盜李成。成據江淮六七州。連兵數萬。有席捲東南之意。尋陷江筠臨江。俊擊其軍。復三郡。成遁降。張浚盡失陝西之地。惟餘階成岷鳳洮五郡。及鳳翔府之和尚原。隴州之方山原而已。浚退保蘭州。統制曲端有威名。浚先用。譖罷其兵柄。安置萬州。西人倚端為重。及貶。軍情不悅。至是。又送恭州獄。殺之。士大夫軍民皆悵恨。西人益以是非。浚。張浚が蜀く陝西の土地を敵の爲めに取られて失ひ惟階成岷鳳洮の五州を保ちたり時に統制の曲端なるもの威名聲あがりしが浚は先きに譖言即譖言を用て其兵を統ふるの權柄を握めて

部する所の五... 進公命して... 其一點を以て... 進公命して... 其一點を以て... 進公命して... 其一點を以て...

之於箭筈關。兩道皆不能入。○范宗尹罷。秦檜昌言曰。我有二策。可以奪動天下。遂為右相。呂頤浩為左相。○兀朮會諸道及女真兵。造浮梁於寶雞縣。渡渭攻和尚原。玠璘三日三十餘戰。大破之。兀朮尤中流矢。僅以身免。始自河東歸燕山。○紹興二年。上自越州還臨安。言者劾秦檜專主和議。沮止恢復遠圖。檜罷。朱勝非為右相。○紹興三年春。金撤離曷。自鳳翔長安。聲言東去。實由商於出。

此に始
保江以て
限りとし自
ら保ちし也
俊遣張浚
統制官楊
沂中
本文に此一
あり前後太
運緒せず何
れば是時張
浚は泗州に
て兵を益す
を乞へり然
統制官の外
あるもの遺
と云ふ理なく
又張浚の下
統制官の附
する等なし
後之二字は
字にして張
浚が兵を益
を求めしに

光世復還廬州。光世不得已。乃駐兵遣王德麟瓊。三收齊兵於
霍北正陽及前羊市。時劉猷至淮東。阻韓世忠兵不敢進。乃從
淮西渡。浚遣張俊統制官楊沂中至濠州。與後合兵。沂中敗猷
前鋒。猷引兵欲會劉麟于合肥。而後進。沂中與遇於藕塘。合戰。
猷大敗。麟聞猷敗。望風潰去。光世乘勝追襲。亦捷。北方大恐。上
曰。克敵之功。皆出右相。趙鼎遂罷。
紹興六年。張浚復也。出師。視察
分て入り寇せり。初め齊の劉猷は粘罕に因りて立つことを得たり。故に粘罕を率ふるを知るのみにして。他の將あるを
とを知らず。頗る他の將帥を蔑視（べつし）し。ないがしろにせり。是に及びて。援兵を金に請へし。宗盤ハ之を惡みて。援
兵を遣ることを沮めり。而して劉猷が自ら援兵として行くことを聽きゆるせり。而して別に兀朮を遣り。兵を黎陽に提
げて。以て宋との隙（ひま）を觀て。進退かけひきを爲せり。劉光世が時に濠州に駐在せしが。以て爲らる。濠州を守り。雖しと
張浚も亦泗州に駐りしが。亦兵を益さんことを請へり。是に於て。衆人の情思が洶懼（きやうく）とびく／＼して。おそれ
たり。張浚ハ書を以て。張俊及び劉光世を戒めて曰く。進み撃つことありて。退き保つことなかれ。趙鼎等が帝に請ふて
親ら書して。張浚に付し。師を退けて。南方に遷り。江を保たんと欲せり。張浚は力めて。争ひ以て爲らる。必らず勝つを保すべ
し。若し一たび退きし。ならば。宋國の大事は去らんと。劉光世は此時既に廬州を捨て。退けり。張浚は即ち尾を襲きて。馳
せつけ。采石と云ふ所まで至り。人を遣はして。其軍を喰さしむるに若し。一人たりとも。江を渡るものがありし。なら
ば。即ち其首を斬て。以て軍中に徇（と）なす。ひ見せしめ。せんと。仍りて。劉光世を督責して。再たび濠州に還らしめたり。
光世も已むことを得ざれば。乃ち兵を駐めたり。之れより。王德麟瓊（りけい）の二人を遣り。三たび齊の兵を霍丘、正陽
及び前羊市に敗れり。時に劉猷は淮東に至りしが。韓世忠が兵に阻（へだつ）て。られて。敢て進まず。乃ち淮西より渡れり。
張浚は張俊が統制官たる楊沂中を遣はして。濠州に至らしめ。張俊と兵を合せたり。沂中は猷が前鋒を敗りたり。ここ
猷は兵を引きて。劉麟と合肥（かひ）に會合して。而して。後に進まんと思へり。然るに。沂中は興に藹藹（くうくう）と。こ
出遇ひて。合戦し。猷は大に敗れたり。劉麟は猷が大に敗れたり。と云ふことを。聞き其敗れたる風を。望みて。潰え去れり。
光世は是に於て。勝りに乘じて。追ひ襲ふて。これ亦捷て。是よりして。北方は大に恐れぬ。上の曰く。敵に克つ功。勢は
皆右相即ち張浚より出でたり。 ○上皇以五年四月。殂。至七年春。凶問始至。

依りて楊沂中
を遣りしと見
れば義自から
明かならん
飛以內艱
去。父の亡す
るを内艱と
と云ひ母の亡
するを内艱と
云ふ陳殷の註
に。憂に丁（わ
たる）るとせ
り。常に憂の字
の上。に母の字
あるべし。○上
之を起すとい
裏を停めて。職
を授くるを云
ふなり。罪を録
に。起復の裏
制未だ終らず
其任用を勉む
謂ふ所情を奪
て。起復するも
のなり。と亦向
解なり。
張浚遂以
言罷。言の
字は

壽五十四。二帝自建炎初。由燕山如中京。古奚國。霫郡也。在燕
山北千里。次年。又自中京移韓州。在中京東北千五百里。後二
年。又自韓州移五國城。在金國所都。東北千里。上皇終焉。
徽宗上皇は五年の四月を以て。殂せしが。七年の春に至りて。凶問即ちそのしらせが。始めて南宋に至れり。實に壽は五十
四なり。徽宗欽宗の二帝は。建炎の初めより。燕山に由りて。中京に如けり。即ち古への奚國の霫（しう）郡なり。地は。燕山の
北方千里の所に。僻在せり。其次年に。又中京より。韓州に移り居れり。この地の中京の東北千五百里の遠方にあり。その後
二年にして。又もや。韓州より。五國城と云ふに移り居りしが。五國城は。金國の都する所の東北千里の地にあり。上皇は。此
地に於て。終
り崩せらる。 ○岳飛爲湖北京西宣撫使。時淮東宣撫使韓世忠。江東
宣撫使張俊。皆久已立功。而飛以列將拔起。世忠俊不平。飛屈
己下之。二人皆不答。及飛破楊么。俊益忌之。於是嫌隙日深。上
自如平江。如建康。飛因扈駕。以行。入見。疏論恢復。秦檜時爲樞
密副使。主和議。忌飛成功。沮之。飛以內艱去。上力起之。劉光世
以言者論其退師。幾誤事。罷兵柄。張浚以王德統其軍。德與
鄺瓊等夷不相下。大譟詣督府。訴德浚。乃召德還。爲督府都統
制。而以呂祉爲督府參謀。領其軍。祉簡倨。不通將士之情。聞瓊
等反側。密乞罷之。瓊叛。執祉。以所部數萬降齊。張浚遂以言罷浚
之用。德與祉。岳飛嘗言其不可。浚不聽。故敗。趙鼎復相。

本文に詳す
 貶竄州次ハ
 新州後に海南
 故に連りにと
 云ふ
 陵寢の歴初
 陵即ちみさ
 ぎ及び庭廟と
 てみたまや
 を云へり
 除留守を官
 除して汴京に
 留守せしむ
 コトヘイカガニ
 乞兵於夏
 以復の復
 字讀んで復す
 とするの誤あ
 り復すと復す
 仇するなり通
 經に曰く願く
 ば二十万騎を
 得て撤離喝を
 生擒し陝西の

守紹興九年に金人が先づ陝西河南の地を以て宋に歸せり朝廷は官吏を遣はし陵寢
 世輔來歸。世輔之先。累世爲蕃族。都巡檢使。父子雖嘗仕齊。每
 相泣恨。不得歸宋。齊用世輔知同州。嘗得間生擒撒離曷。欲歸
 朝。金兵來追。縱之。而奔西夏。其父母及二子一孫皆被戮。至是
 乞兵於夏。以復。既出。則知陝西已還宋。乃部夏兵而來。上慰勞
 加賜賚。賜名顯忠。晉陽城の李世輔が來り歸れり世輔が先祖は累世蕃族の都巡檢使と爲れり
 元帥撻辣。實楊割長子。金主亶之大父行也。自粘罕死。宗戚大
 臣皆懼。撻辣與悟室。尋亦以謀叛。先後誅。金與宋和。實撻辣主
 之。撻辣既死。於是右副元帥兀朮爲左相。乃密奏於其主。以宋
 未議歲貢。正朔誓表册命。而撻辣擅許割地。遂渝盟。金國に謀反
 紹興十年。金兵分四道南侵。劉錡大破兀朮於
 順昌府。檜急啓上。召錡還。岳飛敗之於郾城。幾擒兀朮。飛至朱
 仙鎮。檜急啓上。召飛還。韓世忠敗金人於淮陽之泖口。兀朮還
 汴。檢兩河軍與蕃部。以謀再舉。紹興十年夏五月に金の兵四道より南進して宋を

五路を取て夏
 に歸せん世輔
 亦共に天を戴
 かざるの仇を
 報するを得た
 りとなす本文
 に復るとして
 解せり併書し
 て世の判定
 に任かす
 大父行は祖
 父なり行と
 は置なり
 南侵並黎守
 東に出で撤離
 曷は陝右に寇
 せり李成は河
 南に寇せり孔
 彥舟等東
 京に至る
 啓す(もを
 し)に同
 なり
 鄆城 縣は
 許州
 にぞく
 せり

地を割くを許さんと遂に
 盟約を渝(か)へたり ○紹興十年。金兵分四道南侵。劉錡大破兀朮於
 順昌府。檜急啓上。召錡還。岳飛敗之於郾城。幾擒兀朮。飛至朱
 仙鎮。檜急啓上。召飛還。韓世忠敗金人於淮陽之泖口。兀朮還
 汴。檢兩河軍與蕃部。以謀再舉。紹興十年夏五月に金の兵四道より南進して宋を
 りて急報あり曰く金人盟を破り南寇すと會々暴風あり錡が坐后の帳を抜く錡直に立て曰く賊光急なりと部下の
 兵五千を督し又行く道々にて兵をつのり兼行して順昌府下に至る亦た急報あり云く京師已に陷ると順昌の守陳規
 錡の至るを聞き出で、迎へ見ゆ錡急に問ふて曰く城中の守備如何と規曰く米數万石あり錡悦びて曰く可なりと直
 に城中に入りて將士を督し守備をなす金兵既に城下にせまり城を圍む錡壯士五百を募り夜敵の營を斫(き)るこの
 夕天雨ふらんと欲して電光四起しその明りによりて辨察なる者を見れば則ち之れを斫る敵營大にぐれ乱れ終夜敵
 は味方同志相ひ斫り合ひたり爲めに死屍野に充つ敵兵は老邊濤に退く兀朮汴にあり之れを聞き直に十萬の衆を
 帥ひ來り援す錡使を兀朮(こつしゆつ)に遣はして曰く戦を約せんと兀朮大に怒て曰く吾が力を以て汝の城を破
 るに靴尖(くわせん)即ちくつ(つ)のさきにて蹴倒すのみと使者曰く太尉(錡)但た戦を請ふにわらず且つ太子必ず敢て
 河を濟らずと謂ふ願くば浮橋五所を獻せんと錡曰く大に戦へと通明錡果して五浮橋を額河上に爲り遊を額の上
 流及び草中に置く時に大暑にして敵遠くより來り人馬饑渴し水草を食ふ者は輒ち病む錡は軍を休め銳氣を充分に
 養ひ敵の大に疲れたるを窺ひ知り數百人を遣はし出で、接戦し敵大に敗れ兀朮營をぬきて去る死屍隨馬車旗甲器
 儲米積で山を爲せり而かるに秦檜此を聞き帝に啓して曰く既に東京の陷ること五日前にあり錡既に昌順に於て
 其の婦女を騙りて兵に充て幸にして城未だ陥らず金の怒り他日百倍大小の相ひ敵せざるは明なり無益の若生を殺
 す何の益ぞ陛下宜しく前好を修めんと欲せば臣が計を用ひ急に錡を召ひ還へし玉へと是に於て急報を以て錡を召
 しかへす岳飛の大軍を額昌に留め諸將に命じて道を分ちて出で、戦はしめ自から輕騎を以て郾城に駐(と)むま
 れり兀朮揚子馬(騎兵の如き者)五千を以て來る飛歩卒を戒め刀を以て陣中に入り仰視せずた馬の足を研らしむ
 すると揚子馬相馬の一馬が仆れば二馬は行くこと出來ずしてぐずぐずして居る所へ飛の軍が縱橫無恐になぎ切り
 遂に大に之れを敗る時に殆んど兀朮を擒(と)りてにするになんぐとして居るに得いざりし兀朮大働して曰
 くわれ海上より兵を起し昔な此の揚子馬を以て勝つ今圖らずも敗を取ると大に憤り師二十万を合して順昌を
 攻めしかるも又た飛が爲めに敗る飛は進んで朱仙鎮に軍す兀朮乃ち汴に還へれり而かるに秦檜がまた上に啓し
 て復た飛を召し還へせり是より先き韓世忠も亦金の兵を淮陽の泖(河)口に敗る兀朮 ○十一年。兀朮
 汴にかへり兩河の軍と蕃夷の部とを檢(あらたむ)め以て再び兵を擧ぐるをはかれり

朱仙關 京

の西南四十五里の所にあり

宣化 地は東

構成 飛罪

初め 飛罪

高宗 飛に命じて

後が 書を賜り

て前途の 糧が

飛を 以てす

かへるに 及んで

運留して 進ま

す糧の 乏しき

を以て 辞とな

す士氣を 沮喪

して交章 して

飛を 効

岳雲 岳飛の

梓宮 人死し

干するを 梓宮

と曰ふ 梓宮

以て再び 兵を擧げ

の賜なり 時機失ふ

是に至りて 劉錡 楊沂中

軍師をかへし 楊沂中

に歸へる 宣撫使を

師を出だす 時に過ふ

く諸將の 兵糧を収め

贈よろこびて 乃ち密に

副使となれり 飛、世忠

も和睦し 云ふて請ひ

可ならん 張浚も亦

斬せり 飛は恢復を

すの語に 至りて悲

り其天子 敢きだす

に之れを 悔ひ十年

て界となす 西の商

將之れに 代はる力

ありて 宗廟(解上)に

くして 遂に之れを

を亡ぼし 昔日の

へきやと 日夜心を

して曰く 南朝(宋)を

俟ち居る べし去す

十八史略 講義卷之七

○南宋高宗

六十三

六十二

を案庭に本づ
く中原文獻の
位あり進士に
擧られ著作郎
兼ね國史編修
に陞除せらる
卒す隘して成
と曰ふ祖謙は
學問落を以て
宗となす小に
して下急なり
一日孔子言躬
自ら厚くして
薄きを人を貴
むるを謂す忽
ち平時忿懣渙
然冰釋を覺る
朱熹嘗て言ふ
學は伯恭の如
く方々にこれ
より化氣質を
變ず聖者稱し
て東萊先
生となす
德壽光緒の
宮名なり

つまることす。素日に民の隱を詢訪(こうぼう)し、ひつかけ(か)すことして境内をめぐり、單車にして從者(からとも)をも連れず、故に至る所人知るに及ばず。郡縣の官吏その風采を憚りて、自から引き去るに至る部する所、蕭然たり。蘇言く、乾道四年、民賑食す、熹府に請ふて、常平米六百石を得て、賑貸す。夏は粟を倉に受け、冬は則ち息を加へ、米を計て、以て貸ふ。自後年の歉故に從ふて、幽即ち不作の時、にはその息の半をのぞき、大に飢ゆれば、則ち糶く之れをのぞく。凡て十四年にして、元の數の六百石を以て、府にへす。見の三千一百石、以て社倉となす。復た息を收さめず、石をのぞく。止だ、糶米三升を收む。故を以て、一郡四十五里の間に、不作の年に遇ふとも、民飢食せず。朱熹が同志、即ち志を同じくせるもの、に廣漢の張拭(ちやうちやく)と云ふ人あり。魏の忠獻公、凌の子なり。其の學を胡安に習ひ、得たり。去と云ふ人は、即ち安國公の子なり。拭が言に曰く、爲にする所ありて爲る者は、利なり。爲にする所なくして爲る者は、義なり。と學者之を誦して、名言となす。拭を稱して、南軒先生と爲す。帝嘗て拭に問ふて曰く、節を伏し、義に死する標、臣は得難し。と拭對へて曰く、顔を犯かして、政諫(かんかん)かんかん、さびしく諫めること(こと)する者の中より、之れを求むべし。若し平時に顔を犯し、政諫する能はざる如き、臣は他の日に、何んぞ其の節を伏し、義に死するを望んや。帝又言く、事を辨するの臣、得難し。と拭が曰く、陛下嘗て事を曉(さ)ざるもの、臣を求むべし。若し事を辨するの臣を求めば、則ち他日陛下の事を敗ぶる者、未だ必らずし。も此の人にあらざるば、わらざるなり。と呂祖謙(りよそけん)と云ふ者有り。公著が五世の孫にして、希哲が四世の孫なり。亦た程氏の學を祖として、學べり。學者之れを稱して、東萊先生となす。皆是より先き數年にして、卒去せり。惟(ひ)と云ふ、朱熹は學問が年老ひて、いよく篤く深かしたるの學者、共に之れを師宗、即ち師匠となせり。稱して、晦菴(かいあん)と云ふ。朱熹は遠者なるか否や、と世人の言ひ、蓋へる知るべし。是れと同時に、臨川の陸九淵(りくくわん)世に象山先生と號するものあり。朱熹と大極(たごく)の圖說を争ひ、論じ、且つ謂く、學に悟り入るありと、朱熹が訓解に從事し、居るを譏り、嘲ふて、見が頗る異なりたる論。既を立てたりと云へり。○上久有與子之意。會光堯皇帝壽八十二而崩。乃詔內禪。上奉德壽二十六年。孝養備至。既升遐、哀慕尤切。以不得日奉几筵。欲退終喪制。移居重華宮。在位二十八年。金世宗雍。以是歲殂。其嗣允恭先卒。孫璟立。雍賢明仁恕。號爲北方小堯舜。故金之大定三十年。與宋之隆興、乾道、淳熙、相終始。南北皆得休息。彼此無可乘之釁。上之齋志不克。大有爲者以此。

元を改むるも
の三つ隆興、
乾道、
淳熙、
大定、
宗の淳
熙を
光宗名は惇
第三子、りめ恭
王に封せられ
帝として立ちて
太子となり内
禪を受く在位
五年、壽四十四
にして
東宮、東とは
震とす、震は
長男なり、故に
太子は東
宮にあり
衛之、衛は
ひな
り
誣罔ともわ

太子立。是爲光宗皇帝。孝宗皇帝は久しく子に位を禪づり與ふるの意ありたまふ。光て崩御せり。そこで詔して、内禪し、皇太子をして朝に出で、諸務を聽かしむ。帝は德壽(徳上に出づ)に奉じ、事へまつる。二十六年、間孝道愛養の事備さに、至れり。盡せり。既に光堯が崩して、後ち哀しむ。墓たひ尤も切なり。日々几筵(きえん)に奉ずる能はざる。とは光堯帝が崩御により、日々に几筵に奉事することを得ざるを云ふ。故に朝を退きて、喪制を終へんと欲し、移りて重華宮に居る。以て白布巾、白布袍を着て、喪をつとむ。哀容毀傷に至る。見る人皆な感泣す。在位二十八年なり。金の世宗、雍の歳を以て、殂せり。その嗣子允恭は先きに已に卒去せしかば、孫の璟(けい)を立てり。世宗は賢明仁恕なり。故に國內安寧無事にして、殂するに及んで、民皆哀慟す。よりて之れを北方の小堯舜となせり。金の大に定り治まる。三十年、宋の隆興、乾道、淳熙と相ひ終始せり。南北即ち宋金の兩國皆な戰はずして、休息を得。彼此ともに乗ずべし。の賢(けん)即ちひまがなし。故に孝宗が志、即ち恢復の心を濟(もたら)す。せ居れども、大に爲すこと能はざるは、此の故を以てありて、遂に衛の施す所なく、隙の乘すべし。ななきなり。太子立つ。是れを光宗皇帝となす。

〔光宗皇帝〕名惇。年四十四。自東宮受禪。尊太上皇帝。爲至尊。壽皇聖帝。周必大罷。留正葛邲。爲左右相。改元曰紹熙。皇后李氏。大將李道女也。悍而妬。欲亟立太子嘉王。爲儲嗣。因內宴。請於壽皇。不許。后不遜。壽皇有怒語。后銜之。乃造誣罔。謂壽皇有廢立意。致上驚恐。得疑疾。及聞後宮有暴死者。上震懼。疾愈甚。不復過重華宮。近兩載。始一至。壽皇彌不懌。上亦不能視疾。壽皇居重華。踰五載。壽六十八而崩。上不能執喪。一日忽仆於地。中外危懼。太皇太后立嘉王。是爲寧宗皇帝。光宗皇帝は名は惇と曰ふ。年四十四にして、東宮即ち皇太子より禪を受く。太上皇帝を尊んで、至尊壽皇聖帝となす。周必大が政をやめたり。留正、葛邲(かづひつ)が左右の相となれり。元を改めて紹熙と曰ふ。皇后の李氏は大將の李道が女(むすめ)なり。悍(こゝろ)なり。妬(ねた)む。即ちねたむ。ふか

と云ひて
得疑疾帝
より多病にか
より壯快なら
ず是より疑
いしり三
れんを恐れ
日夜の疑惑が
遂に疾
となる

太皇太后
昭烈の初め光
宗帝が高宗の
后の呂氏に尊
号を上りて
聖慈太皇太后
と曰ふ呂の字
或は誤り
ならん
太后云ふ
女弟して女
弟と
云ふ

き性質なり(しば)太子の嘉王を立て、儲嗣(ちよし)と欲すこれ其の子を立て、帝
となし自ら太后の位に立ちて安重の地に居り威力を逞ふせんと欲するなり一日内宴によりて嘉王
を立て、儲嗣となさんと請ふ嘉王もより后の行爲を善しとせざりしかば之を許さず而かるに后不遜なりしかば
嘉王怒りて曰く牝狗(めぬい)を以てするを以てし、後より之を銜(くは)み、みらみ光宗皇帝に泣きて訴へ、且
つ誣問(うわばう)を以てなきを以てありと成して、謂して曰く嘉王は廢立の儀ありと帝もより多病なるを以て或は然
からんと思ひ之を惑ひ疑へり爲めに物を疑ひ怪しむの心より遂に疾を得るを致す又後宮に黃貴妃なるものあり
て帝の寵愛を受くる最も多し后之れを惡み毎に害せんと欲する日帝の太廟を祭らんと欲するの日に何か以て黃
を殺す最も殘を極はめたり此の日帝は太廟の壇に昇り祭具を奉ずるに忽ち風雨起り爲めに祭るを得ず已にして黃
貴妃の暴卒を開き上震ひおそれ疾愈々甚し是より先き帝病めり嘉王良薬を購ひ得て光宗の重華宮に至るにより之
を與へんと欲す皇后之れを聞きもより嘉王をうらめるを以て帝に謂ひ曰く太皇太后一丸を合藥し宮
車の重華宮を通ぐるを待ちて即ち藥を授げんと欲す方一不慮なるよとわらば其宗社を奈何んと帝之れに惑ふ故に
二宮離間し帝の重華宮に行かざるもの殆んど二年はとにして始めて一たび至る太皇太后いよく憚(おそ)る故に
す上も亦嘉王の疾を視ること能はず嘉王は重華宮に居りて五年を踰へて年六十八にして崩御せり帝喪を服し
つとめること能はず一日忽ち地に仆(たお)る爲めに中外危懼せり皇太后嘉王を立てて是を寧宗皇帝となす

寧宗皇帝名擴初封嘉王孝宗崩光宗疾病知樞密院事趙汝
愚密建翼戴之議知憲聖慈烈吳太皇太后以宗社爲憂將白
事而難其人有人知閣門事韓侂胄者琦之曾孫而太皇女弟之
子也乃因以入白太皇垂簾引嘉王入即位代執孝宗之喪中
外危疑者乃定光宗居壽康宮後六年而崩壽五十四上之爲
嘉王也黃裳爲翊善講說開導光宗嘗宣諭曰嘉王進學皆卿
之功裳曰若欲進德修業追蹤古先哲王須尋天下第一人乃
可問爲誰以朱熹對彭龜年繼爲官僚因講每及熹說上傾心

代執云々
光宗に代て孝
宗の爲めに重
きを承く
翊善輔道を
するを掌る
官を云ふ
宮僚の王宮
僚
傾心向慕す
有漸御筆指
近習に昵
むを云ふ
言者游仲鴻
宮祠之命
奉祠して外に
祀るの命なり
是れは賢人君
子の人が職を
辭するに當り
朝廷は優せん
と欲するも仕
官せざる者故

已久熹在光宗時守漳州後守潭州爲湖南安撫至上登極首
被召除待制兼侍講熹未至已聞近習用事御筆指揮皆有漸
深憂之留正罷汝愚爲相韓侂胄自負有定策功希不次之賞
汝愚不肯驟除遂怨汝愚爲政方務引進善類裁抑僥倖小人
滋不悅相與共排之朱熹既至上疏忤侂胄在朝甫四十六日
而罷言者以爲熹有宮祠之命遠近相弔天下大老去之誰不
欲去若正人盡去何以爲國汝愚袖還內批且諫且拜不聽侂
胄欲併逐汝愚而難其名或教之曰彼宗姓誣以謀危社稷則
一網盡矣侂胄然之汝愚在相位數月罷連貶服藥以死侂
胄用李沐何澹劉德秀胡紘沈繼相等爲鷹犬搏擊善類無遺
彭龜年劉光祖章穎葉適徐誼沈有開吳獵黃由黃度鄧駟陳
傅良樓鑰鄭湜李祥楊簡呂祖儉曾三聘游仲鴻項安世孫元
德袁燮陳武汪達范仲黼黃灝詹體仁等貶逐不可勝紀籍記
黨人姓名曰曰僞學以朱熹爲首在籍者數十人蔡元定坐熹
累道州編管大學士楊宏中等六人亦坐上書救黨人編管留

小人の尤なる者に非ずや嘗て聞く哲廟の立つこと本と宣仁保佑の賜と諸大臣建請の功となり詳檢矯誣し乃ち衆を定むるを以て功を蔡確に歸す而して上宣仁を勝し下王珪を累は寸遂に元祐大旨解く可からざるの禍を爲す我が學考大統を継承す蓋し慈福宮計を内に定め趙忠定の諸臣贊を外に效す佐胃何人ぞ威里に委練し朝廷を蒙蔽し既に其功を擡奪す已が有と爲す猶且つ附會して死の地に置し

百不刺面配欽州。必大亦坐謫降。熹沒踰年。黨禁稍解。諸人或復官自便。然消沮變化之餘。風俗已大壞矣。○謝深甫罷。陳自強爲相。侂胄以太師平原郡王。平章軍國事。權傾人主。威制上下。服御擬於乘輿。土木侈於禁苑。諛者至稱爲恩王聖相。或作詩九章。每章用一錫字。侂胄亦不辭。稔積罪惡。至於生事開邊而極。先是。有蒙古部興於北方。在金世宗時。已強盛。稱帝。至璟立。蒙古兵來輒長驅。金始多事。侂胄聞金有此釁。謂中原可圖。有吳玠者。前蜀帥吳挺之子。玠之孫也。吳氏世職西陲。威行西蜀。留其子孫於京。蓋累朝遠慮。曠有異志。久欲歸蜀而不許。侂胄遣歸數年。蓋欲使由蜀

亦獨り何の心ぞや然らば則ち確と佐胃と其罪俱に勝て誅すべし。朱熹卒。熹宗に曰く。熹登第五十年外に仕ふる者僅に九考。朝に立つ機か。に四十六日爲學を攻むる日に急なり。士の繩趨尺步。稍々儒を以て自ら名くる者。其身を容る。所無し。從游の士。特立願みざる者。丘壑に屏伏す。依阿。憚る者。更に他師を名のり。門を過ぎて入らず。而して熹日に諸生と學を講して休まず。或は其の生徒を

出兵。謝深甫が罷めたり。陳自強が相と爲れり。侂胄が太師平原郡王の地位に居りて軍國の事務を取使用物等に至る天子に擬まがひならん。す家屋或は庭園の築造工事の如きは。子の御庭よりも侈り飾れり。諛へづらふ。ひ者阿。おもねる。り稱して恩王聖相を賞し呼びなす。至る或は詩九篇を作り。章毎に一の錫の字を用ひたるものあり。蓋し九錫の位を有すべきの徳ありと。昭らひ賞するの意なり。侂胄も亦た許せずして。類りに罪惡を積み累さねたり。然して事件を出来せしめ。邊境の國と隙を開くに至らしめたるに至りて。其の惡行も極まれり。是より先き契丹の一部落なる蒙古部なる者が。北方に興り。國を建てたり。金の世宗の時。に在りて。已に強盛になり。遂に帝と稱せり。侂胄が嗣立つに至りて。蒙古の兵來り。輒ち國中に長く侵入りて。より金國をより始めて。戰爭の爲め。事柄が多くなれり。侂胄金國が蒙古と戰爭が有るを聞き。謂へらく。外の國は戰爭なり。吾が國は其の間に乘じ。自國を悠々と中原の地を圍り定め。ることを得べし。前の蜀帥の役たる吳玠が子にして。玠が孫なる吳玠と云ふ者。有り。吳氏。代々西陲の國は。はと。り。を鎮めるの職たり。或は西蜀の中行はれたる。其の子孫京師に留め置けり。蓋し累朝。代々の朝廷の問。是まで。遠き慮ありて。人質の如く。せり。吳玠謀反の志ある。よ。久しき以前より。蜀に歸らんと欲せしに。朝廷之を許されず。然るに。侂胄は。乃ち。隙を。して。歸らしむること。五六年なり。蓋し蜀より。して。兵を。出さしめ。已れの。役に。立てんと欲するなり。○開禧二年丙寅。始稱元年。太祖。以伐金。詔告四方諸路進師。曠首以關外四州獻金。求封爲蜀主。尋即稱帝。賴李好義楊巨源與安丙密謀。曠僭號踰月而誅。○是歲元太祖卽位於斡難。開禧二年丙寅の年に元の太宗始めて元年と稱したり。金を伐つ詔を以て四方諸路の人民に告げ知らしめて。軍勢を進めたり。曠が首として。關外の四州を以て金國に献上し。自分より進み求め封せられて。蜀王と爲れり。尋て李好義楊巨源が密謀して。より一ヶ月を踰へて。而して誅せられたり。河之源。太祖姓奇渥温氏。諱鐵木真。蒙古部人也。其先世爲蒙古部長。至太祖之父曰也速該。始併吞諸部落。愈強大。後追諡曰列祖神元皇帝。初神元征塔塔兒部。獲其部長鐵木真。宣懿后月倫適生太祖。手握凝血。如赤石。神元異之。因以所獲鐵木

謝遣するを勤
むる者あり笑
て而して答へ
ず疾且に革り
正座して衣冠
を整へ枕に就
て而して
乗輿 天子の
乗輿 車駕
蒙古部 國
の舊号なり後
改て元と号す
關外 四州
關州 成州 秦州
鳳州を云ふ
決配 杖決徒
配の刑
を云ふ
推殺 史記信
推殺 陵君の
傳に朱亥四十
斤の鉄椎を袖
にし晋鄙を推
殺すとあり説
文に云く擊つ
なり又た鉄椎

眞名之志武功也。元年大會諸王群臣。建九游白旗。即位。群臣
共上尊號曰成吉思皇帝。時金章宗泰和六年也。是の歲元の太
祖は斡雅河
あつたんかはの源の場所に於て位に即けり太祖姓の奇渥温氏あわくおんしと云ひ諱は鉄木眞と云ふ蒙古部の
人なり其の先は代々蒙古部の首長爲り太祖の父の代に至りて也速該やそくがいと云ふ始めて諸部落を併せ吞み
て愈強く大國になりたり後に追ひ隘して烈祖神元皇帝と曰ひたり初め神元塔塔兒とらうくし部を征伐して其の
部落の長たる鉄木眞てつぼくしんを獲たり宣懿皇后月倫適々太祖を生みたるに手に血の凝り固まりたるを握り
居りて赤き石の如き者なり神元甚だ之を奇にして不思議として因て擒にし獲たる所の鉄木眞の名を以て其の子の
名にしたり成長の後大に武功ある様にと念じてわざと戰爭にて獲たるもの、名を與へたるなり元年に盛んに諸王
臣共に尊号を上りて成吉思ちんぎす皇帝と曰ふ時に金の章宗の泰和六年なり ○丁卯開禧三年
元太祖 時北伐諸軍所向無不潰敗而退。金人大發兵。連陷蜀漢
荆襄兩淮諸郡。東南大震。亟遣使通謝於金。而侂胄弄兵之意
猶未已。中外患之。遂有誅兇之議。皇后楊氏知書史。通古今。當
時侍郎史彌遠建密策。而旨從中出者。皆后實爲之。一日侂胄
入朝。彌遠使殿帥夏震以兵邀之塗。擁出玉津園。推殺之。○先
是元太祖征西夏。拔力吉里塞而還。至是秋再征之。○戊辰嘉
定元年。元太祖 陳自強竄死。蘇師旦處斬。周筠決配。侂胄函首謝
金。和議復成。錢象祖爲相。史彌遠累遷。與象祖並相。象祖罷。彌
遠獨相。丁卯開禧三年は元の太祖二年に當れり時に北方を征伐せん爲めに打ち向ひたる所の諸軍が
漢の敗れて退かざるはなし金人六に兵を發して連りに蜀漢荆襄兩淮の諸郡を攻め陥れて錢

なりと植を以
て打ち殺すこ
とを云
ふなり
堡 博考の切
なり廣韻
に堡障は
小城なり
澶水縣 安東
州に
屬す
初太祖貢
歲幣於金
元未だ大を
建てざる時
金に對して
藩と稱す
太祖見允
濟不爲禮
其の庸懦なる
を侮りて禮
を爲さ
るなり
宋以黃榜

入し來たれり東南の地方が大地震ありたり亟々しげ使者を遣りて往き征したるを全く過なりと
て金に向て謝罪したり而して侂胄が兵を動かす土地を取り定めざるの意志は猶未だ已まらず中外之を患ひたり遂に
朝廷にある兇惡人乃ち侂胄を誅するの議論が起り始めたり皇后の楊氏能く史書を知りて古今の事に通じ明き方な
り此の時に當てや侍郎の役の史彌遠が密かなる計策を建つ而して議論の旨趣の如き朝廷より出づる者は皆な皇后
が實に之が考案をせらるゝなり或る日侂胄入朝せり彌遠殿帥の夏震なる者をして兵を引きて侂胄を塗に邀ねしめ
擁し立て玉津園に出で之を推殺うちころせり金を伐つ兵を興してより公に私共に國中一体に力が弱
り風して朝廷の外も朝廷の人も憂ひ懼れて安んじず彌遠入て對へたり因て力めて國家が危き境遇に迫りつゝある
を陳述し侂胄を誅殺して以て國家を安樂にせんことを請へり皇后楊氏素より侂胄を怨み居れば旁より力めて彌遠
の説を賛成せり帝猶未だ允さず皇后其の兄の楊次山に請ひ群臣の内にて侂胄を殺すの務めに任ずべき者を擇ん
で與に共に之を圖れり帝始めて允したり○是より先き元の太祖が西夏を征伐し力吉里塞を拔き取りて而して還れ
り是の秋に至りて再び之を征伐せり○戊辰嘉定元年是の太祖の三年に當れり陳自強が竄せられて死せり蘇師旦
を斬罪に行へり周筠が杖刑及流刑に行はれたり侂胄が首を函に入れて金に遣し謝罪せり初め金が王樹なる者を遣
して書を持し來り侂胄が首を函にして以て前に淮南を犯したる罪を贖ふべしと要求せり依て百官に詔して其の
可否を評議せしめたるに吏部尚書の樓鑰が曰く和議成ると否やとは此の可否を待つて決定すべきことである然し
かど遂に棺を斷ちて首を取り金使の袖に付し與へて金に送りたれば金人が大敵關及び濠州に還り遂に兵を罷めた
り依て和議復た成れり錢象祖が丞相と爲れり史彌遠が累りに官を遷し
進められて象祖と並に相丞たり象祖は罷めたるも彌遠は獨り相丞たり ○金章宗璟在位二十
年而殂。無子。立世宗之別子允濟。於璟爲叔。○己巳嘉定二年。元太祖
春。元太祖入河西。屢破西夏兵。夏主李安全納女請和。○庚午。
嘉定三年。元太祖 金謀討元。築烏沙堡。太祖遣將襲殺其衆。遂略
地而東。初太祖貢歲幣于金。金主使衛王允濟受貢于靜州。太
祖見允濟不爲禮。允濟怒。歸欲請兵攻之。會金主璟殂。允濟嗣
位。有詔至國。傳言當拜太祖。問金使曰。新君爲誰。曰衛王也。太

黃榜は即ち勅
榜なり宋は唐
の制に因て黃
紙を用ゆ故に
之を黃榜と云
ふ事物紀原に
唐の勅白紙に
書す多く蟲の
爲めに害せら
る高宗上元三
年に至り始め
て黃紙を用ゆ
紙を染めて以
て蟲を避く其
色黃なり

太祖南睡曰。我謂中原皇帝。是天上人做。此等亦爲之耶。何以拜爲。即策馬去。金使還言。允濟益怒。欲俟太祖。再入貢而害之。太祖知之。遂與金絕。金の尊宗瑞が位に在ること二十年にして而して祖せり子がなきを以て世宗の別子の允濟（いんせい）を立てたり。瑞に於ては叔父爲り。己納れ嫁せしめて和議を請へり。○庚午嘉定三年は元の太祖の五年に當たり。金が元を討んまを謀りて烏沙堡を築造せり。太祖は軍將を遣はして襲ひ討て烏沙堡に在るの衆人を殺す。遂に土地を攻め奪して而して東せり。初め太祖年々の其物即ち金帛の如き額を定めて献上するなり。太祖之を驚し往きたるに金主は衛王の允濟をして幣物を許州に於て受けしめたり。太祖允濟を見て禮義を爲さず。允濟大に太祖の無禮を怒り。歸て兵を請ひ受けて太祖を攻めんこと欲す。然るに金主の瑞が祖するに會へり。依て允濟が位を嗣ぎたり。既にして詔有りて國に至る傳へ言ふ當さに來り拜すべし。と金の使者に問て曰く。新に立たる君は誰人にてあるか。と使者答て曰く。衛王なり。と太祖遠に南に向ひ睡して曰く。我れ常に謂ふて居るに中原に皇帝と成るの人は是れ天上の高貴の人做（なす）るべし。と然るに今允濟が位に即せしと云ふ此等の人も亦天子と爲る者であるか。何を以て拜謁することせん。と乃ち先きに幣物を貢ぐに當て拜禮せざるの人はなれば益々侮りしなり。即ち馬に策ちて去れり。金の使者還て太祖の惡口罵詈したる無禮の振舞を申し。既したるに允濟之を聞て益々怒り。太祖の再び入貢するを俟つて而して之を殺害せん。と欲せし。太祖も亦允濟の怒るべきまよと思ひ知りて再び幣物を貢せし。遂に金と好みを絶てり。○辛未。嘉定四年春。元太祖南侵。敗金兵。襲群牧監。驅其馬而還。自是連年。歲攻取金州郡。○癸酉。嘉定六年。元太祖金主衛紹王允濟在位五年。無歲不受兵。幾不能支。且失將士心。爲大將所弒。追廢爲東海郡侯。立豐王珣璟之兄也。是爲宣宗。太祖分兵三道。並進取燕南。山東河北五十餘郡。○甲戌。嘉定七年。元太祖北。金主以岐國公主及童男女五百。馬三千乘。金帛以獻。乞和。雖見許。度不能自立於燕。五月遷于汴。留丞相完顏福興。輔太子守忠。居燕。太祖遣兵圍之。守忠走汴。後一年而燕京陷。元兵自河東渡河而南。距汴二十里而去。金人自是地勢益蹙。山東叛之。東阻河。西阻潼關而已。欲窺宋。川蜀淮漢。以自廣。遂敗盟衆。來侵。宋以黃榜募忠義人進討。京東路忠義李全以歲戊寅。率衆來歸。全本漣水縣弓手。在開禧乙丑間。已嘗應募焚其縣矣。

たる允濟が天
子と成りしと
云ふを聞き且
つ南方に居る
を以て南に向
ひ睡を吐き彼
の人間の如き
ものにても天
子と爲るか
甚だ侮り賤し
むの舉
動なり
群牧監馬を
襲て居る
役なり
追廢が死し
て後に其の罪
を論じて生前
の位を赦免
するなり
駐蹕 天子
の車
駕を止むる
ことを云ふ
ヤフルチコヒラ
敗レ盟 後今
ハ同國共に仲
を善くし戰爭

元の兵の愈強く盛にして幾んど支の耐ゆること能はず。且つ部下將士の悦服の心を失ひ。遂に軍將の爲めに弒殺せらる。追廢して東海郡侯と爲せり。豐王珣を立て、位に即かしめたり。珣の兄なり。是れを宣宗皇帝と爲せり。太祖軍兵を分ち備へ三道より并び進みて燕南や山東河北等の各地方五十餘郡を攻め取りたり。○甲戌。嘉定七年。元太祖北。金主以岐國公主及童男女五百。馬三千乘。金帛以獻。乞和。雖見許。度不能自立於燕。五月遷于汴。留丞相完顏福興。輔太子守忠。居燕。太祖遣兵圍之。守忠走汴。後一年而燕京陷。元兵自河東渡河而南。距汴二十里而去。金人自是地勢益蹙。山東叛之。東阻河。西阻潼關而已。欲窺宋。川蜀淮漢。以自廣。遂敗盟衆。來侵。宋以黃榜募忠義人進討。京東路忠義李全以歲戊寅。率衆來歸。全本漣水縣弓手。在開禧乙丑間。已嘗應募焚其縣矣。

納る而して厚く其の家に恩す其の動息を視はしむ故之を要す壁に與地開あり故其を指して曰く吾れ他日彌遠を此に置かんと又嘗て彌遠を呼んで新恩と爲し以て他日新州に非ざれば則ち恩州なりとす彌遠七月七日に於て乞巧奇玩を進め以て之を視ふ妙酒に乗じ地に碎く彌遠大におぞる遂に益々除くの計を爲す

邵州 湖南に屬す今の重慶府を云ふ

宣州 宣州府

許國相失殺國亦以問罪爲辭舉兵南向圍揚州幾陷時方廷外の議論籍々として多く其を廢して時を立てたるを比擬せり遂には亂を作して法を立てんと謀る者事克(か)つたずして皆死せり是れ即ち潮州の潘王其の從兄弟等と謀り史彌遠の廢立に不平なるを以て乃ち其の黨千餘人を以て亂を爲し故を立てんことを謀りたるなり王等夜州城に至り潘王の侍を求む王等之を強ゆ王已しを得ず匿る王等尋で之を得たり擁して州治に至り黃袍を以て王が身に加ふ王號泣して從い王等之を強ゆ王已しを得ず乃ち與約して曰く汝能く太后乃ち官家を傷つくる勿ん乎と案許諸王乃ち王元春を遣して其事を朝廷に告ぐ而して後ち州兵を帥(ひき)ひて藩王を討す王楚州に走り南丙皆死せり王楚に至り小校明亮の獵る所を爲り臨安に送りて斬られたり時に楚州にあるの李全副使許國と相互に和を失す國を殺し亦た史彌遠の罪を問ふを以て名辭を爲す兵を舉げて南に向ひ進み揚州を圍み幾んど陷らんとす此の頃より史彌遠の城を思ひこと甚しく許國を討して追ひ賤して巴陵郡公と爲す起居陵の魏了翁 全部員外郎の洪咨夔(こうしき)相繼で其の死せるの冤罪本を言上せり直學士院の眞德秀入りて對ふ因て言ふ嘗て(と)川即ち王等の舉兵は皆即ち其の本心に非ず其の正據には前に王等の兵を以て來るや避け匿るゝの迹有り後には捕討乃ち王等を討伐するの謀あり其の反心の如きな

○丙戌寶慶二年十一月 元太祖伐西夏取

甘肅等州遂踰沙陀至黃河九渡○丁亥寶慶三年 元

滅夏以夏主李睨歸○七月元太祖殂于六盤山臨殂謂左右

曰金精兵在潼關南據連山北限太河難以遽破莫若假道于

宋宋金世讐必能許我則下兵唐鄧直擣汴京汴急必徵兵潼

關然以數萬之衆千里趣援人馬疲弊雖至弗能戰破之必矣

なり勝議甚籍々だ多きなり即ち廢立に不平多きの親を

入對 人主に學問の要を言ふ帝曰く先師中席の序之言ふ甚だ詳なり朕之を讀み手を釋かず之れと其の時を伺ふせざるを恨む

九渡 黃河上流の名なり其の流裂れて八九股となり水淺くして渡るべし故に九渡と云ふ

母屬皆拜 遊材寮合に謂て曰く王は

言訖而殂在位二十二年壽六十六葬起輦谷至元二年冬追諡曰聖武皇帝廟號太祖太祖深沉有大略用兵如神故能滅國四十其助績甚衆史之紀載不備惜哉○太祖既殂時皇子窩闊台留霍博之地國事無所屬皇子拖雷監國以俟皇太子至而立之越二年皇太子始立是爲太宗

丙戌寶慶二年は元の太祖二十一年に當れり元の太祖が西夏を伐ちて甘肅等の州を取り遂に沙陀を踰りて黃河の九渡の所まで至れり○丁亥寶慶三年は元の太祖二十二年に當れり元が遂に夏を滅す夏主李睨(りげん)を以て歸れり○七月元の太祖が六盤山に殂せり殂するに左右に侍する人に謂て曰く金の精兵潼關に在り南は連山に據り固め北は太河を限りて守り居れば以て速に破るゝと雖も難きなり宜しく軍を進むるの道路を宋に假るより善きは莫し宋と金とは世々代々の讐敵なれば必ずや我が元の請ひを許さん其のとき我が兵は直ちに汴京を擣(つ)き攻めん若し汴京が危きことにならば必ず潼關に在る兵を徵(め)すすならん然して假令ひ万敵の衆兵を以て潼關より汴京まで赴き援(す)くハハハ人も馬も疲れ弊(つか)るれて精兵たりし者が至ると雖も能はざらん此のとき吾が兵を以て攻めば之を破ることを得るは必ず受合なりと言ひ訖(おは)りて而して殂(し)せり位に在ること二十二年壽(しゆ)としのこと六十六なり起輦谷に葬る至元二年の冬に追ひ諡して聖武皇帝と曰ふ廟を太祖と號す太祖深沈即ち深く考へ落ちついで大なる識者ありて兵を用ゆること神の如く通常人の計り何ふこと能はざるなり故に能く國を滅ぼすこと四十國なり其の助績(くんせき)乃ち功名手柄が甚だ多し然るに史書之を記録せざるは惜むべきこと有る○太祖既に殂す時に皇子窩闊台(わくわく)太子の至るを俟(まち)つて而して之を立つることせり

○己丑紹定二年 元太宗名窩闊台太祖第三子母日光獻皇后弘吉刺氏是歲夏奔喪至忽魯班雪不只之地皇弟拖雷來見大會諸王百官以太祖遺詔即位始立朝儀皇族尊屬皆就班以拜

己丑紹定二年は元の太宗元年に相當せり元の太宗名窩闊台

兄を雖へばも位則ち臣なり當に拜すべし王拜すれば則ち敢て拜せざるなしと尊風拜を行ふ此より始まる

時 屬 上

元 張 燈

上元は正月十五日なり上元の夜に五彩燈を燃し夜を賞し酒宴を爲すこと李唐の末に始り宋に至り最も多し

全 走 陷

于 濠 州 城

り全俄に趙突の血戦に大敗を取り從騎十餘人と平山堂を脱し去ること數里新塘の

台と云ひ太祖の第三子なり母を光獻皇后弘吉刺氏(こうきつし)と曰ふ是の諸國高台が父太宗の裏に居る爲めに雲博の地より忽魯班(こつろはん)雲不只(せつし)の地に奔り至る皇弟拖雷來り見ゆ大に盛んに諸王百官を會し集め太祖の遺詔を以て天子の位に即かしむ始て朝廷の儀式を立て設け皇族尊風乃ちたつときやから皆な各位班乃ち官位の順序を以て席に就て以て拜せり

○元始置倉廩立驛傳命○庚寅紹定三年元太宗二年元遣兵取京兆七月太宗自將伐金皇弟拖雷姪蒙哥帥師從○辛卯紹定四年元太宗三年春趙范趙葵大敗季全于楊州城下時屬上元張燈全置酒高會于平山堂城中謀知夜遣兵出其不意劫之全走陷于濠爲亂槍所斃其餘奔走北去○二月元太宗克鳳翔攻洛陽河中諸城下之

五月元遣使來假道宋殺之元の國始めて米倉を置き以て國家の急務に備へたり各地方に傳へ布告することせり○庚寅紹定三年は元の太宗の二年に當れり元の國兵を遣はして京兆を攻め取れり七月に至り太宗自から大將として金を伐てり皇弟の拖雷及姪(おひ)の蒙哥(もうこ)帥(ひさび)て從へり○辛卯紹定四年の元の太宗の三年に當れり趙范趙葵(しやうび)等大に季全を楊州の城下に敗れり時に上元(しやうげん)即ち正月十五日の夜の會にて燈を燃るに當り屬せり季全依て平山堂に酒宴を開き盛んに會飲せり城中の謀者乃ち探偵(たんべい)が此の有變を知れり因て夜兵を遣して其の不意に出で之を劫(おひ)かすし驚かしたるに季全は逃げ走りて濠(はう)に陥り亂槍乃ち多く槍を以て突き殺されたり其餘の者は皆な奔走し北け去れり○二月元の太宗鳳翔に敗り金を征討するの道路を假るを乞ふ宋之を許さず使者を斬り殺せり○八月元始立中書省改從官名以耶律楚材爲中書令八月元始めて中書省を立て侍從官の名を改めて(はり)つ(せ)を以て中書令と爲す耶律楚材の字は晉卿濠の東丹王の突欲が八世の孫なる金の尙書右丞履が子なり太祖天下を一にするの志有り嘗て遼の宗室を訪ふ楚材を召し之に謂て曰く遼余世々替なり吾れ汝が爲めに之を報せん楚材對へて曰く臣が祖父以來嘗て北而して之に事ふ斯に君臣爲り豈に敢て復た二心を懷き君父に對せんやと太祖其の言を重んず左右に處き以て訪問に備ふ楚材博く群書を究む天文地理醫術數釋老醫と知らざる者然し夏人倍八斤と云ふ者善く弓を造るを以て太祖に

泥濘中を涉り馬足を踏み落し追騎遂に追ひ至り三十餘槍を以て襲撃され數十創を受けて遂に命を落せり

遣 使

來 假 道

宋 殺 之

元の使者速不罕道を假るの使命を奉じて來る使者汚州に及ぶ州の統制使張宣執へて之を殺す元の皇弟拖雷速不罕が死を聞て曰く宋自ら背き好を來つ今日の事典直歸ありと

濠 州 城

知らる因て曰く國家方に武を用ゆ耶律は儒者なり何ぞ用ん楚材が曰く弓を治むる尙は弓匠を用ゆべし天下を爲(おさむ)むる者豈に天下を治むる匠を用むざる可けんや太祖之を聞て甚は喜ぶ日々親用せらる管て四城の月蝕を占す四城の人曰く某の夜月當りに蝕すべし楚材曰く蝕せず其の夜に至て果して蝕せず楚材嘗て言ふ某の夜月當りに蝕すべし四城の人曰く蝕せず其の夜に至て果然として蝕す太祖楚材を以て太宗に謂て曰く此の人を天我が家に賜ふなり爾後軍國の庶粘合重山爲左丞相粘合重山(ねんごうじやうざん)を左政當りに悉く之を委すべし

粘 合 重 山 爲 左 丞 相

○二月元太宗取河中太弟拖雷發騎六萬分兵自西和州入興元由金房道襄陽至唐鄧與金人鏖戰於陽翟潼藍之戍亦潰

西 兵 畢 至 合 圍 於 汴

○壬辰紹定五年元太宗四年元太宗由白坡渡河次鄭州攻釣州克之遂取商統嵩汝等十四年使速不臺圍金汴京金主遺其弟訛可入質上太宗還留速不臺守河南八月金兵救汴諸軍與戰敗之九月太弟拖雷卒于師金主守緒突圍出走歸德府○元再使王檝來議夾攻代金京湖制置使史嵩之以聞朝臣皆以爲可遂復讎之舉獨趙范不喜曰宣和海上海之盟厥初甚堅迄以取禍不可不鑑帝不從詔嵩之報使許之嵩之乃遣鄒伸之報謝且議夾攻汴京元人許俟成功以河南

遼國西北の二
關の南北を
守る大關なり
此の關の成を
云ふ
遼國西北の二
關の南北を
守る大關なり
此の關の成を
云ふ
遼國西北の二
關の南北を
守る大關なり
此の關の成を
云ふ

地歸宋 壬辰紹定五年元の太宗四年に當れり元の太宗白坡に由て河を渡り鄭州に次ぐり釣
して金の汴京を圍ましめたるに金主の弟の訛可(くわか)を遣はし來らしめて人質となす決して背むかざるを
明かせり太宗乃ち還れり速不達(そくたつ)を留めて河南を守らしめたり八月金の兵汴を救へり元の諸軍與に戦
て之を敗る金軍潰ゆ合達(くわつ)乃ち穴の中に匿る城破れたり蒙古の兵發見して而して之を殺す陳和尚曰
く我れ亂軍の中に死せば人將に我を國家に負くと謂はんとす今日明白に死せば天下必ず我を知る者有らんと蒙古
にまで至る血を噴(は)き而して呼び罵り死に至るまで風せす蒙古の將之を義人とする者有り馬潼(くわん)を割て耳
て醉(ひ)んで而して視して曰く好男子他日再生せしむるに吾をして之を得せしむべしと蒲阿(はあ)は走る蒙古
の兵追搦す拖雷(たらい)を降さんと欲す往復數言すれども終に從はず惟だ曰く我れ金國の大臣惟た當りに金國の境内
に死すべき耳と遂に之を殺す金の健將銳卒はより悉く盡く復た爲す可からず九月太宗弟拖雷軍中に卒す金の主守緒
圍を突いて出づ歸德府に走る○元再び王楸(おうせう)を使とし宋に來り來り攻めて金を伐んと謀せしむ京湖の制
權使の史嵩之(しこうし)が此の事を以て上聞に達せり朝臣皆以爲らく復讐の舉を爲すことを得べしと獨り趙汝
鼎(じゆ)びずして曰く宣和海上の盟乃ち敵のときに使を金に遣し速を來り取るを盟約したることその始甚だ堅きに因て
盟を取るに至る難み戒めざる可からず帝從はず嵩之に詔して使者に返報して之を許せり嵩之乃ち鄭伸之を遣り報
し謝して且つ汴京を夾み攻めんと謀す元人成功乃ち金京を陥れ署取したるときを俟つて河南の地を宋に歸さんと
許す○癸巳紹定六年元、太宗、金主奔歸德、糧絶、乃趨蔡州、其將崔
立、以汴京降元、四月、元速不臺進至青城、崔立以金太后王氏、
皇后徒單氏、荆王從恪等、至軍、速不臺遣送北還、○元以孔子
五十世孫元楷、襲封衍聖公、整修孔子廟及渾天儀、○宋丞相
史彌遠卒、鄭清之爲相、史嵩之爲京湖制帥、在襄陽、南北有夾、
攻蔡州之約、嵩之遣孟珙、以兵四萬人、先至圍其東南、元兵圍
其西北、○癸巳紹定六年は元の太宗の五年に當る金主宋元兵を合して圍むを聞き歸德に奔る糧食運送
の道絶へたり其の將崔立汴京を以て元に降る四月元の速不臺進んで青城に至る崔立金の太

之盟の宣宗
元年に馬政を
遣り海に浮ん
で金に使ひせ
しむ速を夾み
攻めて以て燕
雲の地を取る
を盟約し
たるなり
趙范趙葵
張時泰曰く二
趙揚州の捷よ
り其志驕る獨
り蒙古は乃ち
方に振るの勳
敵にして其兵
を用ゆる又李
全の比に非ざ
るを思はず況
んや軍用足ら
ず豈に類年師
を出す可けん
や理宗過て其
計を聽き而し
て他日莫大の
禍を貽す尙ほ
誰の過ぞや孔
子曰く遠き敵

后王氏皇后徒單氏荆王の從恪等を以て軍陣に至る速不臺北に送り還さしむ○元孔子五十世の孫元楷を以て衍聖公
に襲封し孔子の廟及び渾天儀(乃ち天文を見る臺なり)を修繕し整へしむ○宋の丞相史彌遠卒せり鄭清之丞相と爲
れり史嵩之は京湖の制帥の役を爲れり襄陽の地に居り南北より蔡州を夾み攻むるの約束あり○甲午、端
平元年、元、太宗、正月、金主守緒、傳位於宗室子承麟、宋孟珙入蔡
州、元師從之、守緒自經死、函其首送于宋、獲承麟殺之、金自完
顏昺稱帝、至是九世、一百一十七年而亡、○夏四月、獻金俘于
太廟、會淮帥趙范趙葵、乘金人之亡、爲恢復計、朝臣多以爲未
可、獨鄭清之力主其說、帝乃命范移司黃州、刻日進兵、范參議
官丘岳曰、方興之敵、新盟而退、氣盛鋒銳、寧肯捐所得、以與人
耶、我師若往、彼必突至、非惟進退失據、開釁致兵、必自此始、且
千里長驅、以爭空城、得之當勤饋餉、後必悔之、范不聽、史嵩之
亦言、荆襄方爾饑饉、未可興師、杜杲復陳、出師之害、范葵故荆
湖制帥、趙方之子、習於兵、銳意攻取、募山東忠義、皆響應、伸之
未回、而宋師出矣、伸之等幾被羈、留於燕、詭辭得與、幟俱來、幟
曰、何爲而敗盟也、自是淮漢之間、無寧日矣、不數日、汴人以城
附宋、宋師入汴、即趨洛、元兵戍洛者無幾、姑避去、宋師入洛、不

亦た宋の君臣に似たるか
 生兵乃ち新兵を云ふ俗に云ふ新手の兵と云ふ
 哨字葉に曰哨は七音の切なり登の去聲にして秋と唱し哨を吹き鳴らし以て警を示すなり今屯戍の盜を防ぐ所名づけて哨と云ふ亦此の意なり所立ち番のこともなり或は云ふ哨槍と通槍掠を云ふと云ふ
 經籍所今の圖書を云ふなり

數日糧絶聞元生兵且大至潰而歸各嵩之主和不肯運糧致誤事○乙未端平二年元太宗七年春元城和林作萬安宮遣諸王拔都太子貴由姪蒙哥征西域太子闊端侵蜀漢太子曲出及胡士虎侵宋唐吉征高麗○丙申端平三年元太宗八年元印造交鈔行之六月耶律楚材請於燕京立編脩所於平陽立經籍所編集經史召儒生梁陟充長官以王萬慶趙善副之秋闊端取宋關外數州十月入成都取秦鞏等四十餘州○時和議既不復諧蜀遂破陷荆襄淮甸無歲不受攻哨○元以耶律楚材言始定天下賦稅上田每畝稅三升中田二升半下田二升水田一畝五升商稅三十分之一五戶出絲一斤以給諸王功臣湯沐之賜鹽每銀一兩四十斤永爲定額朝臣皆謂太輕耶律楚材曰將來必有以利進者則己爲重矣○丁酉嘉熙元年詔經筵進講朱熹通鑑綱目○八月元試諸路儒士中選者除本貫議事官得四千三十人元兵略地至黃州宋孟珙敗之甲午端平四年六年に當れり正月金の主の守緒が位を宗室の子の承襲に傳へたり宋の孟珙が蔡州に入り來れり元の軍兵亦之に從ひ入り來れり金主の守緒が自ら殺るるに死せり其の首を函に入れて宋に送れり尙書右丞の完顔及び忽剌虎

交鈔 交鈔は今の紙幣の如し其の數金貨一萬錠を以て限りとす金幣と交へ行ふ是れ耶律楚材の建議したる所のものなり
 本貫 本籍を云ふ
 進講 天子の經書を講するなり尙書の前にてなれば講じ上ると云ふが如きなり
 音は音なり 音は音なり
 尺 音の止にハ尺寸を云ふなり
 大極書院 周子は大極の圖を作つて徒

（よつしやこ）金主と共に死せり承襲の爲めに獲られたり金の國は完顔（びん）帝と稱せしより是に至る迄九世を経て一百十七年にして亡びたり○夏四月金の俘囚（ふしう）を太廟に獻じ祭れり而して將士の功名を論じ賞與を爲すこと各々其の功に依りて差等あり時に監察御史洪香鑾が言ふに殘りの金の族類は滅びたりと雖も鄰國乃ち元が方に強盛なり益々守備を嚴重にするも猶ほ或は及ばざるを恐る豈に僅に金より勝ちたりとて喜色を顯し相賀して渙然（ゆるり）としたる觀として解體（心がとける）し以て今方に來らんとする憂を重くすべからずと帝之を嘉みし納れらる會々准の帥たる趙范、趙葵が命人の亡（に）くるに乘じて是迄侵されたる中原を恢復し撫で定めんと欲す三京を収復するの議を建請せり朝臣の議論多く以て可ならずと爲す獨り鄭清之が力めて其の說を主張し贊成せり帝乃ち范に命じて日を刻し定めて兵を進めしむ知樞密院の符行簡なる者上疏して曰く古より英主明君は必ず先づ内を治め而して後ち外を治む陛下今日の内治を觀るに其れ已に功績が顯り居るが其れ未だ學らざる乎臣恐るる所は北方未だ圖るべからずして南方已に先づ騷動の起ることなりと應き用ひられず趙范が參議官丘岳（きうがく）が范に言て曰く方に與らんとするの敵（元）の兵を指すなり洪香鑾が憂ふる所も之に同じし）新に盟て而して退く宋と共に金を滅し盟約をして退き去りたるなり然して彼の氣勢は甚だ盛にして鋒銳は頗る銳利（すり）なり寧んぞ肯て一互に得たる所の金の地を捨て置ひて以て人に與へんや耶我が宋の手に歸し與へるだるうか決して與へはしない我が兵師が若し往き進めば彼れ必ず突（に）わ（）に來り決して我が軍の爲すまゝには爲させざるべし然るときは惟だ進退（より）と（ころ）を失ふのみならず遂には發（す）を閉き戰を致すまゝに成るは必ず此から始るべし且つ千里も間のあるに構はず長き行軍を爲し以て空城を争ふに至りて之を得たりとる城中空虛にして以て民人を殺する能はず從て軍糧を買ひ求むる能はず只當きに本國より饋餉（きし）よう）乃ち兵糧を運送すること勤め勞せざる可からず實に容易のことに非ず此の如くなれば後ち必ず之を悔（く）ゆるることあるべしと范此の忠言を聽かず史嵩之も亦言ふ荆襄方に隣り鐵籠（てつろう）して有るに軍師を興すは宜しからずと杜果（こ）なる者復た師を出すの害惡を陳述す范、葵の故の荆湖の制帥趙方が子にして兵を用ゆるに習ひ熟せり故に攻め取るに銳意熱心にしてたり山東地方の忠義の者を募り集るに皆を響の如くに應じ來れり前に元に使したる鄭仲之（すうしん）が未だ回らざるに宋の趙范が中原を定むるの師は出でたり爲めに幾んど燕京乃ち元の方に驅留（きりう）（さうりう）引き止められんとす龍りの辭を以て元の王繼と俱に來ることを得たり魏が曰く何爲ぞ而して盟約を破るやと是より淮漢の間は寧（やす）しと日一日も無し數日ならずして汴人城を以て宋の師軍に附（つ）くる（せり）是より前より汴京の都尉なる李伯淵等が崔立の悔る所を爲り之を殺さんことを謀る范等が軍至るを聞くと及んで伯淵等皆以て降るを約し而して陽（あ）らはしに崔立と備へ禦ぐの策を謀り遂に刺し殺して來り附せるなり宋の師汴京に入り其より洛陽に越（あ）もむ（く）けり元の兵洛陽を守る者幾くも無し因て姑（し）はらく（く）避け去れり宋の軍兵が洛陽に入るに日數日ならずして糧食の運送が絶へたり元の生兵且に大に至らんとすを聞て皆驚き潰れて逃げて歸れり然して史嵩之が和議を主として肯て兵糧を運搬し來らずして大事を誤ることを致せりと告め買めたり○乙未端平二年は元の太宗の七年に當れり春元の軍和林的地に城を築き萬安宮を作る諸王拔都（ばつと）太子の貴由及

弟に教授す今
 周子の學を
 祖述す故に其
 の講學所に名
 づくるに太極
 を以てせり
 伊洛諸書
 伊洛は伊水洛
 水の二水を云
 ふ程氏の家は
 此の二水の間
 にあり故に二
 程の書を稱し
 て伊洛の諸書
 と謂ふなり
 道學先王の
 究するの學
 問を曰ふ
 二程張楊
 游朱六子
 二程は程颢、
 程頤、張は張
 載、楊は楊時
 游は游酢、
 朱は朱熹
 を云ふ

び婚の象徴を遺して西域を征す太子の關端は蜀漢を侵す太子の曲出及胡士虎な色云ふ者は宋に倭寇せり唐吉は高麗を征伐せり○丙申端平三年は元の太宗の八年に當れり元交鈔を印造して之を行へり交鈔は楮幣なり楮は我が日の本紙幣の如きなり六月耶律楚材請ふて燕京に於て編修所を立て平陽に於て經籍所を立て、經史を編纂し儒生の梁陟(りょうしやう)を召して長官に充て王萬慶、趙著を以て之に副長と爲したり秋關端宋の關外の數州を取り十月成都に入り蜀等の四十餘州を取り○時宋元間の和議全く破れて復た諸藩は蜀ハ遂に破れ陷り荆襄淮甸歳々年々攻撃哨掠を受けざるも○元耶律楚材が言を以て始めて天下の税を賦課する法を定めたり上田は一畝毎に税三升中田は二升半下田は二升づゝで取り立て水田は一畝に五升商法上の營業税は三十分の一にして其の他五戸毎に綿一斤を出さしめて以て諸王功臣の湯沐の賜ひに給し充てたり猶は銀一兩毎に四十斤として永く定額と爲せり朝臣皆言其の割付け方が甚だ輕しと耶律楚材が曰く將來に於て必らず利を以て進むる者あらば則ち己に重きことを爲ん即ち將來に於て民の利益を以て進言する者有らば則ち今の如くして已に重きことは言ふなるべし○丁酉嘉熙元年經書を講する席筵に詔して朱熹の通鑑綱目を進講せしむ○八月元諸方の儒者を試問し選擇し中りし者本貫縣事の官に除任して四千三十人を得たり元の兵士地を奪取して黃州に至る宋の孟珙之を打ち破れり

○戊戌嘉熙二年 元太宗 先是杜杲却元人安豐之兵復破察罕八十萬兵於廬州後解儀真之圍以功權刑部尙書復進敷文閣學士○呂文德總統兩淮出戰軍馬進淮西招撫使文德安豐人魁梧勇悍微時鬻薪城中趙帥葵道傍見遺屨長尺有咫驚訝訪求得之留之麾下後以邊功至顯官

○元塔思軍至北峽關宋將汪統制降先是曲出率張柔等攻郢州拔之至是宋孟珙

配食 社に
 併せ祀る
 去處跡なり
 乃ち行く
 先を云ふ
 以妻子爲
 質利子が積
 質みて金額
 が多くして家
 財を以て返却
 する能はず已
 むを得ず物品
 の代り妻子を
 遺して或は勞
 役せしめられ
 る、等のこと
 わり而して借
 金の辨濟に
 當つるなり
 錠、餘金槽に
 入れて出
 して而して錠
 を成す後世の
 鑲子の
 如し

復取襄陽○元領中書行省楊惟中建太極書院于燕京延趙復爲師時濂溪周子之學未至於河朔惟中用師于蜀湖京漢得名士數十人始知其道之粹乃收集伊洛諸書載送燕京及師還遂建太極書院及周子祠以二程張楊游朱六子配食由是河朔始知道學

○元塔思(とうし)が軍北峽關に至る宋の將汪統制が降伏せり是より先襄陽を取れり○元の領中書行省の楊惟中太極書院を燕京に建て、趙復を延いて師と爲せり時濂溪(いんけい)、周子の号)周子(しゅうし)は濂溪、周茂叔)の學未だ河の朔北に廣まり至らず惟中師を蜀湖京漢に集り用ひて著名の士數十人を得たり始めて其の聖道の粹にして混(まじり)のなき眞意を知り得たり乃ち伊洛(二程の書を云ふなり)の諸書を収め集め載せて燕京に送り師の還るに及んで遂に太極書院及び周子の祠社を建て二程、張楊、遊朱の六子を以て配食乃ち併せ祭れり是に因て河朔の地始めて道學を知れり楊惟中は弘州の人なり年二十にして太宗の命を奉じて西域三十餘國に於て國威を宣べ政條を布き皆戸口を籍して吏に屬せしめ乃ち歸る惟中憲宗の世に在りしとき世祖太弟爲り金蓮川を鎮む河南道の經略を立て汴梁に同しく惟中等を奉じて使と爲す唐鄂嘉穎の諸州に屯田せしむ金初て滅するや劉福を以て河南道の總管と爲す福食部殘酷遺民を虐害するも二十餘年惟中至て之を召す約束を賜かしむ福至らず復た之に歸らしめて曰く汝至らずば吾軍法を以て事に從はん福已むことを得ずして從衛を盛にして以て見ゆ惟中大挺を握り撃て之を仆す數日にして福死す河南大に治まる川峽官撫使に遷る鄂千戸と云ふ者有り人の夫を殺して而して其の妻を取る惟中之を戮して以て徇へたれば關中靡然として安く治まれり復字仁甫德安の人なり太宗の時太子曲出宋を侵す德安の民を俸にせり姚樞(ようすう)詔を奉じて軍中に即ち儒士を求む復存民の中にありたり樞與に語て大に之を奇とす復親族俱に残るを以て先行を欲せず因て樞と訣る樞其の自ら死せんことを恐れ留めて與に共に宿泊せり夜中忽ち復の在りかを失へり遂に馳せ尋ねて之を呼ぶ復が將に者に救えたり乃ち北方の士能く周、程、張、朱の學に通ずるも皆復に因て而して學び得たり然も復竟に仕へず學者之を稱して

○庚子嘉熙四年 元太宗 春元太子貴由克西域未下諸部元敕州郡失盜不獲以官物償之國初多盜下令凡失盜

貸 音は代人
來すなり乃ち
かすこと
鉞鐵 鉞胡
蘭 北方の地
名なり
學無過事
其の事柄を時
機を深考へ
て舉行するこ
と故過つこと
なきなり
行旅不齋
糧 人民股
風俗質樸にし
て若し旅人の
宿を乞ふある
も快よく宿泊
せしめ飲食迄
も施與せるに
依り旅人が金
錢の如き食物
の如き少しも
携へずとも飢
ゆる如き憂は
なし故に糧食

去處令本路民戶代償民苦之多亡命至是罷徵又官民貸回
鵝金銀償之者歲加倍謂之羊羔利往往破家至以妻子爲質
終不能償耶律楚材請悉以官物代還凡七萬六千錠仍令凡
假貸歲久惟子本相伴而止著爲令庚子嘉熙四年は元の太祖十二年に當る
眷元の太子貴由西域の未だ下らざる諸
部に克てり元は國中の州郡に救を下して人民が盜難に遇ひ盜入逃走して其の在りか
が知れず從て物品を手許に得
ること能はざるを以て官に於て物品を與へて之を償ひ返したり初め國を立て獨立したる
時に方り世の中が未だ穩
ならずして盜賊が甚だ多かりし故に命令を下して凡そ盜の去處を失するときは乃ち
假令へば其の町内或は其の村毎
に番人とか或は盜賊に備へ守る等の在るに其等の町或は村の係りの者が盜人を取り
逃がし何れに行きし今分明な
らざるときは本路の民戸即ち盜賊が逃がたりたる道筋の町内の人民とか盜難に遇ひし
人の住の本道に住居して居
る所の民人をして其の盜まれたる品物の價を償はしめり之は同町内に居りて不注
意の爲めとか或は盜賊の逃げ去
りたるを捕へざりし故に不都合の次第なりとかの譯にて下したる命令にてあるべ
けれも物の道理より考へて見
れば盜賊の番人にてもなし又一一般の人民が一々盜賊の行衛を尋て居らるゝもの
にあらざる何れより考ふるも道理の
なきことなり故に民人が其の代償として金錢を取り立てらるゝ苦しきに堪へ
ず官品を以て之を償ひ返さしめて以て民の苦みを免れしめたり又元の官民に回
賜より金を貸し與へて元の官民よ
り之を償ひ返す者が澤山になりて年々其の金高も利息も増加して來れり之を稱
して羊羔利と云へり乃ち羊羔の澤
山子を生むが如く利子の多くなるなり爲めに往々にして其の金を返すことの困
難なるより家屋を賣拂ふ者あり又
甚しきに至りては妻子を質入して金を返す者さへあるに至り又妻や子を質入し
ても尙は返し償ふ能はずして苦み
居る者あり耶律楚材と云ふ人が之を患ひ太宗に請ふて悉く官物を以て代りて
還し遣りたり然して其の返却したる
總高が七万六千錠なり仍て命令を下して凡そ今後の假(かり)貸(かす)は歲の久しく
長き者は惟だ本金と利息と同
し高に至りて利息の付くを止め夫よりは無利息の如き形なり其外は何程利息が
高(ふる)るも動定にあり居るも一
文たりとも餘計に取ることを出來ずと明かに民人に著(し)し示して禁令と爲せり
以て民の苦むことを預防せり

○辛丑淳祐元年元太宗十三年宋詔追封周敦頤汝南伯張載郿伯程
顥河南伯程頤伊陽伯朱熹徽國公並從祀孔子廟庭黜王安

を齎さ
るなり
丁父彌遠
憂去に遭
ふなり
外臣の臣
を云ふ
太宗遺詔
太宗蓋し定宗
の統を承けし
む可からざる
を知る故皇孫
を立てんと欲
す而して皇后
の意定宗にあ
り故に之を問
ふなり然して
楚材は皇后の
意を知るを以
て能と太宗の
遺詔に依るべ
し外臣は知ら
ざる所と答
へたるなり
防秋の始め

石從祀帝謁孔子遂臨大學○十一月元太宗出獵殂于鉞鐵
鐔胡蘭年五十六葬起輦谷後追諡曰英文皇帝廟號太宗太
宗有寬弘之量仁恕之心量時度物舉無過事華夏殷富庶民
樂業行旅不齋糧時稱治平元自太宗殂後皇后乃馬真氏臨
朝稱制凡五年不立君辛丑の淳祐元年是元の太宗の十三年に當れり宋の朝廷が詔を
下して周敦頤を汝南伯に張載を郿伯(ひはく)に程頤を河南伯
に程頤を伊陽伯に朱熹を徽國公に追封せり然して之を一處にして孔子を祀る廟社に附從し祀れり而して王安石を
附從し祀り居りたるを廢し黜けたり理宗帝自ら孔子の廟に謁て參り遂に大學校に臨御せり之れ大に學問を重む
獎(す)むめらる心なり○十一月元の太宗が殂(し)いで鉞鐵鐔胡蘭(くわてつこうらん)地方にて殂せらる年は五
十六なり起輦谷に葬る後に追ひ諡して英文皇帝と曰ひ廟社を太宗と號せり太宗寬弘(ひろき)ひろさ(る)の度量及び仁
恕(じゆ)なきけ深くしておもひやり)の心を有せらるゝよりして凡て事を行はるゝも其の行ふの時が適當なるや又は行
ふ所の物事が悪しきことばなきやを心に量(はか)るゝり度(はか)るゝりて能く考へた上に行ふを以て其の擧げ行ふ
とに少しも過つことば無く華夏共に商賈は殷(さ)かにして家が富み榮え人民各自分の職業を樂み勤めたり旅人
は食糧を齎(もた)らすさすして行くも途中に餓(う)む様のこといなく何處に行きても宿を貸し食物を與へ呉れて誠
に人心が和(な)む(の)と云ふに因て此の時を尤も治りたる太平の世と稱し合へり太宗が未だ卒去せられざる前に
方りて耶律楚材なる人が太宗の性質甚だ酒を好み飲みて身体を害するを恐れて數々諫められたるも聽かれず乃ち酒
樽(さけ)を器(は)り(の)鉄にて作りたる口を持ち至り献上して曰く此れ鉄にして酒の蝕(く)さるゝ所と
尙は此の如くもろきものである況んや人の臟腑が酒の害を受くることば一層甚しむるべしと諫められたるも用ひ
かず是に至りて酒の爲めに腸を毀(やぶ)るゝり而して卒去するに至りたるなり元の太宗が殂してより後皇后乃馬真氏
が朝廷に臨みて節制を爲し政を擔(か)げり初め太宗が孫失烈門を以て嗣と爲したるも后は從はず凡そ五年間は君主を
立て

○甲辰淳祐四年先是鄭清之罷相喬行簡李宗勉等繼爲
政無所決斷上思史嵩之之言自督府入爲相雖欲議和輒爲
衆論所沮嵩之丁父彌遠憂聞訃數日乃行詔起復爲相言者

令史の職を爲す固より國家の大車には與り知へざる者にあらざるを其の務め意外の事を命じ動もすれば酷き處置を以て罰せんとするは何事ぞとの意なり

自持 己れ信ずる所に従ひ行動持重して輕しく他人の爲めに動かされざるを云ふなり

貴由 宋元通鑑に曰く貴山は江吉滅禿里の地に即位す

尸位 朝政母后より出づ故に尸位と云ふ祭祀の

も曲げて敬ひ憚り功臣の言葉に聞き従ひたり楚材天より附與せられたる性質が人にすぐれ秀で、ハげしく(是るか)に尋常人の思の外に出づる行や考を爲せり己が取り扱ふ書案や書面の往復のものなを机上に滿ち積ると雖も片端より答辯を與へ或は處分する如き少しも其の宜しき加減を失はず朝廷に在るときは嚴然として色を正しく決して人の氣嫌を取り物を爲す様の事は無く自分より勢力の有る人たりとも道理のなき處は決して屈服し従ふなをの腰弱き人にわらず自分の体を以て天下の爲めに捧げんと欲す乃ち天下の爲めになることならば何時にても生命を捨てし惜まざるなり毎に國家の利益や弊害の在る所や人民の安んじ休むことや苦み感(うれ)ふることを陳べて其の言葉も顔色も心の内より心配するの熱心が顯れて其の考が甚だ懇ろに親切である太宗嘗て曰く汝又百姓の爲めに哭し憂ふるを欲するやと自分は民の父母なれば固よりなれども御前もやはり心配して呉るやと以て楚材が天下の爲めを思ふ心の深きを知るべきなり楚材毎に曰く一の利益なる事を興すよりも是迄有り來りたる事の一の惡害を除く方が甚だ得策である一仕事を新に生じしめより一事の余りに必要ならざることを減ずる方が宜しくあると平生家に居るも妄りに無駄語を爲したり驕もなきことを言ふて笑ひ興する如きことをせず極めて嚴格に正しくして居る然れども土人に聯絡するに及んで温恭(おだやか)に(し)の容貌が外面に溢れ出で、人皆其の徳に感し服せざる者莫し楚材太宗即位の初に於ては爲めに朝廷の儀式を定め位を制す規律を整へたり親王の察合は兄と雖も位は則ち臣なり禮に於ては當さに拜すべし親王にして拜せば則ち自餘の者は敢て拜せざる者莫しと曰へり然して即位の日に當て王が其の言葉に従ひ皇族及び臣僚を率ひて帳下に拜伏せり元朝の尊風の者にして天子たる者或は官位上なる者に對して拜禮有ること是のときより始まれり楚材が便宜となるべし事十八事を條陳す曰く郡は宜しく長史を置き民を牧御し萬戶の役をして軍を統べ勢を均しからしめ事を力めて以て懸橋の振舞を過ひし凡そ政令民に便利なる者が甚だ多し太宗悉く之れに従へり惟だ罷職の事丈ハ尤されず楚材に謂ふて曰ふのに彼れ自ら饋獻(かくりけん)するを願ふ者宜しく之を聽るすべし楚材が曰く懸橋の端ハ必ず此に由りて起らんと太宗の曰く凡そ卿が奏言したる所の者從はざる無し卿は朕が一事に従ふこと能はざるやと汴梁の地の敵軍勝つ能はずして將に下らんとす大將の言ふに金人抗拒する久し爲めに師多く汴の城下に死傷したる者多し請ふ恐る敵の隣人を屠り殺さんと楚材が馳せ入りて奏して曰く地を得たりとも民無くば將た何の用に立てるやと太宗猶豫して決心せず楚材又曰く奇巧の仕事をなす工匠や厚く賞し蓄ふる所の民が皆な此の地に萃まる若し悉く之を殺せば將に何物も獲る所無からんとす果して然らば折角戦が勝たるも甚だ效能が少なきに非ずやと太宗之を然りとす遂に詔して罪を以て誅すべし完顔氏に止まるべし餘の者は罪を問ふこと勿れと時に太宗が地を裂きて親王功臣に賜ふことを議す楚材が曰く土地を裂き民を分つは嫌隙(けんげき)を生じ易し乃ち各地の人民が仲悪しくなり争ひ服ふ様になることある其よりは多く金帛を以て與へ賞して後の禍を除くに如かずと太宗曰く己に許したり今更變する譯に行かず如何したらば宜しきやと楚材曰く其れならば仕方がない惟だ朝廷の正廉直實なる役人が其の地方の貢物や租税を取り取りて歳終りに之を領り與へ而して已れの懐を利せんが爲めに不當なる徵收を擅(は)し(ひ)ま(ま)にすること無き様にすれば宜しからんと之に従ふ卒するに及んで十たび溢(あ)る

尸の如く其の位に居て而して其の事を爲さざるを謂ふ

内外 離心 朝廷の紀綱が紊亂して女主自ら政を聞くに雖も往々變幸の臣に命じ各臣已れの心に從て事を行歸一する所なく人民安んず朝廷の行く末は如何ならん此の如き朝廷の下に居て甚だ不安心なりとて信用せず乃ち人望を失ひたるなり

垂簾聽政 皇后が太子の幼冲なる時に朝廷に出で

そむ)み慰められたり後之を贈する者わり言く楚材は相位に在ること久しき故に天下の貢賦の半分は楚材の家に入れりと皇后が近臣に命じて之を毀(し)ら(ぶ)る(べ)しむ唯だ學や玩弄物が十餘及品び古今の書畫金石の如く貴重文が數千卷ある丈なりしと後ち廣寧王に封せられ文

○元 便宜總帥汪世顯卒。世顯善兵能將。重儒愛民。勤儉自持。有古名將之風。○丙午。淳祐六年。元定宗即位。于速茂禿都。定宗名貴由。太宗長子也。母曰六皇后。乃馬真氏。初。太宗有旨。以皇孫失烈門爲嗣。及殂。后臨朝。稱制者五年。乃議立定宗。○戊申。淳祐八年。元定宗即位三年。而殂。壽四十三。葬起輦谷。追諡簡平皇帝。○元自馬真氏臨朝以來。法制不一。内外離心。定宗既殂。皇后海迷失抱子失烈門。垂簾聽政。諸王大臣不服。共議立太弟蒙哥。後二年。是爲憲宗即位。○辛亥。淳祐十一年。元憲宗名蒙哥。太祖第四子拖雷之長子。先是。諸大臣欲奉屈出之子失烈門。久而不決。至是。兀良哈互以太祖諸孫。惟憲宗謙慎宜立。遂大會于闊帖兀阿蘭之地。而即位焉。失烈門不服。憲宗因察諸王有異同者。並羈縻之。取主謀者誅夷之。由是始定。

元の便宜總帥の役なる汪世顯が卒せり世顯が兵戦を善くし大將たるにも頗る能く部下を服し尤も適當に大將たりし者と重んじ民を愛し撫で勤めて儉約にして自ら足れりとして居れり古の名高き大將の風采が有りたり○丙午淳祐六年は宗の定宗の元年に當れり元の定宗が速茂禿

侯騎兵候騎
 即ち敵軍の形
 状を探伺する
 の騎兵なり
 王堅固
 守を督し之
 を攻め屢戦つ
 て克たず前鋒
 の將注徳臣兵
 を選んで夜外
 城に登る堅兵
 を率ひて逆へ
 戦ひたり運明
 徳臣軍騎にし
 て大に呼んで
 王堅我れ來
 て汝が一城を
 活す軍民宜し
 く早く降るべ
 しと語未だつ
 きざるに幾ん
 と飛石に中た
 る時に天大に
 雨ふる因て城
 を攻む梯折る
 役軍進む克ら

が嘉定に至りたるに、蜀が部下の者共を帥めて迎へ、誘せり然して其の聲が雷の如くにして江水が聲の爲めに沸
 (わ)き上り部下の兵隊も能く整ひて其の機機が甚だ盛んなり余玠の船中の者が皆な色を變へて畏れたり而して玠
 は自若として平氣で居る蜀が退き出で、人に謂て曰ふに儒者の中にも膽力の大なる此の人の如きもありと恐れ感
 じたり玠久しく蜀を誅殺せんを欲せしかども其の強大なる兵を率ゐる遠地に居るを以て患へたり後夜中に蜀を召
 し寄せて事を謀り之を斬り殺せり然して親將の楊成を以て代て其衆多の部下を預らしめたり戎州の帥に統制の統
 世安を擧げ用ひたりと爲さんとするに會へり玠は素より軍中の從來の弊害を革(あらたむ)めんを欲せしむ許さず
 せり因て方叔が借(とま)へ言ふ玠は戎州利州の人心を失へり是に至りて授を謝方叔に求め以て玠を抑へ付けん
 蜀を制禦し居れり凡そ上書すること有るに詞(ことば)が甚だ疎末にして無禮の氣味あり帝此の有様を對して
 心惡からず思ひれり玠が召還の命を聞きて心が甚だ安堵せず一日夕方に至り暴かに卒せり或は謂ふ蜀を
 を知らずと遂に召し還せり玠が召還の命を聞きて心が甚だ安堵せず一日夕方に至り暴かに卒せり或は謂ふ蜀を
 飲みて死せりと蜀の人民が之を悲まざる者莫し因て余暉を以て四川の宣諭使と爲せり○元の忽必烈が大理を攻め
 平けたり○甲寅の寶祐二年は元の憲宗の四年に當れり時に余暉(くわい)が四川に宣撫使たり私の遺恨あるに由
 り無實の事を作り奏して曰く利路の安撫使の王惟忠が潜かに北境の國に内通したり大理國の陳大方が余暉の旨
 を受けて此の譚説を助け成せり然して惟忠が將に市中に斬られんとす顔色變せず大方に謂て曰く吾れ死せば此
 の冤罪を天に訴へんと既に斬られ血が流(は)はしる)り出て天に向て飛び上れり未だ幾くもなくして大方が朝廷
 に出でたるに恍惚とて夢か幻の如き心持にて惟忠と共に還りたるの思あり然して遂に卒せり是より先に朝廷が
 彭大雅と云ふ人を用ひて蜀の地を理(おさむ)めしめたるに甚だ威勢名望が有りたり重て重慶城を築けり余玠が蜀
 都に還るに及んで平曠の地を分ちて處を遊びて險阻にして要害の處を治めたり合州に釣魚山を治め築きたる類
 の如し蜀に在ること二十年余にして民以て安堵せり余暉に至りては貪婪(むさぼる)にして功勞無し敗れて要地を
 失へり和州の守たる劉雄飛を以て四川の制置使とせり胡穎每見淫祠即毀之、人謂之胡打鬼、經畧廣
 東、廣有僧寺、佛像、中有巨蛇、時出享人祭祀、僧托之題疏、得數
 千緡、穎至毀佛擊蛇、其怪遂息、胡穎なる人は淫祠とて祀典に載せざる社を見る
 毎に即ち之を毀ち破れり人此の者を胡打鬼と呼
 び成せり廣東の地に經畧使たり其の廣東の地に寺院ありて其の寺院の佛像の中に巨蛇(大なるへび)あり時々出で
 る人の祭祀を享く僧之に托しことよせて如何にも不思議らしく觀立て錢數千緡(びん)乃ち錢の一とさしなり)を
 得たり穎其寺に至りて佛像を毀ち ○丙辰、寶祐四年、六年、高麗王細岷、甫雲南

皆俱に退く開
 み始めて解け
 たり
 不_レ過_レ制_レ自
 一定の制規わ
 りて后妃の貴
 きを以てすと
 雖ども其の以
 外に驕飾する
 能はざるなり
 獎_レ諭_レ勸_レ曉
 ニ_レ哥_レ元_レ帥
 阿_レ里_レ不_レ哥
 世祖の弟睿宗
 の第七子なり
 密_レ遣_レ
 宋_レ京_レ是_レの
 意すべし乃ち
 見にて部下は

皆長摩合羅、嗟及素州諸國朝于元。○元憲宗欲建城市爲都
 會之所。太弟忽必烈言。劉秉忠精於天文地理之術。乃命相宅。
 秉忠以桓州東灤水北之龍岡爲吉。乃命秉忠營之。名曰開平
 府。二年而畢功。丙辰寶祐四年は元の憲宗六年に當れり高麗王の細岷甫(さいさ)雲南地方の
 城市を建て殿げ繁華なる都會と爲さんことを欲せり太弟の忽必烈が曰く劉秉忠は天文學や地理の術に精し通せ
 りと乃ち命じて宅地を考へ相(みる)せしめたるに秉忠が桓州の東灤水(とら)れんす)の北の龍岡(おか)を以て吉
 と爲せり乃ち天數に遇ふたるよろしき場所なりと依て秉忠に命じて之
 を營み作らしめ名けて開平府と曰へり三年にして而して工事を畢れり ○丁己、寶祐五年、元、憲宗
 七年
 元回鶻獻水精盆、珍珠傘、可直銀三萬餘錠。憲宗曰。方今百姓
 疲弊所急者錢耳。朕獨有此何用。却之。○十月、元兀良哈伐
 安南、屠其城。○戊午、寶祐六年、元、憲宗
 八年二月、安南王傳國於長子
 光昺。遣使以方物獻于元。丁巳寶祐五年は元の憲宗の七年に當れり元は回鶻が水精
 盆を獻せり然して其の値(わたい)は銀が三萬錠に當るべしと憲宗の曰く方今の時百姓が疲弊(つか)る)し貧困に
 して尤も入用とする所の者は錢なり然るに朕が獨り此の如き高價の者ありとも何ぞ用ひ樂むことが出來べきやと
 て之を却け戻せり○十月元の兀良哈(くわが)が安南を伐ちて其城を屠れり乃ち攻め殺したり○戊午の寶祐六年は
 元の憲宗八年に當れり二月安南王が國を長子の光昺(へい)に傳へたり使を遣はして貢(こ)ぎ物を元(げん)に獻上せり ○
 元討回回哈里發平之。九月、憲宗親帥大軍入蜀。攻苦竹隘。宋
 守將楊立、張實死之。是時元人勢欲順流東下。一軍自大理國
 幹服南來、歷邕桂之境。以至潭州。一軍渡江圍鄂州。○罷了大

勿論同僚として誰れ一人知る者なし素より其の元に乞ふ所の者は元臣と稱し幣物を送るを約する如き無道のこと故同僚等にも明す能はざるなり故に密に遣はすと云ふなり宋朝の滅亡の原因種々ありと雖も近因は此の事預りて力あり

天都燕都を大行而して遷らざるの稱なり天子崩して未だ諡号をらず故に大行と稱す

元帥車輿即懸昇御棺を

全以吳潛爲左相。即軍中拜賈似道爲右相。趙葵樞密策應使。杜庶兩淮制置。夏貴總領舟師。呂文德等乘風戰勝。潛以向土壁守潭。適南來二哥元帥遇宋候騎而死。潭圍先解。高遠等守鄂。似道駐漢陽爲鄂援。○己未。開慶元年。元憲宗圍合州。遣使招諭守將王堅。堅殺使者。固守拒之。○七月。元憲宗殂於釣魚山。在位九年。壽五十二。後追諡曰桓肅皇帝。憲宗剛明雄毅。沈斷寡言。不樂宴飲。不好侈靡。雖后妃亦不過制。太宗末年。群臣擅權。政出多門。至憲宗。凡詔旨必親起草。更易數四。然後行之。御群臣甚嚴。嘗諭曰。汝輩若得朕獎諭。卽志氣驕逸。災禍未有不隨至者。汝輩其戒之。時太弟進攻鄂州。宋守將張堅守不下。遂死之。

元帥車輿即懸昇御棺を

是の時元人勢に乗じて流れて順て東に下らんと欲せり其の一方の軍は大相國韓服(あつふく)の南より來り也桂(ゆうけい)の境を歴て以て潭州に至れり一方の軍は江を渡りて鄂州を圍みたり○宋丁大全を罷めたり大全は面が藍色にして威里の婢婿たり閻妃及び内侍の虞允升、黃宋臣等に資縁(よろ)して遂に帝に寵せられたり然して累りに右司諫に拜せり時に正言の官なる陳大方、侍御史の官なる胡大昌が大全と與に罷められたり人目して三不吠犬と爲せり大の如き奴として譏するの意なり又た吳潛を以て左相と爲せり軍中に使を遣はし就きて賈似道を拜して右相と爲せり趙葵は樞密策應使たり杜庶は兩淮の制置使たり夏貴は舟師(水軍なり)を總領せり呂文德等は風に乘して艦が打ち勝てり潛が向土壁を以て潭を守らしめたり適々南より來りたる二哥(阿答胡の幼時の字なり)と呼ぶ元帥が宋の候騎(物見の騎兵なり)に遇ひ戦ひて而して死せり因て潭の圍が先づ解けたり高遠等は鄂州を守り似道

戰せたる車輿を云ふなり

大寶子の位を大寶と云ふとあり

旭烈祖の安輯なり乃ちやすし諸路の人民をして安堵業に就かしむるなり

歲幣之數

銀絹各二萬十萬なり

拔寨 是迄の爲に築造したる土壁を毀ち柵を抜き取りて還り去る

勸進 三

讓乃即

諸王大臣

異口同音

は漢陽に駐まり而して鄂州の援兵とせり○己未の開慶元年是元の憲宗の九年に當れり元の憲宗が合州を圍み使者を遣はして守將の王堅を招き諭して降らしむ堅使者を殺して固く守て之を拒げり○七月元の憲宗が鄂州中釣魚山に殂せり位に在ること九年にして壽五十二なり後を追ひ諡して桓肅皇帝と曰へり憲宗が性質剛強にして聰明に雄過(はげし)にして毅然としてつよく物事に風せず落ち付きて果斷にして言語が寡(すくなく)なり酒宴なほに樂み耽けるを好まず侈靡(おごり)として衣服其他富麗を賜り奢ることを喜ばず皇后や宮妃と雖も一定の制則に在りて其の外に過ぎ飾る如きこと無し太宗の末年に當て群臣が權勢を擅(あ)りしめて政出づること門多し乃ち群臣各思ふ處に従ひ命令行動を爲して天子の一手に出でず故に群臣の各の門に出づと云ふなり然るに憲宗に至りては凡そ詔旨の必らず帝親ら起草して考の上にも考を加へ更(あらた)め易(やす)るを四五度にして然して後始めて之を行ひ布けり而して群臣を制察すること甚だ嚴格なり嘗て諭し示して曰く汝等が若し朕が獎勵(す)めざるとすを得れば即ち心持が驕り逸(は)ゆるりて愾(は)げなかりて災禍(さいくわ)わ乃ちわらわらわ(ひ)が隨て立ち至らざる者無し汝等其れ之を戒め慎みて禍に罹らざる様に注意するが宜しと時に太弟が進みて鄂州

○似道自漢陽至鄂督師而太弟忽必烈攻城益急城中死傷者至萬三千人似道大懼密遣宋京詣元營請稱臣納幣太弟不許會合州守王堅遣人走鄂以憲宗計聞于似道似道再遣宋京往元營太弟亦聞阿里不哥欲襲尊號郝經曰若彼果稱遣詔便正位號下詔中原行赦江上欲歸得手願大王以社稷爲念班師議和置輜重率輕騎而歸直造天都遣二軍逆大行靈昇收皇帝璽遣使召旭烈阿里不哥諸王會喪和林差官諸路安輯命王長子眞金鎮守燕都示以形勢則大寶有歸而社稷安矣太弟然之乃許似道和且約歲幣之數遂拔寨而去留張傑閻旺以

を思ふは壯夫皆な干戈を取て方に生を刃鋒に捨つるの慘狀を發すべきを吾れ行ひて兩國の爲めに和戰の利を脱かば鋒鏑の下に死せんとする生民の命を活すとの意なり

微軀て物の数にも足らぬ身と云ふなり

一視同仁

天の徳高く仁が博くして敵味方の區別なく皆な父母が已れの赤子を見る如くなるを云ふ

天時人事

天の運命や人間の命數を揆

有りたることを頑稱(はむる)せしめたり然して朝廷始め國中皆な未だ和戰を求めて還り來りしなるを知らざるなり

○元世祖既立廉希憲請遣使以息兵講好命軍北歸俾恩威並著世祖善之而未得其人王文統素忌郝經才德乃遣經行或謂經曰蓋以疾辭經曰自南北構難江淮遺黎弱者被俘略壯者死原野兵連禍結斯亦久矣聖上一視同仁務通兩國之好雖以微軀蹈不測之淵苟能弭兵靖亂活百萬生靈於鋒鏑之下吾學爲有用矣遂行王文統陰諷李壇侵宋以沮撓之欲假手以害經經踰淮賈似道懼姦謀呈露遂以李壇爲辭拘留經于眞州之忠勇軍營驛吏防守嚴於獄狂介佐或不能堪經語之曰將命至此死生進退聽其在彼守節不屈盡其在我豈能不忠不義以辱中州士大夫乎但公等不幸須忍死以待揆之天時人事宋祚殆不遠矣衆感其言皆自振勵

元の世祖が既に立ちたるに廉希憲が請ふて曰ふに使者を遣はし以て兵を息め好みを講じ軍隊に命じて北に歸らしめ恩威並著にして並び著して感服せしめんと世祖之を善しとすれども未だ其の使を爲りて命を全ふするのを得ず然るに王文統なる者素より郝經が才智の有るを忌み惡む因て申し上げ經を遣はして行かしむるよとにせり或人經に謂て曰く蓋し病氣を以て辭退せざるを經が曰く南北乃ち宋元が戰を始めたるより江淮の間の人民が弱者は俘虜(とりこ)にせられ壯健なる者は兵士と爲りて野原に戰死し兵糧類りに連り續き禍が結び解けざることも亦た久しきことなり聖天子は何れの地とても平等に觀察し仁徳を施さるること同一にして厚薄なく兩國の好を通じんとせしむるを務めらる然して今其の使として此の物數にもならぬ身体を敵情測(はかる)る可かざるの地所に蹈み入ると雖も或る可くも

り考ふるなり

閻臣閻はしり外征侮衆の臣を云ふ

打算費用

之法

俗に云ふことにて結算のことなり

所謂る會計檢査の法なり

二卵而棄三千城

子思の曰く今君戰國の世に卵を以て千城の將を棄つ此れ隣國に傳へ間かしむべからずと

瀟湘川南に止遷

北兵

能く兵を弭め乱を靖(やすむ)む以て百萬人民をして鋒鏑(やひ)は乃ち戰爭の鋒先と云ふなり)の難免を免れ活さば吾が學問も亦た用ひ所が有りたりと爲すべかりと遂に行けり王文統が陰かに李壇に諷(そと)せしめて以て宋の手を假り經を害せんとしたり然るに經は淮を踰りて進みて宋の國へ行きたり賈似道は若し經が至るならば已れの姦謀(わるだくみ)の呈露(ていろう)なるを懼れし夫も出来なば國に歸らんと請へり然れども似道の一個の了見(りやくけん)及び一たび入りて宋主に見ねんことを請へり若し夫も出来なば國に歸らんと請へり然れども似道の一個の了見(りやくけん)にて利圖(りやくど)もしたることなれば上書(じやうしょ)して和するを願ふと服(はく)ふとの利害を述べ更(さら)に前に約束したる事を實行すべきて垣(かき)を仕(し)めんとせり然るに從者(じゆんしや)の怒りて圖死(とど)する者數人もありたり而して防衛の嚴重なる獄中(ごくちゆう)より甚し以て宋に仕(し)めんとせり然るに從者(じゆんしや)の怒りて圖死(とど)する者數人もありたり而して防衛の嚴重なる獄中(ごくちゆう)より甚しくして介佐(けいさ)乃ち隨從(じゆんじゆう)の者或は堪(た)へず能(よ)ざるあり經は少しも屈(まが)みず其の者共に語て曰く死するも生くるも進み退(すす)むに彼れ宋の爲す所(ところ)に聽(き)ゆるすすされども節義(せつぎ)を守りて屈(まが)みざるは盡(つ)く我が心(こころ)にあり豈に能く不忠不義(ふちゆうふぎ)の行(な)ひを爲して以て中州(ちゆうしゅう)の士大夫(しだふ)に辱(は)づる(づ)る如きことを爲さんや但だ公等(こうとう)不幸にして此に至る須(もと)から死(し)を忍(しの)び耐(た)へて以て時運(ときうん)を待つべし之を天(てん)の時人(ときじん)間の命數(いのちず)を考(か)へ揆(か)るに宋(そう)の天下(てんか)の亡(な)はるは殆(た)んど遠(とほ)からずと衆(しゆう)其(その)言(ごん)に感(か)んじて皆(みな)自(みづか)り振(ふる)勵(れい)す

帝聞有北使謂宰執曰北朝使來事體當議似道奏和出彼謀

豈容一切輕徇倘以交鄰國之道來當令入見賈似道忌害閻臣兵退行打算費用法欲以此汚之向士壁趙葵史岩之杜庶等皆坐侵盜掩匿罷官徵償而士壁所償尤多竟安置而死復

願而甚だ黒く
塵大なり乃ち
たせんの黒く
してふよりた
る如し故
に云ふ
爲使はすの
正使と爲
したり
稽留稽もど
なり都經を無
理に押へ留め
たるなり
詰ふなり
歎五穀買ら
ず所謂る
さん年を云
ふ
無信宋人は
東に反く故に
其の言ふ所信
し難しと
云ふなり
特其人を力
なり

して燕王と爲せり中書省の事を領し扱はせたり○壬戌の景定三年は元の世祖の中統三年に當れり呂文煥が瀘州を
復せり時に先きに元に降りたる劉整が其の部下の兵と共に元に入朝せり文煥因て其の處を伺ふて輕騎を以て瀘州
に入り其の城を取り民を諭して宋に復せり○元の江淮の都督の李壇なる者が京東遼海の地を以て宋に歸し降れり
照して壇を封して齊郡王と爲せり其の父の李全が官爵を復して故の如くにせり○元の宰相たる王文統が李壇と謀
を通ずるとの罪に座して誅殺せられたり○元の史天澤が李壇を濟南に攻め圍みたり宋の朝廷が李壇が圍を受くる
と聞き青陽驛を遣はして師を帥ひて之を援けたり○李壇が宋の朝廷に降る八月壇圍を受くること
久しく内外通ずる驛職ふて廢れたり城中は食物が盡きて軍士亂れ潰れたり壇乃ち復た出て降る治必赤、史天澤
が壇を軍門に斬り其の黨數十人を誅殺せり明日軍を引て東行したるに未だ益都に至らず城中已に門を閉き迎へ
降るに因り三齊復た元の所有と成れり○元立十路宣慰司立諸路轉運司
○癸亥、景定四年、統四年、二月、元以王德素爲使、劉公諒爲副、
致書來詰其稽留郝經之故。○三月、元初建太廟。五月初、立樞
密院。以太子燕王眞金守中書令、兼判樞密院事。以開平府爲
上都。元以姚樞爲中書左丞。樞曰、陛下於基業爲守成、於治道
爲創始。正宜睦親族以固本、建儲副以重祚。定大臣以當國、開
經筵以格心、修邊備以防虞、蓄糧餉以待歉、立學校以育才、勸
農桑以厚生。世祖納之。○呂文德復瀘州。文德號黑灰團。劉整
獻言於元曰、南人惟恃黑灰團。然可以利誘。乃遣使獻玉帶於
文德。求置權場於襄城外。文德許之。使曰、南人無信。願築土城
以護貨物。文德不許。使者復至。文德請於朝許之。開權場於樊

燭天
は火を以て照
らすを云ふ即
ち彗星(はは
さばし)の光
がてらんと
して天をてら
すを云ふ
四更(よつ時)の七
の午前四時頃
のことなり
方斂(はら)に方
ははしめて日
云ふが如し日
輪が高くのぼ
りて星の光が
さむおさま
るを云ふ
蚩尤(チユウ)天官
記
は彗星に類し
而して後には曲
り旗に象とる
見るれば則ち
王者四力を征
伐すと云く
辰星出入する

城外築土墻於鹿門山外通互市內築堡文德弟呂文煥知被
欺兩申制置爲吏所匿元人又於白鶴城築第二堡文煥再申
方達太德大驚曰誤朝廷者我也即請自赴援會病卒
の宣諭使を立て又諸路の轉運使を立てたり○癸亥の景定四年は元の世祖の中統四年に當れり二月元が王德素を以
て正使と爲し劉公諒を副使として宋に遣はし書を致して其郝經を稽留するの故を詰(な)じり問へり○三月元が
初めて太廟を建てたり五月初めて樞密院を立て太子燕王眞金を以て中書令を守らしめ兼て樞密院の事を判斷し扱
はしめたり開平府を以て上都と爲せり元が姚樞を以て中書左丞の役と爲せり樞が申し上げて曰く陛下(乃ち)元の
天子必烈(乃ち)は元朝の基業即ち國として嚴然たりしめたる事に付ては先帝の始め成したる後を引き受け堅め
上げ乃ち能く國を守り成功せしめたる者である併し民を治むる政事の如きは國の基を固むる職争の如き者と
は大に異にして陛下は此の道に於ては實に建て始めにして政事の加減が明ならず固てハ正に親族に睦ましく親み
以て一家の根本を固くし世嗣を建てて天子の位と云ふ者を重くし大臣を定め任じて以て國務に當り勤めしめ經
書を講ずる席を開き以て先王の道を開きて心を格(た)しくし國境の兵備の欠点を修め補ひて以て不意の戦争や
外國より侵し攻むるを防ぎ糧餉(りょうこう)を蓄へて以て田島不作なる年を待ちて之を施し與
ふるの用に供し學校を立て以て人を教育し農業や蠶絲の業を勧め勵まし以て人民をして生活を安樂にせしむ
べしと世祖が此の言を嘉みし用ひたり○呂文煥が瀘州を回復しけり文煥が韓名を黑灰團と云へり乃ち文煥が休
肥大にして黒色なるを以て云ふなり俗に云ふたんと云ふなり先に降りたる劉整が元の上申して曰く南人即ち宋
人が恃みて心を強くする所は惟だ獨りの黒灰團なり然れども利得の事を以て誘(まね)くべしと乃ち使を遣は
して玉にて飾りたる帯を文德に献じ利を以て文德が心を動かかし以て權城(くわんじょう)をわくしよ(乃ち)交易場を襄城門外の
地に置かんことを求めたるに文德之を許せり使者の曰く宋人は兎角信用が薄き故に願くば土を以て城壁を築きて以
て商賈の貨物を保護せんと文德許さず使者復た至れり文德朝廷に請ひて遂に之を許せり因て元は權城を襄城の外
に開き土塼を鹿門山の外に築き往來交易を通し内面に堡即ち小城を作りたり文煥が弟の呂文煥が欺(ま)るを知て
再び制置使に申し告げたるも仲間居る吏人の爲めに匿されて其の注意の言が通せざりし然るに元人は又白鶴
城に於て第二の小城を作れり因て文煥は再び申し告げたるに始めて通達したり文德大に驚いて曰く朝廷の事を謀
り亂す者は我れなり此に於て始めて悟り悔ひたり即ち朝廷に
請ふて自ら赴き援けたるに會々途中にて病に罹りて卒去せり○甲子、景定五年、元、世祖、至、
彗星長十數丈、芒角燭天、自四更從東見、日高方斂、月餘、乃不

べからず昔武王の兄なり周公は弟なり周公天下の善事を思ひ夜以て日を繼ぐ一事を得る毎に坐して以て巨を符つ以て周室を匡し以て天下を保つこと八百年なるは周公の力なり君は上兄なり大王は弟なり周公の故事を思ひ而之を行ふは今日にあり君の任ずる所内に在りては相より大なるはなく相は以て百官を領し万民を化す外にありては將より大なるはなし將は以て三軍を統べ四城を安んじ内外相際す國

きて事を治することはせず故に官吏は朝廷の公文書を抱きかへて似道が四湖の軍宅に就きて呈出し署名を請求せり他の相官は唯だ文書の尾即ちをいりに名を書するのみにて重きは皆な似道が手にあり凡そ内外の諸官司が彈劾として人のことをきびしくきはめ奏すること及び人を薦辟としてすめ、めすこと並に官に擧げ又は官を削（音さく、けつる）こと何一つとして似道に關（あづかる）り白すにむらざれば敢て行はざるまじなり此の如きありさまゆゑに一時の正人と云はれ端士即ちたゞしき士と云はるゝものも皆斥（しりぞ）け罷められ給ふこと多かり又官吏もは争ふて賄賂を納れて美職即ちよき役を求めて帥閫、監守、郡守等の役人たることを圖る者が多くしてその貨物を獻じ來るもの勝けて計ふべからざる程なりそこで趙潯が輩は争て寶玉のものを獻ず是に於てか貪（たん）風とてむさばる所の風俗が大に肆（は）しひまゝ）になれり兵が外國に於て多く喪し死するものあれども八々之を匿くして以て朝廷に奏聞せず故に民は下に怨みたり又た凡そ刑賞の事が全くみだれて人を誅し人を賞むることが無稽とて考ふることもなけれを離れり敢て言ふものなかりき ○元立制國用使司以阿合馬為使封世子南木合為北平王 ○賜日本國王書 ○初給官吏俸及職田 ○元封太子忽哥赤為雲南王 ○丁卯咸淳三年 元四年 元以吏天澤為左丞相忽都答兒耶律鑄降為平章政事伯顏降右丞廉希憲降左丞 ○戊辰咸淳四年 元五年 襄陽受圍文煥告急遣高遠范文虎赴援道不通二將亦不用命 ○三學士人上書乞調諸道兵併力救襄不報 元六年 用使司と云ふ官司を立て阿合馬（あがま）を以て使となせり又世子の南木合を封じて北平王と爲せり ○元の世祖至元三年八月に兵部侍郎の黒的なるものに命じて虎符と云ふわりふを給へ國信使の役目に充て書をもちて日本國に使せしむ其書に曰く大蒙古國の皇帝世を日本國王に奉る云云又曰く冀くは今より以往は問を通じ好みを結び以て相親睦せんと思し我が建治中蒙古の使來る鎌倉の敦博北條時宗其尊大を怒り執へて之を斬りしは是なり ○初て官吏に俸給及び職田なるものを給へり ○元が太子の忽哥赤（こくか）を封じて雲南王と爲せり ○丁卯の咸淳三年に元が史天澤を以て左丞相と爲せり忽都答兒、耶律鑄が降りて平章政事と爲り伯顏は右丞相に降り廉希憲は左丞相に降れり ○戊辰咸淳四年に襄陽城が圍を受けたりそこで文煥が急なる旨を告げしかば高遠、范文虎をして赴き援けしめられたれども道路が通せざるが爲めに二將も亦命を用ふることを得ざりし三學即ち文學、武學、宗學の

の急務必らず之を先となすなり 彈劾人有罪の効するなり彈劾は廣韻に曰く糾也とたゞすなり効は廣韻に曰く推窮するをりしらへること薦辟薦はすなり辟はめすなり 三學は綱目に武學宗學に作る文献通考に寧宗の嘉定六年に詔して諸王宮學を改めて宗學となす 弓量推排 田畝 此の

士人等が上書して請ひらく諸道の兵士を調發して力を併せ襄陽を救はんと思はれども報せず ○弓量推排田畝 ○葉夢鼎辭位不允徑去 ○江萬里馬廷鸞為相 ○元立御史臺及諸道提刑按察司行新製蒙古字更號僧八合思馬為帝師築堡鹿門山立諸路蒙古字學 ○庚午咸淳六年 元七年 江萬里請援兵救襄議不合罷去 ○上一日問似道曰襄陽受圍三年奈何對曰北兵已退陛下得何人之言上曰適有女嬪言之詰問証以佗事賜死自是無敢以邊事言者 ○似道權傾人主諛者動以周公輔成王擬之親王外戚宦官近習皆箝制不敢恣當世望士亦引用登朝為儀羽而服心不在焉在外監司郡守亦參用廉介非其人而得進者各有蹊徑最以吝賞誅貸失將帥心劉整降北獻策取東南謂緩取則經營自蜀而下急則由襄淮直進時諸將北降知國虛實者相繼似道方以粉飾太平為事略不為意 弓量推排田畝の廣狹を推しはかり租税をませり ○葉夢鼎は官にありと雖も其政事は實似道が亂し去れり帝は驚て福州に知軍たらしむることを詔せしむるはさき ○江萬里と馬廷鸞（えんらん）の二人が召されし左右の丞相となれり當時朝廷の吏は皆買似道が權制を仰ぐのみ唯だこの二人が其弊を正ださんと欲するも能はず ○元が御史臺及び諸道の提刑按察司を立て新たに製したる蒙古の文字を行へり又僧八合思馬の號を更めて號して帝の師と爲す又堡築を鹿門山と云ふ所に築けり又諸路の蒙古の字學を立てたり八合思馬は八合思入を云ふ處

禹興二帝に
つぎて徳を立
て而して大に
興れ
湯造三代之の
徳を体して大
に天子の大業
を造すの
徳なり
夏大夏と
は大なる
の徳なり
殷中殷
云ふは中立の
徳を云ふなり
馴致遠に
致たすと云
ふが如とし
蓋取易經
乾元之義
易の乾象に曰
く大なるかな

日隋日唐者又即始封之爵邑是皆徇百姓見聞之狂習要一
時經制之權宜樂以至公得無少貶我太祖聖武皇帝握乾符
而起朔土以神武而膺帝圖四振大聲大恢土宇輿圖之廣歷
古所無頃者者宿詣廷奏章伸請謂既成於大業宜早定於鴻
名在古制以當然於朕心乎何有可建國號日大元蓋取易經
乾元之義茲大治流形於庶品孰名資始之功予一人底寧爲
萬邦尤切躋仁之要事從因革道協天人於戲稱義而名固匪
爲之溢美乎休惟永尚不負於投艱嘉與敷天共隆大號咨爾
有衆體予至懷從太保劉秉忠之議也
所の朝議を進む○宋は司農司と云ふ役所を立て、張文謙を以て司農卿とし監督せしむ○水軍七万を致へ練兵し
暇艦五千を造くる環城を築き以て襄陽に逼まれり○許衡を以て集賢大學士國子祭酒となす○十月國を建て大元
と號す詔に曰く詔に景命に膺(あたる)り四海を奄て以て尊に宅る必ならず美名あり百王に紹て而して統を組す
驍(はじ)めて隆古に從ふ獨り我家のみならず四海を奄て以て尊に宅る必ならず美名あり百王に紹て而して統を組す
を以て而して著稱す虞の言たるは樂なり(解)上は詳はしく出づ(舞)は之れに因りて而して號と作し禹が興りて而し
て湯造るに馴致す夏は天にして以て殷は中を互名す世降より以て選即ちこのかた事殊とに古へに非らず時に乘じて
國を有(たも)つと雖もも義を以て而して稱を制せず秦となし漢となすものは蓋し初めて起るの地名に從ふ隋と曰
ひ唐と曰ふ者は又た始め封せらるるの爵邑の名によりて即ち此れは皆百姓が見聞の狂(なる)れ習ひたるに徇ひ
必畢之れ民の分り易き故にするなり何んとなればも今迄て狂れ習ひたるを一朝變せば民の困難紛雜を恐れし故
なり一時經制の權宜を要す樂するに至るを以てせば少しく貶するなきを得んや我が太祖聖武皇帝乾符即ち上天の冊
命を握(にぎる)りて而して朔土(さくど)と歴古即ち昔しも無き所なり頃者(このころ)番宿廷に詣(いたる)りて奏事し
土地を恢(おほひ)にす與圖の廣きと歴古即ち昔しも無き所なり頃者(このころ)番宿廷に詣(いたる)りて奏事し

乾元万物資て
始む乃ち天を
統ひ運行き雨
施して品物形
を流く終始を
明にす六位時
に成る時に六
龍に乗じて以
て天を御す乾
道變化各々性
命を正ふし大
和を保合す乃
ち利貞庶物を
首として出づ
万国咸く寧し
尚不負於
投艱大誥
予れ天役を遣
し大を遣り艱
を朕が身に投
ずと云ふを看
畢したるなり
關楮關會
なり楮は木の
名にてその皮
紙と爲すべし

て伸べ請ふて曰く既に大業を成す宜しく早く鴻名を定む可し古訓在りて以て當れり然れども朕が心に於ては何
んか有らん國號を建て大元と曰ふ可しと蓋しこれの易經の乾元の義に取れるなり(易)の解上にあり茲に於て大
に治りて形を庶品に流(し)く執れか資て始るの功を名けんや予一人万邦を寧んじ爲むることを底す尤も仁徳す
るの要を切にす事は因革に從ふ道は天下に協ふ於戲(あ)る義に稱して之を名く固より之れを爲すの溢美(音い
つひ)賞賛し過ぎることなるに匪(あ)らざるなり予(まこと)に休して惟れ永し尙は艱を投するに背かず(眼を
有衆即ち人民たちよ予(われ)が至願即ち切りに願ひ望むるの意を味し(解)ばへ
て居りて不都のなき様になせと太保劉秉忠の請(秉忠大元の號を建つに從ふ) ○壬申咸淳八年
元九年 葉夢鼎再相以與似道意不合去 ○襄陽陷先是理宗初
年襄陽以制臣失撫御致王旻作亂而陷謝方叔作相諭李晉
伯遣將取之北方亦不苦爭及劉整策行重兵圍襄陽呂文煥
守城六年扞禦備至而似道不肯調援雖糧食未乏衣裝新芻
無所措辨至撤廬舍爲薪緝關楮爲衣援兵不至遂以城降爲
元人之用
壬申咸淳八年即ち元の世祖の至元九年に葉夢鼎が再た宰相となれり而して賈似道と
襄陽は制臣即ち制置使が撫御(なやま)す、なで御すること)するの方法を失したるを以て大に乱れ玉旻が乱をなして
落城すること)を致せり謝方叔が宰相となる李晉伯に諭として將を遣はして襄陽を取らしむ北方も亦た(北方大元
を云ふなり)甚だ苦爭しあらず(劉)整策が行はるるに及んで重兵(即ち強兵)と云ふが如し)が襄陽を攻め圍み
む呂文煥が城を守り拒ぐこと六ヶ年扞禦(音かんご)音かんごよ、まもりふせぐこと)の術が備(つ)ふさ)に至り尽せり而して
賈似道は背て援兵を遣せず根米未だ乏しからずと雖も衣裝新芻を措置(つ)足する所がなくそれ故に廬舍を撤し
破りてそれを以て薪となし關楮(解)上に詳(か)なり)の紙を楮(あ)つひ)めてつゝり合はせて衣服となすに至れり而して
援兵が至らず已むを得ず遂に城を以て降参せり而して城や士卒皆元人の用となる南宋紀に曰く時に襄陽久し
く困しむ孤城にして且つ援兵が絶へてなく故に兵士が南の方宋を望み慟哭して而して後ちに降参す時に急危の情
を朝廷に告ぐ似道列國を督して赴き援すけず又た曰く樊城既に落城す元の兵阿朮元が兵を益して襄陽を攻む呂文
煥之れを支ふる能はず會々元三昭諭を文煥に降して曰く爾等孤城を拒せざる今に五年爾主に宣力すそれ宜なり

劉整策劉元の世宜に謂ふて曰く宋を

留之卒不行 元併尚書省封皇子忙哥刺爲安西王 直學士院文天祥致仕初賈似道稱疾乞致仕以爲要君似

疏を上りて出で軍を督せんと謂ふなり

子熲年四歲是爲孝恭懿聖皇帝 孝恭懿聖皇帝名熲皇后全氏出也太皇太后謝氏臨朝稱詔 改元德祐

沙市新城 沙市鎮江陵の城外十四里の所にあり

燕爲軍 淮西の所にあり

燕湖 縣太平

安慶府 淮西の所にあり

州之れなり

官資 官品階

已未庚申 天澤の病

官資 何

在 宗の開慶

これ獨りにて引き受け又た事を知りて言ひ諫めざることをなく常に知るれば恐く言ふなり又たその言ひ諫めざることを言ふたびと諫めたるたびとに聽かれざることをなく皆言ふことが聽き入れらるる又た人才を朝に薦すめ登げることの賜げられたる人々は皆才人物ばかりて各々其職務がよく才智氣量に稱(かな)ひ合へり又開平に城(きづく)きづく)も燕都に築かしむるは皆才衆忠がその土地を相(見)定めること)せしなり是に至りて疾氣がなくして端坐(音たんざ)して卒去せり元の世祖が衆忠の卒去せしむるを聞き驚悼(いたむ)し群臣に謂ふて曰く衆忠は朕に事ふること三十有餘年の長き間にして小心翼々として慎密なりその陰陽術數の精きは唯だ朕のみ之れを知れり衆忠大傳を贈り趙國公に封す文貞と諡す衆忠は幼より學問をすき好み年老ゆるとも衰へず位(す)位(す)人臣を極はむ而して齋居蔬食(さいくしょく)しよそしよそ)居所を清潔にしまづきものを食ふこと)して平昔即昔の今の如き尊位に上らざるべきは一つも異なるなし自から職奉散人と号せり又詩や文章など

元命 中書平章史天澤。中書左丞相伯顔帥諸軍南侵。陸辭。世祖諭之曰。古之善取江南者。唯曹彬一人。汝能不殺。是吾曹彬也。天澤有疾而還。尋卒。先是世祖遣鑿觀視。天澤附奏曰。臣大限有終。死不足惜。第願天兵渡江。以殺掠爲戒。言訖而卒。天澤忠亮有大節。出入將相近五十年。柱石四朝。師表百辟。可謂社稷之臣。其視富貴權勢。歛迹退避。若將浼之者。故能善始令終。爲開國元臣。

元は中書平章史天澤及び中書左丞相の伯顔に命じて諸軍を帥ひて南方を侵めしむ。これ宋の賈似道に背む。使を拘(と)めおろ(す)こと)するを以てなり。元の世祖が天澤、伯顔が發するの時に之れを諭(と)して曰く古(いに)し(よ)の善く江南を取らるるものはた)宋の曹彬一人のみなり(評)しよそ)六の卷末の太祖の所に(出)づ)も)し汝等が能く衆人を殺さ)れば則(す)は是れ吾が曹彬なりと天澤に至りて疾に遇ふて還り尋(ま)して卒(す)せり是より先きに世祖が鑿觀(さくくわん)を遣はして馳せて天澤を診察せしむ。天澤がその時に鑿觀に附(つ)き奏(そう)して曰く臣大限(おほ)の限(かぎ)にあり(し)終(は)ら(な)ん(が)れ(ば)も(の)我(わ)れ(の)死(し)は(し)ん(が)惜(お)し(む)に(は)足(た)ら(ず)只(ただ)願(ね)は(ば)天(てん)兵(へい)が(が)江(か)を(を)渡(わた)ら(ば)人(ひと)を(を)殺(ころ)し(む)物(もの)を(を)掠(ら)ぶ(ら)る(る)こと(を)最(と)重(じゆう)に(に)戒(か)め(ら)れ(ん)こと(を)言(こと)訖(し)て(は)卒(す)去(さ)せ(り)天(てん)澤(たく)は(は)忠(しゆう)亮(りやう)にして大なる節有り平居に未だ嘗て自からその才能に誇(こ)は(こ)る(る)こと(を)言(こと)ひ(は)な(さ)ず(は)大(だい)事(じ)件(けん)を(を)論(ろん)ず(る)に(は)至(いた)り(て)は(は)毅然(ごうぜん)として天下の重きを以て自から任(た)ん(ぢ)り(年)四十(に)至(いた)り(初)めて節(せう)を(を)折(を)り(て)吾(わ)を(を)諷(ふ)み(尤)も(も)資(し)治(ち)通(つう)鑿(さく)に(は)熱(ねつ)誠(じやう)

元を云ふ甲辰は亦景定なり

言ふ意は開慶景定の間の朝

廷の法が正しく沿江の軍勢

皆その土地に應じて軍糧

の貯蓄多しその後に賈似道が宰相となりて國政をやみり國法をみだり爲めに軍中日々に窮に迫まる已未甲申の翌なるとは大なる違ひがある即ち已未庚申の翌は何處にあるかと痛く似道をばそしりたる言なり

池洲江東に

父仇 虎臣

せりその論を立つること人の意表に出づ將相に出入すること五十年に近しその間四朝に佳石即大臣宰相となり百辟(くわん)の師表即ち手本たり實に社稷の臣と謂ふ可し其の富貴權勢を視ては迹を歛(おさ)む(め)て退き避けのがれて將(しやう)に之(これ)に流(なが)れ(け)が(る)れ(ん)と(す)る(者)の(如)し(故)に(能)く(始)め(を)能(よ)く(し)て(終)り(を)令(し)す(開)國(こく)の(元)臣(しん)たり(人)々(が)天(てん)澤(たく)を(を)以(も)ち(て)郭(くわく)子(し)儀(ぎ)や(曹)彬(ひん)に(に)比(ひ)し(く)ら(べ)て(は)め(た)り(と)云(い)へ(り)

○元伯顔丞相大會兵于襄樊。九月以降人劉整領騎兵出淮泗。呂文煥領舟師出襄陽。爭先向導。水陸並進。攻沙市新城。都統邊居誼帥所部三千人。力戰死之。策應使夏貴力戰。元兵出其不意。兵敗。沿西南岸縱火。歸廬州。宣撫朱禔孫提重兵。不戰歸江陵。

元の伯顔丞相が大に兵を襄陽、樊城の二城に會し元の軍諸道より進めるものを部署す九月に降人の劉整(りやうせい)を以て騎兵を領して淮泗より出づ呂文煥(りやうげん)は舟師を領して襄陽より出づ先きを争ふて向かへ導けり之れが爲めに元の軍は水陸共にならび進み沙市の新城を攻む都統の邊居誼(へんきよぎ)が所部の兵三千を帥ひ督し力戰して遂に之れに討死したり又策應使の夏貴が力戰して之れを防ぐ而かも元の兵が不意に出で兵敗れ西南の岸に沿ふて乃ち火を縱ちて廬州に歸へる宣撫使の朱禔(しゆぢ)孫提(そんてい)は重兵を提さげ戦はずして江陵に歸る

○鄂州降。○天目山崩。○鄂州が元に降せり天目山が崩ずれたり

○詔天下勤王。○乙亥。德祐元年。元伯顔留阿里海牙。以兵四萬守鄂。而與阿朮率大軍渡江。順流東下。時沿江諸將多呂氏部。望風降附。○江州降。運使錢真孫自縊。○劉整自愧出淮無功。憤死。無爲軍城下。

宋は天下に詔を下して諸道に勤王の士を徵す○乙亥(ごうがい) 德祐元年(とくゆう) 元伯顔(げん) 留(りう) 阿里海牙(ありかい) 以(も)つ(て) 兵(へい) 四(よ) 萬(まん) 守(まも)る(る) 鄂(お) 而(して) 阿(あ) 朮(じゆく) 率(す) 大(だい) 軍(ぐん) 渡(わた) 江(か) 順(したが) 流(りゆう) 東(とう) 下(くだ) 時(とき) 沿(したが) 江(か) 諸(しよ) 將(しやう) 多(おほ) 呂(り) 氏(し) 部(ぶ) 望(もち) 風(かぜ) 降(くだ) 附(つ) ○ 江(か) 州(しゆう) 降(くだ) 運(うん) 使(し) 錢(せん) 真(ま) 孫(そん) 自(みづか) 縊(く) ○ 劉(りう) 整(せい) 自(みづか) 愧(か) 出(い) 淮(わい) 無(な) 功(こう) 憤(ふ) 死(し) 無(な) 爲(ゐ) 軍(ぐん) 城(じやう) 下(くだ)

至元十二年に元の總督の伯顔は阿里海牙を留めて兵四万を以て鄂州を守る而して伯顔は阿朮と大軍を率ゐて江を渡り流に順ふて東に下る時に沿江の諸將即ち陳奕(ちんいつ) 陳環(ちんくわん) 管景模(くわんけいも) 等皆なその前は襄陽に在りて文煥が部下に在りしもの多し故に皆な風を望みて文煥に降し元を降参せり○江州の太守呂師夔なるもの文煥の兄なり是に至りて兵を擧げて降せり而かも運使即ち轉運の事を掌とする所の錢真孫は戦を

不屈降表の
臣と稱
せず仍は宋号
を替す伯顔開
かすその風せ
ざるを以て遂
に之れ
を拘ふ
天祥等罷
兵 天文祥及
び張世傑
等其地臨安に
集る所の諸將
みな兵符を收
めて令して
曰くもし暴動
せば嚴罪に決
せん
世傑去朝
世傑は三宮を
奏して海に航
して而して已
れ罪を帥めて
城に背て一戰
せんを請へり
陳宜中之れを
許さずして固

てその胸を拉(音らふ)て之を殺せり ○張世傑以兵入衛元兵在境陳宜中等惟攻撃
折くよと) 賈黨畧無備禦之策司馬夢求監江陵沙市鎮力戰死徵諸帥
入衛夏貴胥萬壽黃萬石等不至 元の將張世傑(ちやうせいけつ)が兵を引
已にその境にあり而るに陳宜中等は賈似道等黨を攻め討するのみにては元の兵を禦するの策を爲さず
司馬夢求なる者は江陵の沙市鎮を監しす而して元の兵と力戦して死す宋廷時に諸帥を以て入りて關を守らしむ
而かるに夏貴(かき)胥(きよ)萬壽(まんとしゆ)萬石(まんとし)等(さんま)のものは至らず ○六月庚申朔日蝕晦冥鷄栖于埽咫尺
不辨人物自已至午明始復 六月庚申の朔日蝕(にっしよく)せり爲めに晝冥(く
人物を辨せず已より午に
至り明が始めて復せり ○留夢炎相 ○文天祥將民兵峒丁二萬餘人
入衛與夢炎意不相樂以尙書除江浙制置守吳門 留夢炎が
り○文天祥が民兵(江西の民を募れる者)峒丁(洞山の蠻夷の遺類なり)合はせて二萬餘人に將として
入りて關を衛る宰相の夢炎と意見が合はずして相樂せず尙書を以て江浙の制置に除す吳門を守れり ○州郡
連降元兵距臨安百里獨松關告急時張世傑軍五萬諸路勤
王兵四十餘萬天祥與世傑議兩軍堅守閩廣全城王師血戰
萬一得捷猶可爲也世傑大喜議出師宜中以王師務持重降
詔沮之遣使乞和 宋の州郡が連りに元而降せり元の兵が臨安を去ること百里獨松關が
方あり天祥は張世傑と評議す曰く兩軍が堅く閩廣を拒ぎ守り全城の王師が死を棄てて戦かひ若し万一捷つこと
得ば猶は天下のことは爲す可きなりと世傑大に喜んで評議して師を出たす時に陳宜中以爲く王者の師務めて持
重にして安りに輕ろしく動かす可からずと太后に白して
詔を降して之れを沮(は)む且つ使を遣はし和を請ふ ○詔天祥等罷兵 ○潭州陷時

降参の事を
議せり是に於
て世傑部兵を
帥て臨安を去
り海に航して
以て與復を圖
かれ
手詔諭諸
路一内附
宋史に伯顔程
鵬飛をして太
皇太后の手書
を取りて以て
天下の諸路に
諭として元は
降参し附かし
む皆先之は元
人なり故に降
附を内附に作
りし
三宮 后謝氏
度宗の後の全
氏と少帝とを
云ふ

一軍自湖南圍潭州守臣李芾戰守屢捷經八九月城將陷闔
門死之 文天祥及び張世傑等に詔して兵をやめしむ潭州が落城せり時に元の一軍湖南より潭州を
圍む守臣の李芾(しやうてい)が守りて屢々之れに捷つて八月九月を經過して城が將に陥らんとす
で、戦ひしばし元軍に於てり而して元の精兵日々に加はり芾支ふる能はず正月城破る芾命じて薪を樓下に積ま
しめ家人を携へ樓に登り大に宴す金銀を兩畔に積み酒半ば酣にして子(人斬りの役人)をして金銀を將て去ら
しめ却て刀を取り來らしめ頭(かしら)を上役を云ふの者より人を殺し屍(おぼはり)に到りて我れを殺さしむ闔門皆
な之れに死せり而して子遂に四面
に火を縱ち自から腹を斬りて死せり ○丙子德祐二年元十三年正月秀王與翠奉
皇兄益王昱皇弟廣王昺等航海 丙子德祐二年即ち元の世祖至元十三年の正
月元は降参せり廷議遂に降表を元は上る其文尊号を削ぐり巨(大)を削しその儀貢銀絹二十万兩匹なり乃ち文天祥を
召して臨安に知らしむ辭して受けず既にして太后使を遣はし陳宜中の遺書を奉じて元は賜る元帥の巴延(ハハヤン)が
驛を開きて威を張りて宋の降を受け北燕に致したる時に秀王の與翠(よえき)と翠(すゐ)とを遣はし陳宜中の遺書を奉じて元は賜る元帥の巴延(ハハヤン)が
等皇兄の益王昱及び皇弟の廣王昺等を奉じて海に浮かひ航して難を避(さ)く ○世傑去朝 ○元兵
駐高亭山去都城三十里 ○宜中夜遁 ○文天祥右丞相辭不
拜 張世傑が朝廷を去れり世傑初め三宮をして海に航して而して已れ宋を帥ひて城に背て一戰せんを請
ふ陳宜中許るさずして固たく辭らんことを議す是に於て世傑は部兵を帥ひて臨安を去り海に航して
以て與復を圖かる元の兵進んで高亭山に駐(と)まり都城を去ること僅かに三十里なり ○初め宜中等和
を固く請ひ遂に太后に白して監察御史の楊應奎を遣はし傳國の璽を上り以て降す伯顔之を受く使を遣はし官中を
召し出で降参を議せしむ宜中温州の温溪に遁がれ歸へる ○賈餘慶吳堅相 ○天祥出使
○文天祥を以て右丞相に除す而かれども辭して拜せざりし ○賈餘慶吳堅相 ○天祥出使
軍前辭慷慨議論不屈伯顔留之 ○元兵入臨安賈餘慶等
奉三宮以降手詔諭諸路一内附 賈餘慶吳堅相となれり ○文天祥出で軍前即
ち元の軍高亭の蕪庭に使者を遣はし元帝より使者を
安に來りて曰く急に執政の大員と面議せんと乃ち太后謝氏が文天祥を召し右丞相兼樞密院事となし吳堅と共に元
軍に使者を遣はし伯顔之れを留む ○元の兵が臨安に入る宰相の賈餘慶等三宮即ち太皇太后謝氏太后全

大都至元九
 年中都
 を改め大都
 逸去
 がひ得て逃
 去するなり
 驛馬天子の
 驛馬を驛
 馬と曰ふ都尉
 なり漢の武帝
 置きて驛馬を
 掌せしむ魏
 晉より宋に至
 るまで公主に
 尙する者は例
 として驛馬都
 尉とし拜す故
 に天子の驛を
 稱して驛馬
 と云ふなり
 苗再成守臣
 て苗は姓なり
 再成は名なり
 上都北は百
 里に在り即ち
 開平府中統五

氏及び帝を奉して以て元軍に降参せり帝の手
 詔して諸路に諭して内附して元に降らしむ
 ○伯顔遣宰執先赴大都天祥亦登
 舟北行至鎮江得間逸去元の帥伯顔の宰執を遣はし先づ大都(元の都燕を云ふ)に赴かしむ時に文天祥
 亦舟に登り北行して鎮江に至り番
 人の間即ちすきを得て逃がれ去れり○收都城軍器收傳國璽○三宮北遷宮
 室駙馬宮人内侍大學等數千人皆在遣中過眞州守苗再成
 奪駕幾遂不克都城の軍器即ち兵符等々を收めて傳國の璽を收む○三宮北に遷る即ち元
 女遣中にあり道眞州を過ぐ眞州の守の苗再成と云ふ
 者が乃ち帝の駕を奪はんとし幾んど得て遂に克たず○五月宋帝至上都降封瀛國公
 帝在位二年改元者一曰德祐五月に宋の孝恭帝は上都(即ち燕京の北八百里
 部と曰ふ)に至る帝を瀛國公(わいこくこう)に降
 し封す帝在位二年改元する者一つなり德祐と曰ふ○益王廣王由海道至温州蘇劉義
 陸秀夫來會陳宜中張世傑海舟亦至福州宣謝太后手詔以
 二王爲天下都副元帥召諸路忠義五月朔陳宜中陸秀夫張
 世傑等共立益王昀爲帝即位于福州是爲端宗皇帝益王
 廣王等は海道より温州に至る而かるに蘇劉義陸秀夫等が來り會す又陳宜中張世傑等も海舟を以て福州に至る
 時に謝太后は病氣にて杭州に幸し二王即ち昀及び昀が温州に居るを唇ひ自書して以て天下に宣命して二王を以て
 天下の都副元帥となし(廣王は都元帥となり益王は副元帥たり)諸路の忠義勤王の兵を召す五月朔(音さく)つ
 いたち)に陳宜中陸秀夫張世傑等が共に益王の事を立て、帝と爲し位に福州に即けり是を端宗皇帝となす

半號を加へて
 上都と云ふな
 温州浙東に
 都副元帥
 廣王は都元帥
 に益王は副元
 帥なり
 道中北に遷
 るその時に宮
 室駙馬宮人内
 侍大學等數千
 人皆その元に
 送り遣らるゝ
 中間と云ふが
 如し
 時頼寇
 猶獵州のみ
 は元以降りそ
 の用をなして
 元兵と力を合
 はせ宋に逆ふ
 その勢が兇惡
 なり頼朝とは

太后爲仁安皇太后尊度宗淑妃楊氏爲皇太后同聽政
 端宗皇帝名昀孝恭懿聖皇帝兄也即位改元景炎遙上帝尊
 號爲孝恭懿聖皇帝太皇太后爲壽和聖福至仁太皇太后皇
 ○文天祥至除右丞相以與宜中世傑異意不肯拜○九月天
 祥開督南劍州募兵得數千遂復邵武軍冬十月天祥帥師次
 于汀州興化軍通判張日中等來會時頼寇猖獗血江閩廣之
 路日中等聞天祥開督勤王遂各起兵來應天祥遣趙時賞張
 日中趙孟傑將一軍趨贛以取寧都遣吳浚將一軍取零都劉
 洙蕭明哲陳子敬皆自江西起兵來會廣王の長を封して衛王となす陳宜
 ○文天祥が至れり右丞相に除せらる而かれども陳宜中張世傑等と意見を異にして離が合はざるを以て肯て拜し
 位に就かず江淮に去り忠義の士を招き中興を圖かる○九月に文天祥が南劍州に開督して兵を募(つ)のるよびむつ
 めるなり)りて數千人を得たり遂に邵武軍を復せり冬十月に天祥の師を帥ひつれて汀州に次(し)とまる)す興化
 軍の通判張日中等が來り會す時に頼(こ)う)州の人民元の爲めに兵を執りて天祥に抗し其勢ひか猖獗(し)ようけつ)
 即ち猛烈の凶突する如く俗に曰ふわるづよく盛んなり而してむやみに人民等を殺して江閩廣の路を血にす日中等
 は天祥が開督して忠義の士を募り王に勤むと聞て遂に各々兵を起して來り應せりそこで天祥は趙時賞張日中趙
 孟傑を遣はし一軍を將ひて贛州に趨き贛を伐たしむ遂に寧都を取れり又吳浚を遣はし一軍を將ひて零都を伐たし
 め遂に零都を取れり劉洙蕭明哲陳子敬等は皆な文天祥が私かに督府を開き勤王の兵を徵すを聞き江西より
 兵をあげて來りて會せり○鄒淵與元人戰于寧都敗績武崗教授羅開禮起兵
 復永豐縣亦死天祥爲製服哭焉○十一月元阿剌罕董文炳

その威勢の兇悪なるを謂ふ俗に云ふわろづよきと云ふ如し
 張日中昌張日中昌は軍南城の人なり横浪十三世の孫なり
 文龍その腹指して曰く此れ皆忠義の文章なり相違する可けんや卒に風せす食はずして死せり
 開督督を開府を私さかに開らくを云ふ
 粹倉選(にはか)の
 我姓文ワカセイメント

入建寧府。遂侵福州。宜中世傑奉帝及衛王楊太后等航海。由潮州至廣州。越富陽。遷謝女峽。○丁丑。景炎二年。元十四年。阿刺罕入汀州。文天祥奔漳州。謀入衛道阻不通。往來江廣間。戰有勝負。○吳浚降于元。因越漳說天祥降。天祥責以大義誅之。○三月。文天祥復梅州。○四月。天祥復興國縣。○五月。張世傑復潮州。○天祥自梅州出江西。遂復會昌縣。與趙時賞張日中之兵皆會之。○元中書政事廉希憲卒。希憲在江陵。遠近向化。及有疾。召還。民皆垂涕擁送。建祠繪像以祠之。卒。世祖歎曰。無復有決大事如廉希憲者矣。伯顏亦曰。廉公宰相中真宰相。男子中真男子。世以爲名言。○六月。天祥敗元人于零都。遂次于興國縣。秋七月。使張日中趙時賞等帥師復吉贛。諸縣遂圍贛州。○張世傑回師。由潮州圍泉州。不克。○帝舟遷于潮州之淺灣。○元李恒遣兵援贛。而自將襲天祥于興國。天祥不意恒猝至。乃引兵走。即鄒淵于永豐。淵兵先潰。恒窮追天祥。天祥至方石嶺。恒及之。鞏信拒戰。箭被射而死。天祥至空阬。恒又及之。張日

文天祥を助すけ脱せしめんとし故に之を欺き伴はりて文天祥の姓文を呼び言へるなり
 自辨利害するなり
 宜中帝を奉りて占城に奔らんと欲す故に先づ往きて意を諭す送を走りて還へ
 不還事の成就せざるを以てなり
 颶風五雜俎海風之れを颶風と謂ふ其の四方の風を具ふるを以てなり

中奮力戦。元兵少却。恒磨鐵騎橫擊之。日中身被十餘創。猶手刃十餘騎而死。兵盡潰。天祥妻歐陽氏。男佛生。環生。及二女皆見執。趙時賞坐肩輿。後元人問爲誰。時賞曰。我姓文。衆以爲天祥禽之。天祥由是得挺身。與其長子道生。及杜滸。鄒淵。乘騎逸去。遂奔循州。散兵頗集。乃屯于南嶺。幕僚客將皆被執。時賞至。隆興奮罵不屈。臨刑。劉沐頗自辨。時賞叱曰。死耳。何必然。於是將佐幕屬被執者皆死。而天祥妻子家屬送于燕。二子死于道。○廣州陷。○十一月。元劉深以舟師襲淺灣。張世傑戰不利。奉帝舟走秀山。陳宜中之占城求兵。遂不復還。十二月。帝再遷于并隩。颶風作。帝有疾。元劉深復以舟師來襲。并隩執俞如珪。帝舟遷于謝女峽。謝女峽。潮風(すうはう)か元の兵と寧都に於て戦争し敗績せり武崗の教授の(先生に徒三百人を集めて義兵を起し水豊縣を復す亦た戦死せり文天祥は之れか爲に裏腹をこしらへ製して哭せり○十一月に元の阿刺罕(わし)の董文炳(とうぶんへい)建寧府に入る遂に福州を侵かす陳宜中、張世傑帝及び衛王楊太后等を率して海に航し潮州より廣州に至り富陽に赴き謝女峽(しやじょ)に遷れり○丁丑景炎二年即ち元の世祖の至元十四年阿刺罕か汀州に攻め入りそこで文天祥は漳州に奔れり天祥行在に至りて護衛せんを欲し謀れども道か阻(へたつ)たりて通行する能はず故に江廣の間往來し彼處此處にて戦争し互ひにまげちかありたり○宋の吳浚か元に降参せり因りて漳州に赴き至り天祥を説き諭として以て元に降らしめんとす天祥は却て大義名分を論じて吳浚を責め罵り之を誅殺せり○三月に文天祥か梅州を取りかへせり○四月に復た興國縣を取りかへせり兵勢稍々振へり○五月に張世傑も亦潮州を取り復へす○文天祥は梅州より江西に出で、遂に會昌縣を取り復し

れば吾が身の... 合なるを嘆... あり人ほ... づまらぬの... はない此の世... に生れたるも... のは古から皆... 一度は死ぬる... なり所詮生き... て甲斐なき命... まれば一片の... 丹心を留めて... 汗青を照らさ... んど

世傑力戰禦之。弘範無如之。何時世傑有甥韓。在元師中。弘範三使韓。至宋師。招世傑。世傑不從。曰。吾知降生且富貴。但義不可移耳。因歷數古忠臣以答之。弘範乃命文天祥。為書招世傑。天祥曰。吾不能扞父母。乃教人叛。父母可乎。固命之。天祥遂書所過。零丁洋。詩與之。其末有云。人生自古誰無死。留取丹心照汗青。弘範笑而置之。弘範復遣人語崖山。士民曰。汝陳丞相已去。文丞相已執。汝欲何為。士民亦無叛者。弘範又以舟師據海口。宋師樵汲道絕。兵士茹乾糧。十餘日而大渴。乃下掬海水飲之。水鹹飲即嘔泄。兵士大困。世傑帥蘇劉義方興等。且夕大戰。元李恒自廣州以師會攻。弘範命恒守崖山北面。...

魏娘難を経て... 死を忍び耐... ゆること... を云ふ也... 爲趙氏一... 塊肉一耳... 一塊肉即ち一... かたわれと云... ふことにて血... 統を分かつた... る帝位一人が... あるのをこれ... を使りに今迄... 色々の難儀を... 耐へ忍んで長... からへたるの... みそれ最早... 帝位も死せし... と聞けば便り... も既になし是... よりは死する... か木望と云ひ... 大に嘆げき... の辭なり

生自古誰無死。留取丹心照汗青。大意は人間は生るゝと云われれば則ち死ぬることあるこれ天命である。それ故に昔しからして誰れか死せずして何千年も生き長からへ居るものがあらずや。決してありせん。故に人間の死する天命なれば是非なし。故に今此の天祥が囚れて死するの命なり。故に決して死は惜ざるなり。それ故に世傑も丹心即赤心をとゞめ。のこして後の世の歴史に彼れは忠臣義士であると書し遺さるゝ様にせんと云へるなり。許はしなく上に上みの六句をも合はせ解しあれば能く。参考すべし。弘範がその詩を笑ふてあれを置けり。そこで弘範が亦た人を遣ひし崖山の臣に語り。説きて曰く。汝が陳丞相(宜中)は已に去る。今又文丞相(天祥)已に執はる。これに汝等は何を爲さんと欲するや。士民も之れを聞き亦叛るものなし。弘範が亦た舟師を以て海口に據る。宋の師樵汲即ち薪や飲水を運び汲むの道を絶せられたり。爲めに兵士等は乾糧を茹(くら)ひ居ること十餘日の間にして大に渴し已むを得ざれば乃ち下りて海水を掬して之れを飲む。水鹹らし之れを飲めば則ち嘔泄す。それ故に兵士等は大に困難せり。張世傑は蘇劉義方興等を帥ひて軍を督し且夕大に元の軍と戦へり。時に元の將李恒は廣州より軍師を以て來り會し。攻む弘範恒に命じて崖山の北面を守らしむ。○二月戊寅朔。世傑將陳寶。叛降于元。己卯。都統張達夜襲元師。敗還。元人進薄。世傑之舟甲申。弘範四分其軍。自將一軍。相去里許。令諸將曰。宋舟西。崖山。潮至必東遁。忽攻之。勿令得去。聞吾樂作。乃戰。達令者斬。先麾北面一軍。乘早潮而戰。世傑敗之。李恒等順潮退師。午潮上。元師樂作。宋師以爲且懈。不設備。弘範以舟師犯其前。南師繼之。宋師南北受敵。兵士皆疲。不能復戰。俄有一舟。檣旗仆。諸舟之檣旗皆仆。世傑知事去。乃抽精兵入中軍。諸軍大潰。元師薄宋中軍。會日暮。風雨昏霧四塞。咫尺不辨。世傑乃與蘇劉義斷維。以十六舟奪港而去。陸秀夫走帝舟。帝舟大。且諸舟環結。度不得出走。乃先驅

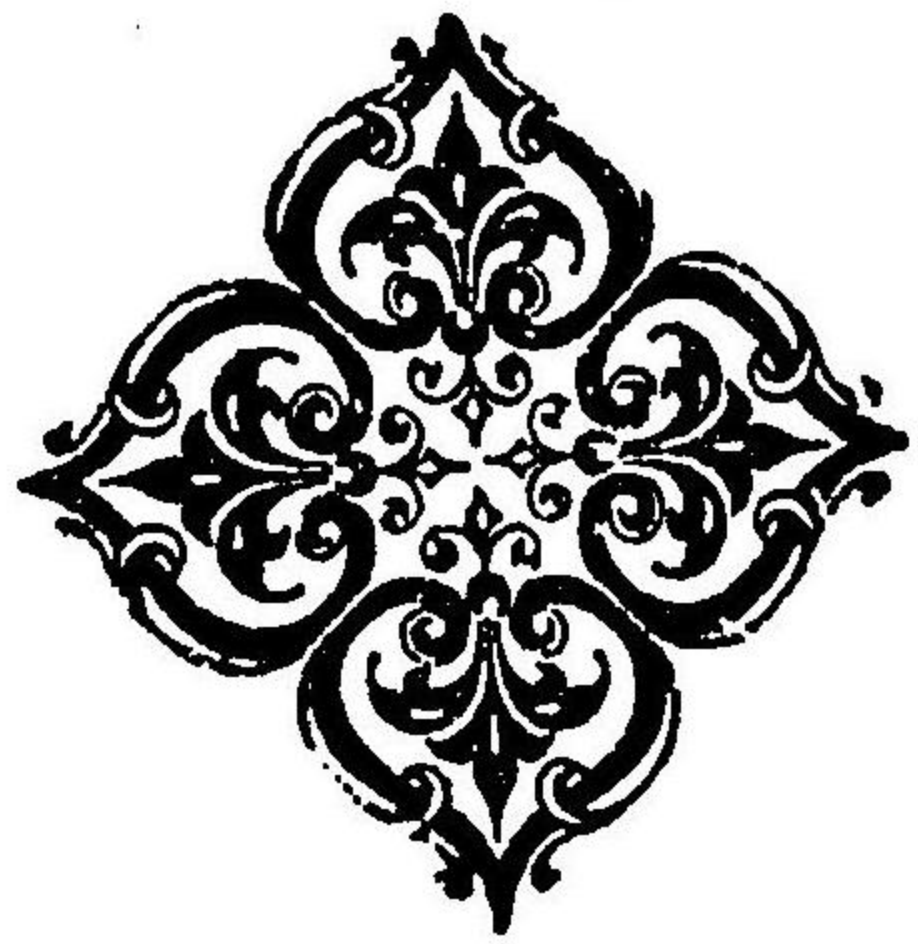
龍洞峯の
四に在り
張弘範兵
至厓山
弘範潮陽港より甲子門に至る厓山の斥候將を道中にて捕らへこれによりて世傑の軍器配置及び其の地の地理を委はしく聞きて進んで厓山に攻め
紹興の高宗
淳熙の孝宗帝
嘉定の憲宗帝

其妻子入海。即負帝同溺焉。帝崩後宮諸臣從死者甚衆。越七日屍浮海上者十餘萬人。因得帝屍及詔書之寶。已而世傑復還厓山。取兵遇楊太后。欲奉以求趙氏。後而復立之。楊太后始聞帝崩。撫膺大慟。曰。我忍死艱關。至此者。正爲趙氏一塊肉耳。今無望矣。遂赴海死。世傑葬之海濱。世傑將趨安南。至平章山下。遇颶風大作。舟人欲艤岸。世傑曰。無以爲也。焚香仰天呼曰。我爲趙氏亦已至矣。一君亡復立一君。今又亡。我未死者庶幾敵兵退。別立趙氏以存祀耳。今若此。豈天意耶。若天不欲我復存趙祀。則大風覆吾舟。舟遂覆。世傑溺焉。宋亡。

五感の切
邵雍の先生
出帝五代の
帝契丹の爲め
に執らへられ
たり
靖康の執ら
へらるる
年号なり
徳祐少帝が
年号なり
陳捕生を云
ふ
一汴二抗
三閩四廣
之説太祖の
創業に

下再たび辱かしむ可からずと即ち帝を負ふて海に共に同じく溺る。帝崩御せり後宮やもる。の臣下の者が海に入り溺ばれ従ひ死するもの甚だ衆し。越て七日目に屍(しかばね)が海上に浮び出づるもの十餘万人の多きあり。それによりて帝の屍及び詔書の寶を得たり。已にして世傑が復た厓山に還へりて兵を收む楊太后に遇ふ。奉じて以て趙氏の後裔を求めさし出だして復た之れを立て、帝と爲さんと欲すと楊太后は始めて帝の崩逝しを聞きて驚(おどろ)かす。大に慟哭して曰く。我れ死を艱關に忍んで生き長からへて今に至りしは正に趙氏の一塊肉耳。趙の血筋を分けたる其子弟が一人ありしばかりなり。然るに最既に死せり。今は何んの望みもなしと遂に海に赴きて死せり。世傑之れを海濱に葬むれり。時に世傑は將に安南に趨んとす。平章山の下に至りて颶風の大に作るに遇へり。舟人(せんどう)が曰く。船を岸(き)に艤しと云ふ。世傑が曰く。以て爲る。こと勿れ。即ち舟を艤する。ことをする。勿れと香を焚(た)きて天に仰ぎ呼ぶ。曰く。我れ宋の朝即ち趙氏の爲めにする。亦た已に至り。盡せり。一君が亡び(端宗帝)て復た一君(帝)を立て。今復た亡び。我れ未だ死せざるもの。庶幾(こゝろ)かわく。ば敵兵即ち元の兵が退き去りしならば。其後で別に復た趙氏の裔を求めて立て、以て宋の祀りを存せん。其今此の如し。豈に天が意なるか。若し天我が復た趙氏の祀を存することを欲せずんば。則ち大風吾が舟を覆(く)つが(へ)す。せと舟遂に覆へる。世傑溺る。宋亡。

○厓山既破。元張弘範等置酒大會。謂文天祥曰。國亡。丞相忠孝盡矣。能改心以事宋者。事今不失爲宰相也。天祥泣然出。涕曰。國亡不能救。爲人臣者。死有餘罪。況敢逃其死而貳其心乎。弘範義之。遣送于燕京。道經吉州。痛恨不食。八日猶生。乃復食。十月天祥至燕。不屈繫獄。勵操愈堅。○宋之故臣亦有由嶺海走安南者。安南自其國王李乾德卒於紹興。子陽煥立。陽煥卒。子天祚立。天祚卒於淳熙。子龍翰立。龍翰卒於嘉定。子吳昷立。世奉宋正朔。當龍翰時。有閩人陳京入其國。得政爲國壻。京子承再世執其國柄。及吳昷時。承奪其國。傳子威冕。理宗受其



跋十八史畧講義

吾友的塲子禮夙以俊才鳴於一鄉其出鄉也周遊於四方不相見者數年矣今者忽寄書曰須應需著十八史畧講義題辭與序文既備請煩子之跋焉夫以堂堂正史數百千卷之廣且大縮抄之於僅々七小卷中而古來讀史者多取道於此者以其能得要也方今學派多岐人日趨簡而此書亦盛行以故其註釋講義之類亦不乏而子禮以爲未足於是乎有此著其爲初學慮也深矣嗟夫抄史而不得其要何足以爲史講義而不詳其旨亦徒爲耳今十八史畧之得要旣已如彼而以子禮之才有此著則其

二
詳說細析而無復遺憾者蓋亦可占耳余雖未接其書而
獨喜子禮能從事於斯道而為初學慮深焉於是乎一言
塞責而樂觀其書

明治乙未仲夏

雲州廣瀨 山口美道

明治廿八年十一月一日印刷
明治廿八年十一月六日發行

十八史略講義下卷
正價金廿五錢

版權所有



著者的場麗水

發行者 武田福藏

大阪市東區南久太郎町四丁目
八十六番屋敷

印刷者 前野茂久次

大阪市東區和泉町二丁目八屋番敷

大坂交盛館發兌圖書大賣捌所

大阪市東區淡路町二丁目三十八番屋敷

金川善兵衛

全 東區淡路町二丁目

北島長吉

全 東區備後町四丁目七十八番屋敷

吉岡平助

全 東區備後町五丁目

盛文館

全 東區安土町四丁目卅八番屋敷

積善館

全 東區北久太郎町百廿八番屋敷

岡本仙助

全 南區末吉橋通四丁目八十九番屋敷

中村芳松

全 南區鹽町三丁目四番屋敷

岡本支店

神戸市元町通五丁目

吉岡支店

福岡市博多中島町

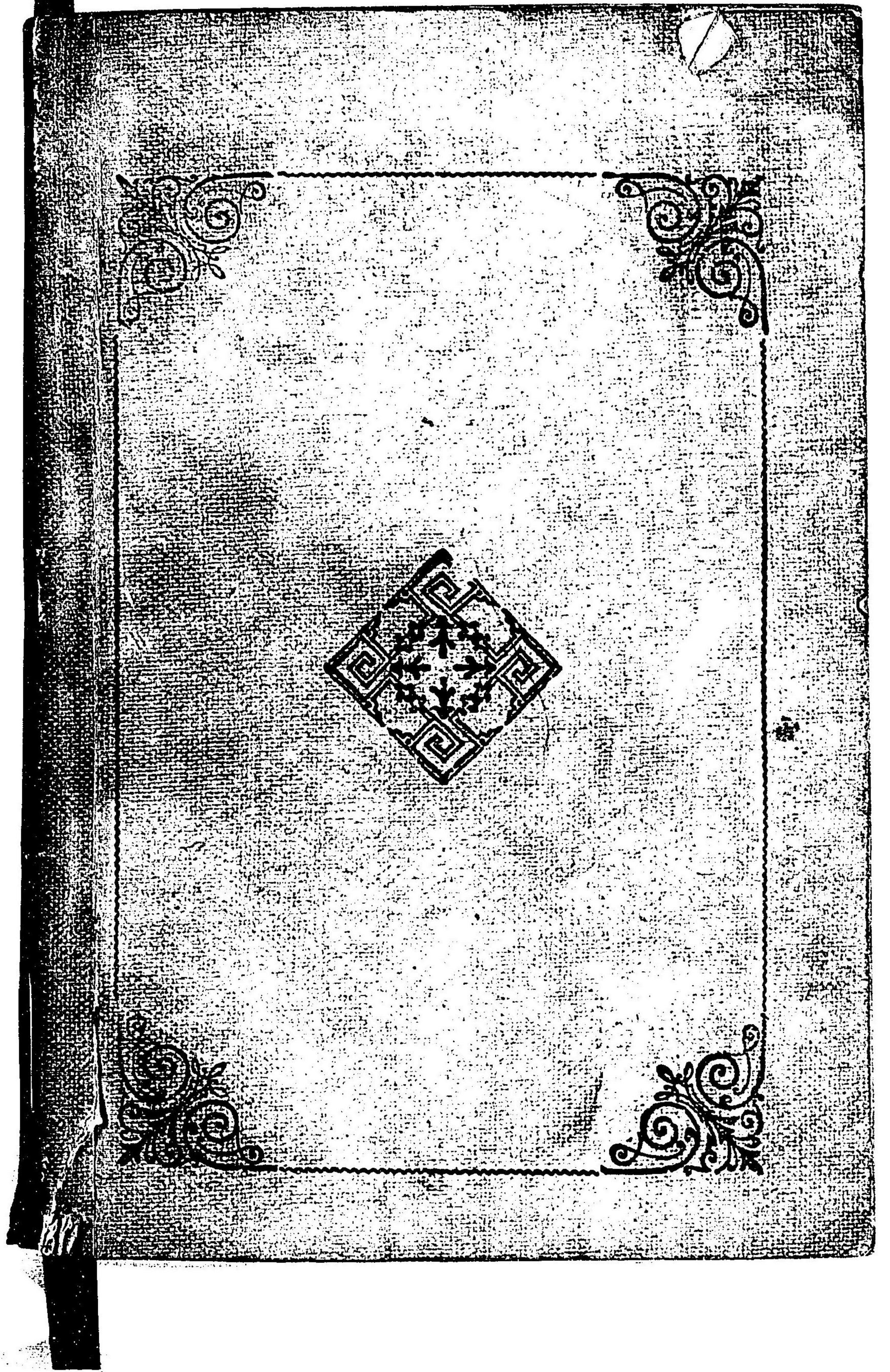
積善館支店

廣島市草屋町

積善館支店

伊豫國四條町

金川支店



003143-002-8

特20-133

十八史略講義 (釐頭解釈)

的場 麗水 / 著

下

M28

ACC-1227

